

## 2) 学校評価

### 【制度の概要】

#### 学校評価の制度概要について

文部科学省が公表している『学校評価ガイドライン [平成 28 年改正]』（以下、「ガイドライン」という。）によると、学校評価制度の必要性として、

「学校の裁量が拡大し、自主性・自律性が高まる上で、その教育活動等の成果を検証し、必要な支援・改善を行うことにより、児童生徒がより良い教育活動等を享受できるように学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の向上と保障を図ることが重要である。また、学校運営の質に対する保護者等の関心が高まる中で、学校が適切に説明責任を果たすとともに、学校の状況に関する共通理解を持つことにより相互の連携協力の促進が図られることが期待される。これらのことから、学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校及び設置者等が学校運営の改善を図ることと、及び、評価結果等を広く保護者等に公表していくことが求められる。」とされている。

また同ガイドラインには、学校評価制度の目的について、以下の3つを目的として実施するものとされている。つまり、児童生徒が良好な教育環境を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指す取組であるとしている。

#### 学校評価制度の目的

●各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。

●各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。

●各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保障し、その向上を図ること。

学校評価制度に関する根拠法令等については、以下のとおりである。

#### 学校教育法

第 42 条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

#### 学校教育法施行規則

第 66 条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に及び、適切な項目を設定して行うものとする。

第 67 条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第 68 条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

(注) 上記規定は、幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用される。

上記をまとめると、各学校は学校評価に当たって、下記の事項について法令上求められている。

- ① 学校自ら評価（自己評価）を行い、その結果を公表する。
- ② 保護者その他の学校関係者による評価（「学校関係者評価」）を行い、その結果の公表に努める。
- ③ ①及び②の評価結果を設置者に報告する。

### 山梨県立学校における学校評価の概要

山梨県立学校における学校評価の年間のスケジュールは、概ね以下の通りである。

4月	学校評価委員会等の組織の立ち上げ 本年度の重点目標設定 評価項目・具体的方策・評価指標 策定
4月	学校評価の基本構想についての共通理解・保護者への通知（PTA総会など）
4月	学校評議員の推薦（学校）・委嘱（設置者）
6月頃	評価アンケート・授業アンケートの作成
6月下旬	アンケート配布・回収
7月～9月	中間評価 分析・検討（学校評価委員会・職員会議・学校評議員会）
1月	評価アンケート・授業アンケート等実施 分析
2月	学校関係者評価（学校評議員会）
年度末評価	成果と次年度への課題洗い出し・改善策の検討 → 次年度へ

（出典：高校教育課より提出資料より）

高校教育課は2月に、当年度の学校評価実施結果の報告及び次年度の実施計画（重点目標等）の提出を求める文書を各県立学校長あてに通知し、4月中の提出を求めている。各県立学校は、山梨県教育振興基本計画及び毎年度策定される山梨県学校教育指導重点に基づいて、学校評価における重点目標や評価項目の決定を行うこととしている。

「山梨県立学校における学校評価システム実施要項」（以下、「実施要項」という。）において、実際の学校評価の実施及び結果の公表に関する必要事項を定めており、各学校は当該実施要項に基づき学校評価を実施する。  
実施要項に定められている主な項目としては、以下の通りである。

- ・ 学校評価システムの主旨及び目的（第1条、第2条）
- ・ 学校評価委員会、学校関係者評価委員会等の設置及びその活動内容（第4条）
- ・ 評価項目の設定（第5条、第6条）
- ・ 外部アンケートの実施（第7条）
- ・ 評価者（第8条）
- ・ 評価の報告（第10条）
- ・ 公開、公表（第11条）

### 学校評価に係る重点目標の評価項目・評価基準等の設定

実施要項には、評価内容、評価項目の設定に関して以下の通り規定されている。

第5条 教育活動・学校運営に係わる次の内容から、各学校は当該年度における指導重点目標を設定し、その目標達成状況について評価する。

- (1) 学校経営・学校事務
- (2) 研究・研修
- (3) 教育課程
- (4) 学習指導
- (5) 生徒指導
- (6) 特別活動
- (7) 進路指導
- (8) 保健管理・安全管理
- (9) 学年指導・運営
- (10) 情報・図書館
- (11) その他各学校で必要とする事項

第6条 各学校は当該年度における重点目標等に応じて、評価項目、評価基準を設定することができる。

2 評価項目、評価基準については、「学校評価の手引き」の「学校改善・点検シート」を参考に、学校に応じて設定し、実施する。

（出典：山梨県立学校における学校評価システム実施要項より抜粋）

前述の通り、各県立学校は、山梨県教育振興基本計画及び毎年度策定される山梨県学校教育指導重点に基づいて、学校評価における重点目標や評価項目の決定を行うこととしており、具体的な重点目標及び評価項目の設定については、各学校の裁量に一任されている。

なお、重点目標及び評価項目等の設定に関連し、監査人独自で各学校に実施したアンケート結果（特別支援学校を含め全42校を対象）は以下の通りである。

質問① 令和2年度の学校評価の実施に際して、学校教育目標は、校長先生が中心になって直接作成されているか。

肯定的回答 : 41校 (97.6%)  
否定的回答 : 1校 (2.4%)

質問② 令和2年度の学校教育目標の設定に際して、現行の山梨県教育振興基本計画(令和元年6月)の目標等を直接、参考にしたか。

肯定的回答 : 40校 (95.2%)  
否定的回答 : 1校 (2.4%)  
該当なし : 1校 (2.4%)

質問③ 「学校評価報告書」の「本年度の重点目標」に掲げられている「評価項目」は「実施要項」に記載されている「評価内容」(第5条)から選定されているか。

肯定的回答 : 37校 (88.1%)  
否定的回答 : 4校 (9.5%)  
該当なし : 1校 (2.4%)

質問④ 「学校評価報告書」の「本年度の重点目標」に掲げられている「評価項目」は毎年度比較することができるよう、「評価項目」の継続的な採用に心がけているか。

肯定的回答 : 39校 (92.8%)  
否定的回答 : 1校 (2.4%)  
該当なし : 2校 (4.8%)

このように、ほとんどの県立学校が、校長のリーダーシップの下、学校評価における重点目標や評価項目等について、山梨県教育振興基本計画を参考にし、実施要項に準拠し策定されていることが分かる。

### 学校評価実施者

上記に記載した通り、法令上、学校評価は「自己評価」と「学校関係者評価」の2つの評価の実施が必要とされている。

「自己評価」とは、校長のリーダーシップの下、全職員が参加して組織的に取り組む

ことが重要であり、必要に応じて、評価委員会など、学校評価を中心となって実施するための組織を校内に設けることも考えられる(ガイドラインより)とされている。

山梨県立学校では、実施要項第4条において、「各学校は、学校評価委員会、学校関係者評価委員会等を設置し、評価活動を適切に実施する」と定められている。実際の山梨県立学校では、「学校評価委員会」の名称で設置され、学校評価委員会メンバーとしては、各学校により多少の相違はあるものの、概ね、教頭、教務主任、生徒指導主任、事務長、各学年主任など、全職員から偏りなく選任されている。

「学校関係者評価」とは、保護者や地域住民などの学校関係者等が、自己評価の結果を評価すること等を通じて、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、学校運営の改善への協力を促進することを目的として行うものである(ガイドラインより)とされている。山梨県立学校では、自己評価と同じく実施要項第4条において、学校評価委員会等を設置することを求めているが、学校評議員会等の既存の組織を活用して評価を行うこともできるとされており、山梨県立学校においては学校関係者評価を学校評議員会が実施しているとのことである。ただし、県立高校のうち1校については、令和2年度より従来の「学校評議員」制度から「学校運営協議会」制度(『コミュニケーション・スクール』)に移行しており、学校関係者評価については、同年度より「学校運営協議会」が実施しているとのことである。なお、令和3年に2校、令和4年に1校、新たに「学校運営協議会」制度に移行予定である。

なお、学校評議員制度と学校運営協議会制度の主な相違点については、表2の通りである。

県立高校の学校評価委員会等の位置づけを示す学校組織の例は図7の通りである。



### 学校評価結果の公表

上記で記載した通り、法令上においては、自己評価結果は公表する必要があり、他方で学校関係者評価結果の公表は努力義務となっている。

学校評価結果の公表については、実施要項第11条規定されており、「自己評価及び学校評価の評価結果については、PTA活動、学校新聞などや学校のホームページを通じて公表するよう努める」とされており、公表の媒体については、各学校の裁量に任せられている。

①令和元年及び令和2年5月に高校教育課が調査した学校評価の公表状況集計結果

各学校に、学校評価に係る質問事項を含めた、教育課程全般の状況調査票を送付し、その回答を入手することで、高校教育課は学校評価の公表状況について把握を行っている。なお、特別支援学校は当該調査対象外である。学校評価の公表状況についての各校からの回答結果については、下記の通りである。

表3 学校評価の公表状況集計結果

年度/区分	令和元年5月調査				令和2年5月調査			
	自己評価	学校評価	自己評価	学校評価	自己評価	学校評価	自己評価	学校評価
公表ツール	書面	ホームページ	書面	ホームページ	書面	ホームページ	書面	ホームページ
実施	29	32	27	28	28	30	27	26
無回答	0	0	1	1	0	0	0	0
未実施	6	3	7	6	7	5	8	9
計	35	35	35	35	35	35	35	35

(単位：校数)

実施、無回答を○×で回答。空欄は未実施で集計。

市立高校2校は除外。

令和2年調査分には、新設校である青洲高校は除外している。

(出典：高校教育課作成の集計結果から監査人作成)

一部無回答の回答があり、実際の公表状況は当該調査票では不明である県立学校が数校あるが、概ね大部分の県立学校が書面（学校だよりなど）やホームページ、若しくはその両方により公表しているとの回答をしている。ただし、高校教育課では当該回答

の結果について、実際にホームページを閲覧するなど、公表状況を直接検証する手続きは特段、設けていないことである。

②なお、学校評価結果の公表に関連し、監査人独自で各学校に実施したアンケート結果（特別支援学校を含め全42校を対象）は以下の通りである。

質問① 自己評価結果及び学校関係者評価の結果はHP等で公表されているか。

肯定的回答 : 39校 (92.8%)  
 否定的回答 : 1校 (2.4%)  
 該当なし : 2校 (4.8%)

※ 該当なしの2校は、令和2年4月開校

質問② 学校評価の結果に対する改善方策の検討及び公表は実施されているか。

肯定的回答 : 37校 (88.1%)  
 否定的回答 : 3校 (7.1%)  
 該当なし : 2校 (4.8%)

※ 該当なしの2校は、令和2年4月開校

質問③ 学校評価の年間計画は作成され、HPで公表されているか。

肯定的回答 : 19校 (45.3%)  
 否定的回答 : 20校 (47.6%)  
 該当なし : 3校 (7.1%)

質問④ 学校評価報告書は公表されているか。

肯定的回答 : 38校 (90.5%)  
 否定的回答 : 1校 (2.4%)  
 該当なし : 3校 (7.1%)

※ 該当なしのうち2校は、令和2年4月開校

## 【実施した監査手続】

- ・ 高校教育課担当者への質問
- ・ 関係資料の閲覧

## 【指摘事項又は意見事項】

4 意見事項：学校評価の評価項目等の設定に当たり、山梨県教育振興基本計画の基本目標等と意識的に関連づけた、全校統一の評価項目（細事業のアウトプットやアウトカムの実績値）等を設定することを要望する。（高校教育課）

5 意見事項：学校関係者評価実施日比自己評価実施日より早い学校が散見されるため、時系列に注意することを要望する。（高校教育課）

6 意見事項：学校評価結果について、ホームページ上で適切に公表されていない学校が散見されるため、実施要項の条文見直しを検討し、県教育委員会の担当部署の各校の公表状況についてチェックする体制を構築することを要望する。（高校教育課）

7 意見事項：実施要項第11条（公開、公表）の文言について、自己評価結果の公表が「努力義務」であるかのように受け取れるため、文言の見直しを要望する。（高校教育課）

## 【問題点及び改善策】

## 学校評価における基本目標、評価項目等と山梨県教育振興基本計画との関係

前述の監査人独自のアンケート結果及び高校教育課、高校改革・特別支援教育課（特別支援学校）への質問による回答によると、大部分の県立学校が学校評価の重点目標や評価項目の策定に際し、山梨県教育振興基本計画の目標等をもとに設定していることとである。

その結果は以下のとおりである。

アンケート実施全42校中で、3つある基本目標を参考にしていると回答した県立学校は26校と全体の6割を占めており、そのうちの23校が、3つの基本目標のうち基本目標Ⅰを参考にしていると回答した。

基本目標Ⅰは『「生きる力」を育む質の高い教育の実現』であり、山梨県教育振興計画によると、「子どもたちが夢に向かい粘り強く努力するとともに持続可能な社会を創り出す姿を目指し、「生きる力」が最大限に育まれるよう、一人一人の個性や能力に応じたきめ細やかな教育の実現を図る」とされている。

当該基本目標Ⅰは、社会へ向けた確かな学力や豊かな心の育成、世界で活躍する人材育成、キャリア教育の推進などが具体的な施策項目となっており、これを多くの学校が参考にしてきていることから、各学校において子供たちへの具体的な教育内容が最も関心が高い事項であることが伺える。これは、山梨県学校教育指導重点で示されている内容（下記）に沿ったものとなっているが、このアンケートと同時に、どんな取組について実施しているか具体的に回答もいただいた結果、各学校それぞれ取組に対する認識の違いが浮き彫りになった（表4参照）。

（山梨県学校教育指導重点 令和2年度）

「指導重点」及び＜主な取組＞に以下の事項が示されている（令和2年度）。

- ・ 「確かな学力の育成」＜授業の改善＞＜教育課程の評価・改善＞
- ・ 「豊かな心の育成」＜人権教育の推進＞＜道徳教育の推進＞＜いじめ・不登校への対応＞
- ・ 「健やかな体の育成」＜体力の向上＞＜健康教育の充実＞＜安全教育の推進＞
- ・ 「グローバルに活躍する人材の育成」＜伝統や文化等に関する教育の推進＞＜外国語教育の充実＞
- ・ 「特別支援教育の推進」＜専門性の向上＞＜教育内容の充実＞

他方で、教育振興基本計画を直接の参考にしていない若しくは具体的な参考個所の記載がない学校も数校認められる。勿論、当該学校の実際の学校評価結果報告書を閲覧すると、学校評価における重点目標や評価項目について、教育振興基本計画の基本目標や基本方針、施策項目と大きく乖離しているというのではなく、基本計画の内容と一定の関連性は認められるものである。しかし、本県教育を推進するための基本方針である教育振興基本計画との直接的かつ明確に関連性を持たせずに、重点目標や評価項目を設定することは、山梨県立学校としてあまり望ましいものではないと考える。各学校とも、山梨県教育基本振興計画の3つの基本目標、7つの基本方針、21個の施策項目との関連性を意識的にまた、明瞭に持たせた形で学校評価の実施を徹底すべきものと考え。それにより、山梨県教育振興基本計画の進捗管理の状況を把握することが可能となり、計画の実効性をより確かなものにする事が可能となる。

そこで、以下の改善提案を挙げる。

### 各学校への通知及び必要に応じ指導的機能の発揮

前述の通り、基本的には各学校に学校評価の実施及びその結果の報告について通知を行っているのみであるが、教育振興基本計画の基本目標等との関連性を持たせる旨を発信するなど考えられる。各学校の理解度等によっては、高校教育課等が関連性を持たせた学校評価の仕方について、直接アドバイスするなど、指導的機能の発揮も期待するところである。例示などを提示することも考えられるが、画一的な評価項目を設定してしまう学校が出てきても懸念されるため、念のため慎重に検討すべきである。

### 全県立学校に統一の重点目標や評価項目等を設けること

上記の通り、山梨県教育振興基本計画の基本目標等と意識的に関連つけた評価項目等を設定することが必要であるものの、具体的な評価項目等の設定は、原則として学校長のリーダーシップの下で、各学校の裁量に任せるべきものと考え。各学校が重要であると判断する目標は異なることが当然であり、グローバル化の進展や社会情勢の変化、多様な学び方の必要性など、特色・個性のある学校の在り方が今後さらに重要になるものと考えられ、また、様々な特色・個性のある学校が多数存在することは、保護者や児童・生徒にとっても大変望ましいことである。このような背景からも、学校評価の重点目標等について、例えば教育委員会等が画一的に決定することは望ましいものではない。

しかし、山梨県教育振興基本計画の基本目標の実現のためには、モニタリングし、点

検・評価する必要があり、評価して改善するにも、各学校が様々な取組や、事業について実施する、そのアウトラットやアウトラカムにつき、目標となる指標がなければそれとできないこととなる。

そこで、例えば学校評価の具体的な評価項目、方策、評価指標などについて全学校統一の事項を1つ設け、全学校が同一の評価指標により自己評価を実施することが考えられる。当該全校で統一する評価項目等については、例えば教育委員会が主導で、山梨県教育振興基本計画の基本方針・施策の主な取組の中の主事業から重要度を考慮して選択し、そのアウトラットもしくはアウトラカムを指標として、その実績を収集し、かつ毎年見直しなどが考えられる。

全校で統一の項目について評価を実施し、その結果を公表（学校評価の公表の中で実施）することは、以下の点で有用である。

- ・ 学校間での比較可能性が確保されること。

全学校で同一の評価項目について同様の評価を実施することになるので、評価結果及び次年度への課題・改善策について、学校間での比較することができる。このことは保護者・生徒の学校を選択する際に有用になるのみではなく、学校にとっても他校の評価結果との比較が容易である点も挙げられる。

- ・ 学校教育委員会からのメッセージ効果

毎年見直しをすることを前提とすると、県教育委員会として今年の重要評価項目であるとのメッセージを各学校にアウトラカムできる効果も認められる。

### 山梨県教育振興基本計画の指標としての位置づけ

山梨県教育振興基本計画の施策項目に紐づけられる成果指標の実績値による進捗評価をするよりも、施策項目下の主な取組に位置する諸事業のうち、主要な事業を定め、そのアウトラットやアウトラカムの実績値を各学校から収集することで、現状の成果指標の実績収集に要するタイムラグや、成果指標に影響を与える主要な諸事業の要因を分析することよりも適時に軌道修正が可能となると思われる。

なお、統一の評価項目等を設定する際には、多様な児童生徒の実態等を踏まえた対応が必要である場合も考えられることから、例えば高等学校と特別支援学校とで評価項目を一部変更するなどの対応も検討する。



山梨県教育振興基本計画実施体系一覧

学校名は〇〇校としている。

Table with columns for '基本目標', '基本方針', '実施項目', '取組', and 30 columns of '〇〇校' indicators. It details various educational initiatives like 'イ 生涯学習者の育成' and 'ウ 地域活動の推進'.

山梨県教育振興基本計画実施体系一覧

学校名は〇〇校としている。

Table with columns for '基本目標', '基本方針', '実施項目', '取組', and 30 columns of '〇〇校' indicators. It details initiatives like 'イ 生涯学習者の育成' and 'ウ 地域活動の推進'.

山梨県教育振興基本計画実施体系一覧

学校を○〇校としている。

基本方針	実施項目	0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014	0015	0016	0017	0018	0019	0020	
基本方針	子供の発達																					
	(4) 安全・安心で真の思いやり環境の整備																					
	ア安全で安心な教育環境の整備																					
	イ公立学校施設の整備																					
	エ学校施設の計画的な整備(再掲)																					
	エ学校施設の整備																					
	ア公立学校の施設整備																					
	イ私立高等学校の施設整備に関する支援																					
	ア防災機能の強化																					
	イ学校施設等の点検による安全の確認																					
	ウ施設点検における学校安全への取組																					
	エ(再掲)																					
	ア社会教育施設の運営と連携(新規)(再掲)																					
	イ計画的な再評価対策(新規)(再掲)																					
	■基本方針2 愛護な学びの機会の実現と提供を促す																					
	(1) 全ての子供の教育機会を保障する支援																					
	ア教育の機会																					
	イ教育的ニーズの異質対応の推進(新規)																					
	アそのほかの施策の支援(再掲)																					
	イ教育の機会に関する取組(再掲)																					
ウ能力ある学校・学童つむぎの推進(再掲)																						
エ小・中・高等学校及び特別支援学校の教員員の確保(再掲)																						
エスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用(再掲)																						
エスクールソーシャルワーカー等を活用した福祉部門との連携強化(新規)																						
エ生涯継続的な学習の支援(新規)																						
ア教育関係者の協力的な取組(新規)(再掲)																						
アコミュニティ・スクールの導入促進及び運営の支援(一部新規)(再掲)																						
(2) 多様な学びあひの推進																						
計																						

基本計画実施体系一覧  
シート参照なし

基本計画実施体系一覧  
シート参照なし

基本計画実施体系一覧  
シート参照なし

基本計画実施体系一覧  
シート参照なし

\*アンケートの「○」は、学校で施策項目を学校の各々の目標として回答いただいたもので、「✓」は学校で取組を学校の各々の目標として回答いただいたものである。

**自己評価日と学校関係者評価日について**

県立高等学校全日制27校(令和2年4月開校1校は除く)、県立高等学校定時制7校、県立高等学校通信制1校及び特別支援学校12校(令和2年4月開校1校は除く)の計47校について、様式1 学校評価報告書(自己評価・学校関係者評価)を入手・閲覧した。その結果、当該評価報告書に記載されている自己評価実施日と学校関係者評価実施日の時系列を比較すると、学校関係者評価日が自己評価実施日より早い日付である学校が10校(その他評価日不明1校あり)発見された。

学校教育法施行規則第67条には学校関係者評価は自己評価結果を踏まえて実施することを求めており、当該法令の定めを受けて、学校評価システム実施要項第2条においても同様の規定が認められることから考えると、一般的には学校関係者評価実施のほうの後日にあるものと考えられ、実際の自己評価及び学校関係者評価の実施状況を再確認することを要望する。

自己評価については9月までに中間評価を実施している(実施要項第9条)ことから、実質的に学校関係者評価は自己評価結果を踏まえて実施しているケースが大部分であると思われるが、自己評価と学校関係者の評価実施日の関係については、法令や実施要項に準拠した実施運用が望まれる。また、学校関係者評価の品質を担保するため、自己評価結果から一定の期間を確保することは重要であると考ええる。

なお、監査人が独自に令和元年度学校評価報告書(自己評価・学校関係者評価)を確認したところ、自己評価日から学校関係者評価日まで14日超となっていた学校が、18校あった一方で3日以内となっていた(同日含む)学校は7校あった。

**学校評価の公表について**

監査人は、令和2年9月初旬に、県立学校47校(令和2年4月開校の2校は除く)のホームページを閲覧し、各校の学校評価結果の公開状況を確認した。その結果は以下の通りであった。

学校評価報告書（自己評価・学校関係者評価）を開示 ※アンケート結果も含め開示しているケース含む	33校
アンケート結果（生徒、保護者など）のみ開示	11校
開示していない（HP上発見できない場合含む）	3校

法令上においては、自己評価結果は公表することが求められている。（学校関係者評価結果の公表は努力義務となっている。）自己評価とは、目標（Plan）—実行（Do）—評価（Check）—改善（Action）という、いわゆるPDCAサイクルに基づき継続的に改善していくことであると考えられる。ここで山梨県立学校においては、学校評価システム実施要項第10条に定める学校評価報告書（様式1）を作成し県教育委員会への報告が求められている。当該評価報告書（様式1）の様式が目標の設定から、評価、成果と次年度の改題・改善策を記載することを定めており、PDCAサイクルに基づく評価形式となっている。

学校評価ガイドライン（文部科学省）によると、「生徒・保護者等対象のアンケートは、学校の自己評価を行う上で、目標等の設定・達成状況や取組の適切さ等について評価するためのものととらえることが適当である」とされ、また実施要項においても第7条において、「自己評価を行う際、児童生徒、保護者、地域住民等を対象とするアンケート又は保護者との懇談会等を通じて、意見又は要望を把握するように努める。」と定められていることから、アンケート結果自体は自己評価結果とはならないことは明白である。つまり、生徒や保護者などへのアンケートの結果は、自己評価を実施する上でツールの一つに過ぎないのである。

この点を踏まえると、アンケート結果のみを開示することは自己評価結果を公表していることにはならないため、もし、公表の媒体がホームページへの掲載のみという認識であり、学校だより掲載やPTA総会等を活用した保護者への説明会などは行っていない場合は、自己評価結果について公表を行っていないことになるため、注意が必要である。

当該現状から、高校教育課（特別支援学校は高校改革・特別支援教育課）は、公表する学校評価結果として、少なくとも実施要項第10条で定める学校評価報告書（様式1）とすべき旨を各校に通知し理解を徹底させる必要があるものと考え、その際の対応策として、以下のものが考えられる。

#### 実施要項第11条（公開、公表）の条文の見直し要否検討

学校評価結果の公表の指針としては、実施要項第11条に記載されているが、広く一般の保護者等が知ることができるホームページ掲載を原則としつつ、補完的な位置づけとして、必要に応じて学校だよりへの掲載や保護者説明会、地域広報誌への掲載などを行う旨の規定に見直すことが望ましい。

また、同条において、「自己評価及び学校関係者評価の評価結果については、PTA活動、学校新聞などや学校のホームページを通じて公表するよう努める」と規定されており、自己評価結果の公表も「努力義務」であるかのように読めるため、この点についても見直しを要する。

#### 各学校の学校評価結果公表状況についての検証について

高校教育課は毎年5月に「教育課程等の状況調査票」を各学校に送付・回答を得ており、当該調査票の1項目として学校評価（自己評価・学校関係者評価）の公表の状況について回答を記載する（公表媒体として書面/ホームページ/回答）箇所がある。当該回答により、高校教育課は各校の公表状況を把握しているとしている。しかし、当該回答内容について検証を行っていないため、結果として法令や実施要項の定めを充足する公表が実現できていないケースがあり得るものと考えられる。

毎年全校の回答結果をチェックすることは時間的及び人的な制約から厳しいものと思われ、例えば毎年数校選定し、ローテーション等で検証するなど考えられる。

3) 人事評価制度について

【制度の概要】

地方公務員の人事評価は、地方公務員法の一部改正（平成26年5月公布、平成28年4月施行）により「能力及び業績」に基づく人事評価と人事評価を人事管理の基礎として活用することが定められている。

山梨県では地方公務員法の改正に対応した「山梨県立学校職員の人事評価に関する規則」を策定し、同規則第四条において能力評価及び業績評価の両面から行うことを定めている。

（方法）

第四条 人事評価は、能力評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）及び業績評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）によるものとする。

（出典 「山梨県立学校職員の人事評価に関する規則」 より抜粋）

具体的な評価方法については、「人事評価制度の手引」により定義されている。「手引」という名称であるが、手引自体が、制度内容そのものとなっている。人事評価の結果は、昇給及び勤勉手当に反映される。

1) 人事評価制度の概要

項目	内容
評価対象者	すべての職員（休職職員等一部例外あり）
評価方法	各職員につき評価者2名によるS、A、B、C、Dの5段階の絶対評価
評価項目	能力評価・・・手引きにおいてあらかじめ定められた「職務を遂行する上で通常必要な水準」に対して絶対評価を行う。 業績評価・・・職務遂行の結果に対して絶対評価を行う。自己目標の達成以外にも取組状況や自己目標以外の業務についても総合的に勘案する。 意欲の評価・・・能力評価、業績評価に共通する項目として積極性や協調性、規律性・自己啓発などの取り組み姿勢を評価対象として絶対評価を行う。
目標管理	評価被評価者は自己観察書において目標を設定し、業務の遂行過程を

人事評価の流れ

自己観察書に記録する。自己観察書は、能力評価及び業績評価の際に重要な参考資料となる。  
1年間を対象期間として目標の設定、評価者との面談、評価の実施をおこなっている。

4 人事評価制度の流れ

(1) 人事評価制度の各段階と流れ



（出典 「令和2年度人事評価制度の手引」 より抜粋）

人事評価の流れ	自己観察書に記録する。自己観察書は、能力評価及び業績評価の際に重要な参考資料となる。 1年間を対象期間として目標の設定、評価者との面談、評価の実施をおこなっている。
様式	自己観察書 自己観察書の指導助言記録欄は、評価者が記載するのではなく、被評価者が面談や日常にあった指導助言を自ら記録している。



をAに引き上げて評価していることを確認した。

令和元年度全ての県立高校及び支援学校の評価集計結果  
能力評価

ランク	自己評価	1次評価	2次評価
S	0	5	4
A or I	359	1,728	1,832
B or II	6,714	5,342	5,238
C or III	20	19	20
D	0	0	0
計	7,093	7,094	7,094

業績評価

ランク	目標レベル	自己評価	1次評価	2次評価
S	0	0	4	7
A or I	81	222	1,467	1,505
B or II	5,230	5,068	3,826	3,783
C or III	11	23	16	18
D	0	0	0	0
計	5,322	5,313	5,313	5,313

※能力、業績とも合計数値の差異は、集計元データに差異があったものの。

(出典：令和元年度人事評価を監査人が集計)

(出典：監査人が「人事評価制度の手引」より作成)

**【実施した手続】**

- ・ 県の職員に対する質問
- ・ 関係資料の閲覧

**【指摘事項及び意見事項】**

8 意見事項：評価結果内容の文書によるフィードバックを実施されたい（高校教育課）

9 意見事項：人事評価をデジタル化されたい（高校教育課）

**【問題点及び改善策】**

意見 1 評価理由や指導記録について評価者が文書で被評価者に伝えることが望ましい。

人事評価制度の運用について被評価者、評価者とも多く時間をかけている。特に評価者は、個々の評価者ごとに年3回目の面談や授業観察を行う他、日々の業務の遂行状況に目を光らせる必要がある。年間50人の教職員の評価を行ったことがある元教頭先生によると面談や段階評価を実施するために個々の教職員に対してどんな指導を行ったか等について個人的にメモを残していたそうである。

大変な労力と時間をかけて評価を行っていると思われるが、最終評価として記録に残るのは、評価書のS～Eの段階評価のみである。またその結果は、多くの場合B（標準）となっており、毎年標準的であったといった評価結果しか読み取ることができない。自己観察書の指導助言記録は、被評価者のメモであるし、評価書の特記事項は特別な場合のみ2次評価者が記載するものである。日常的に間近で接し、評価者の職務遂行状況を一番理解している1次評価者のコメントはどこにも記載されていない。評価結果の理由については、3回目の面談において口頭で説明が行われているとのことであるが、日々の多忙な業務の中、双方に忘れてしまえば意味のないものになってしまうし、異動や昇進により評価者が変わった時には過去の指導内容や評価内容が確認できない。

人事評価制度のねらいは、教職員の資質・能力の向上である（令和2年度人事評価制度の手引1ページより）。資質・能力の向上には、長期的継続的な取り組みが不可欠である。評価に当たっては、適切なランク付けを検討するとともに、指導記録と評価理由について評価者が文書で伝えることにより、人事評価制度においてPDCAサイクルが十分に機能するように改善を要望する。

この点に関し令和2年度人事評価の手引きでは、記述評価を実施することを定めている。

### 3 人事評価制度のしくみ(7) 記述評価・段階評価

評価手法として記述評価と段階評価を実施する。記述評価は、個々の教職員の職務遂行状況を具体的に文章で示す。段階評価は、予め示された求められる水準や評価基準をもとに、教職員一人一人の職務遂行上の能力や業績・意欲を評価する。

記述評価と段階評価を導入することにより、教職員の職務活動の多様な側面を多面的に把握し、それぞれの点に明確な評価を行う。

(出典：「令和2年度 人事評価制度の手引き」山梨県教育委員会より抜粋)

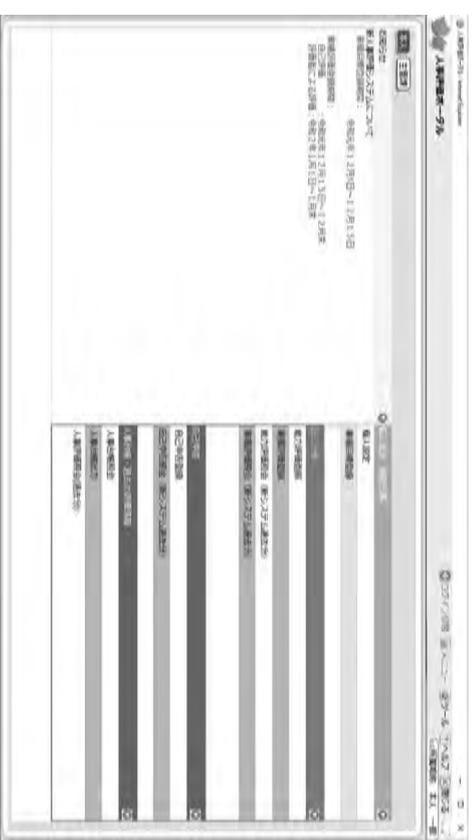
現在の評価方法にあてはめると記述評価は、自己観察書により実施し、段階評価は評価書により実施している。自己観察書は、被評価者の記載のみであるから記述評価というよりは、記述報告に過ぎない。「記述評価と段階評価を導入することにより、教職員の職務活動の多様な側面を多面的に把握し、それぞれの点に明確な評価を行う。」という趣旨からも、被評価者と評価者が相互の主張を文書記録として残すことが望ましい。

### 意見2 人事評価のデジタル化及び評価内容の記載への対応

自己観察シートはA3両面の紙面、評価者A4片面の紙面であり、ワードで入力し印刷したものを最終版として使用している。

一方で県庁の教職員以外の職員は、人材育成システムに搭載された人事評価機能を使用しており、目標設定や評価者とのやりとりはサーバー上で完結する。サーバー上に記録が残ることから過去の履歴を閲覧することが可能である。

図9 人事評価機能のメインメニュー



(出典：OPRIME 人材育成システム操作マニュアルより抜粋)

教職員以外の職員の評価方法は、能力評価と業績評価を基礎として自己申告を行い、2名の評価者が評価を行う方法である。評価方法は、教職員に採用されている人事評価制度とほぼ同様であるにもかかわらず教職員は人事評価機能を使用していない。使用していない理由についてヒアリングを実施しているが不明であった。

教職員の人事評価についても人材育成システムの人事評価機能を使用することで目標設定や評価にかかる時間の削減を図るとともに、過去の履歴をデジタル保存し容易に参照できるようにすべきである。意見1のとおり、評価者の評価の内容は、文書で被評価者と共有すべきものであり人材育成システムの人事評価機能を使用すれば、容易に導入が可能である。

評価内容を記述することは、教頭先生の業務負担が高く難しいという意見もあった。教頭先生は教職員の1次評価者となっており、2月後半の受験時期の多忙な中、多くの職員の評価内容を記載することは難しいということである。こうした問題についても、人材育成システムの人事評価機能の利用することで評価内容を面談や開散期に分散して記録することが可能となり、対応ができるものと考ええる。意見1にあった評価内容の文書化は、人事評価制度の継続的な活用には不可欠なものである。教頭先生の業務分担や業務方法の見直しを行うなどして優先的に対応するべきものである。人材育成システムを教員のPCに設定した上で、人材育成システムの人事評価機能の利用等人事評価のデジタル化を強く要望する。

## 4) 防災関係

## 【制度の概要】

平成24年3月に「山梨県学校防災指針」を作成、公表し県内の学校に対して災害対策の方針を明らかにしている。同指針は、大規模な豪雨災害や火山噴火、南海トラフ沿いの地震への対応するため令和2年2月に改訂を行い、公表されている。山梨県学校防災指針の改定は、関係する課からのメンバーで構成される検討委員会を設置して行っている。

- 山梨県学校防災指針体系
- 第1編 自然災害対策編
    - 1章 大規模地震編
    - 2章 風水害・土砂災害・雪害編
    - 3章 火山災害編
  - 第2編 防災教育指導編
    - 1章 防災教育の在り方
    - 2章 防災教育指導案例・実践例

## 第1章ー1 自然災害に対する事前対策

## 1 学校防災計画の策定と防災対策組織の確立

## (1) 学校防災計画の作成

## ① 学校防災計画の作成

学校は、地域の実情を踏まえ、大規模地震、風水（雪）害、火山災害などの自然災害発生時に備え、児童生徒等の安全確保の体制、安全指導計画、教職員の役割分担、情報連絡体制、避難所の支援等の運営計画について記載した防災に関する危機管理計画（以下「学校防災計画」という。）の作成をそれぞれの学校ごとに行い、災害に対する事前の備えを十分に行うことが必要である。

今回、山梨県教育委員会で作成した「山梨県学校防災指針（学校防災管理マニュアル作成指針）」は、県立学校についてはこの指針を参考に学校の立地条件や地域の実情を勘案した中で各学校が定める防災計画を見直すものであり、市町村（組合）立小中学校については、市町村防災計画を踏まえた中で作成された市町村（組合）教育委員会の指針に基づいて各学校の実情を勘案して各学校において作成するものである。

また、これは、あくまで標準的な指針であり、各学校の実情に応じた実効性のある学校防災計画を作成することが重要である。

② 全教職員、保護者、地域等が参加して作る学校防災計画  
 学校防災計画は、教職員全員で作り上げていくだけでなく、保護者や地域住民、市町村防災担当部局も参加した中で、それぞれの役割について十分に周知、理解しながら作成していくことで、災害発生時により実効性のある学校防災計画としていくことが重要である。

また、作成された学校防災計画は、状況の変化や、教職員構成・児童生徒等とその保護者・地域住民等も変わっていくため、常に見直しと周知を続けていく必要がある。

## ③ 学校防災計画の報告 【県立学校】

県立学校については、山梨県立学校管理規則により、毎年度学校の警備及び防災の計画を作成し、4月末日までに県教育委員会に報告しなければならぬ。

## ④ タイムラインの作成

各学校の定めた学校防災計画に基づき、とるべき事前対策や発災直後の応急対策をあらかじめ想定したタイムラインを策定しておくことが重要である。発災までの予測が可能である台風や豪雨・豪雪等の「進行型災害」については、概ね3日前から、応急・復旧が本格化する3日後までの事前対策や発災直後の応急対策を中心に洗い出すなど、各学校の行動項目を整理したタイムラインを作成することが、災害対応力の向上を図るためにも必要である。また、地震などの「突発型災害」では、発生後の行動をタイムラインとして整理することで、混乱なく行動することができるなど災害発生後の対応でも有効な手段となり得る。

（山梨県学校防災指針 第1編 第1章ー1 学校防災計画の策定と防災対策組織の確立より抜粋 アンダーラインは監査人が追記）

## （警備、防災の計画及び分担）

第21条 校長は、毎年度学校の警備及び防災の計画を作成し、4月末日までに教育委員会に報告しなければならない。

（山梨県立学校管理規則 第21条）

山梨県学校防災指針では、各学校に地域住民や保護者、自治体と連携しながら防災計画を策定することを指示し、県立学校については毎年山梨県教育委員会に提出することを求めている。市町村立学校は、各市町村の教育委員会の指針に従うものとしている。

山梨県教育委員会の組織では、防災を専門に担当する課は存在せず総務課、高校教育課、高校改革・特別支援教育課、学校施設課のそれぞれ防災・防災計画の担当者をおいて対応をしている。学校防災指針及び学校防災計画に関しては、総務課が担当している。県立学校の各校長は、防災計画を作成又は必要に応じて改定し毎年度4月末までに山梨県教育委員会に3部提出している。山梨県教育委員会の総務課、高校教育課、学校施設課は、1部ずつ受領し内容が防災指針に対して適切に策定されているかを確認する。必要に応じて他課と情報を共有し、校長に修正を依頼することも可能であるが、実際に修正を指示することはあまりない。総務課、高校教育課、学校施設課の職員は防災の専門家ではなく、一般の県職員が配属されている。

#### 【実施した手続】

- ・ 県の職員に対する質問
- ・ 関係資料の閲覧

#### 【指摘事項又は意見事項】

10 **意見事項：学校防災計画について防災に関する知見を有する者等の関与等により実効性を担保されることを要望する（総務課・高校教育課・高校改革・特別支援教育課）**

#### 【問題点及び改善策】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災で多くの児童、職員の人命が奪われた宮城県石巻市の大川小学校の対応について学校の事前対応に過失があった判決が確定している。

以下は、時論公論の一部である。

東日本大震災の津波に襲われ、児童74人が命を奪われた宮城県石巻市の大川小学校をめぐる裁判。最高裁判所は市と県の上告を退ける決定をして、学校と行政の過失を認めた判決が確定しました。

司法の判断は、今後、全国の学校現場や自治体の防災対策に影響を与えるとみられます。その内容と今後求められる対策について考えます。

●一部の遺族が起こした裁判は、1、2番とも石巻市と宮城県に賠償を命じました。ただ、その判断の内容は大きく異なっています。大まかに言えば、1番の仙台地裁が「地震の後の対応」を重視したのに対し、2番の仙台高裁は「地震の前の備え」つまり事前の子測や防災対策を重視したのです。

●仙台地裁は、津波が押し寄せる7分前に、「市の広報車が、津波が沿岸の松林を超えてきていることを告げた時点で危険は予測できた」としました。つまり、地震の後の対応に不備があったとしたのです。

●実は事前に作られていた市のハザードマップでは、大川小学校は津波の浸水予測範囲に入っていませんでした。このため市や県は「事前に津波は予測できなかった」と主張していました。

仙台高裁は「ハザードマップの予測には誤差がある」と指摘した上で、「校長らは地元の人よりもはるかに高い知識や経験が必要だ」「学校の危機管理マニュアルを改定して備えを充実すべきだった」と判断しました。震災前の備え、つまり「事前防災」に過失があったとして賠償を命じたのは初めてとみられます。

「大川小津波訴訟 学校の果たす役割は」（時論公論）2019年10月11日（金）

清永 聡 解説委員より抜粋 アンダーラインは監査人が加筆

山梨県教育委員会は、各学校が作成した防災計画について毎年度、学校防災指針に適合したものが確認を実施している。防災指針は、全県を対象とした指針であり、各学校の立地や地域の状況を反映した指針ではないため、山梨県学校防災指針に適合したものであっても各学校のリスクに十分に対応したものかは評価できない。また、確認を行う職員は、一般の職員であり防災に関して特別な知識をもった専門家ではないため、山梨県学校防災指針に対する準拠性は確認できたとしても、実施的に必要な計画か否かは評価できない。

つまり、山梨県教育委員会が実施している確認では各県立学校が策定した防災計画に瑕疵がないことを担保できないことが問題である。

県立学校の複数の防災計画を閲覧したが、それぞれ山梨県学校防災指針を参考に作成されたものと感じるが、具体的に各学校にどのようなリスクがどの程度存在し、それに対応しているかは読み取ることができなかった。また、各学校の防災計画は、様式が定められているわけではなく各学校が独自で作成していることから各学校同士を比較することは大変な作業であり、また、山梨県学校防災指針に照らして確認することも手間のかかる作業となる。こうした実情を踏まえ以下の3点を提言として記載する。

#### 1. リスク評価の実施と対応を記載

防災計画の中に各学校により濃淡はあるが、地震、風水害、火山のリスクがあることを記載しているものの、より明確に災害の種類に応じてどのようなリスクがあるのか、その対応方法を記載する。リスクを明記することで計画が十分であるか判断ができることとなる。

2. 防災に関する知見を有する者等の関与  
各学校が提出する学校防災計画の立案から周知に至る一連の過程において、防災に知見を有する者等の関与が必要である。山梨県学校防災指針は標準的な指針であるため、近年、災害の頻発や大規模化など、災害の内容が変化しており、最新の知識とデータ、学校の立地条件や地域の特性を踏まえた対応を学校のみで行うことは難しいためである。

3. 防災計画の様式の統一  
山梨県学校防災指針への準拠性や各県立学校同士の比較を行うために様式を統一する必要がある。比較可能性を担保するため、標準的に最低限記載すべき事項については様式の統一が必要である。そのうえで立地条件や地域特性など学校独自の事項を反映させたものであることが望ましい。

5) 給食関係

【実施した手続】

- ・ 県の職員に対する質問
- ・ 関係資料の閲覧及び証憑突合、計算前提の確認

【指摘事項又は意見事項】

11 意見事項：各夜間課程を置く高等学校と特別支援学校において学校給食衛生管理基準が遵守されていることを担保するための確認の仕組みを構築し、運用するべきである（高校改革・特別支援教育課、保健体育課）

【現状】

学校給食に関する基本的な事項は、学校給食法に定められており、第8条、第9条において基準が示されている。学校設置者は、これを遵守する責任をおっている。

(義務教育諸学校の設置者の任務)

第四条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

(学校給食実施基準)

第八条

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

(学校給食衛生管理基準)

第九条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。）を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

3 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(学校給食法 抜粋)

義務教育課程は、各学校の設置者たる市町村長が、学校給食の実施や衛生管理等に当たり、山梨県教育委員会は、その実施内容に対して指導を行う。また、管轄する文部科学省に対する山梨県の窓口となり、各市町村の状況をまとめ、報告する役割を担っている。

県立の特別支援学校及び高等学校は、山梨県教育委員会が設置者であり、学校給食に関して山梨県教育委員会がその任にあたっている。夜間課程を置く高等学校は、就職して働きながら学ぶ生徒や社会人となつてから高等教育を受ける生徒等のための学校であり、法律で夜間学校給食が実施されるように努めなければならないとなっている。県内で夜間学校給食を実施しているのは、甲府工業高等学校定時制、巨摩高等学校定時制、都留高等学校定時制、中央高等学校、ひばりが丘高等学校の5つの夜間課程を置く高等学校である。

学校給食に関する関係法律と指導監督機関

学校	関係法律	指導監督機関
小学校・中学校	学校給食法	各市町村の教育委員会
特別支援学校 小学部、中学部	学校給食法※	山梨県教育委員会
特別支援学校 幼稚部、高等部	特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律により学校給食法8条、9条を準用	山梨県教育委員会
夜間学校給食を実施している夜間課程を置く高等学校 5校	夜間課程をおく高等学校における学校給食に関する法律により学校給食法8条、9条を準用	山梨県教育委員会
高等学校	給食はない。学食は、食品衛生法の対象。	保健所

※特別支援学校のうぐいすの杜学園は、併設する子ども心理治療センターうぐいすの杜により給食を提供していることから厚労省が定める「食事摂取基準」「大量調理施設衛生管理マニュアル」に従う。

(出典：監査人が山梨県教育委員会保健体育課に対するヒアリングにより作成)

学校給食衛生管理基準に関して「学校給食衛生管理基準の施行について」21 文科ス第6010号(文部科学省)により「定期及び日常の衛生検査の点検票」(以下、「点検票」

という)の作成が義務付けられている。

定期及び日常の衛生検査(学校薬剤師等の協力を得る)

- 第1票：学校給食施設等定期検査票・・・年1回
- 第2票：学校給食設備等の衛生管理定期検査票・・・年3回
- 第3票：学校給食用食品の検収・保管等定期検査票・・・年3回
- 第4票：調理過程の定期検査票・・・年1回
- 第5票：学校給食従事者の衛生・健康状態定期検査票・・・年3回
- 第6票：定期検便結果処置票・・・月2回以上
- 第7票：学校給食における衛生管理体制定期検査票・・・年1回
- 第8票：学校給食日常点検票・・・毎日

(学校給食衛生管理基準より抜粋まとめ。山梨県教育委員会保健体育課提供)

各学校では担当する栄養士等の関係者が点検票を運用することで学校給食衛生管理基準の遵守に努めているが、各学校で点検票が運用されていることを担保するモニタリング等の仕組みが存在していない。山梨県教育委員会では、これまで確認を行っていなかったことを問題視して保健体育課が夜間課程を置く高等学校を対象に実地確認を令和元年度から、点検票の回収を令和2年度から実施しているところであるが、特別支援学校については令和3年度以降対象とする方向で検討を行っていくとのことであった。

山梨県教育委員会の学校給食衛生管理基準に関するモニタリング実績

担当課	実施している夜間課程を置く高等学校(全5校)	特別支援学校(全11校)
実地確認	平成30年度以前は実施なし 令和元年度3校 令和2年度2校	実施していない
点検票の確認	令和元年度以前は実施なし 令和2年度全校回収、内容の確認を実施	実施していない

**【問題点及び改善策】**

山梨県教育委員会は、これまで各学校の関係者を対象として衛生管理について講習会を実施するなどして学校給食衛生管理基準の遵守に努めてきたが、各学校での衛生管理の状況に関する確認を行っていなかった。令和元年度より一部であるが実地確認や点検票の確認を行っているものの、特別支援学校は対象となっておらずその範囲は不十分である。

実地確認や点検票の確認の対象をすべての夜間学校給食を実施している夜間課程を置く高等学校及び特別支援学校とする一方、毎年実施なのか、ローテーションにより数年で一巡するのカーリヌクに応じた必要な頻度を設定し、恒久的な仕組みとして実地確認や点検票の確認がなされるよう業務の在り方を検討されたい。

(2) 山梨県教育振興基本計画に関わる事業に対する意見

はじめに  
山梨県教育振興基本計画（令和元年度から5年間）は、「Ⅲ－２－（３）表1 山梨県教育振興基本計画施策体系一覧」に記載のとおり、その事業は、541事業にも及びその予算も多額に計上されている。この計画の事業のうち、主に県立学校に関わる細事業について、監査を実施した。合规性、3Eの観点からはもとより、当該計画の具体的成果目標との関わりについても、言及している。事業の中には、指摘事項又は意見事項につき、特記すべき事項がなかったものもあるが、県立学校に係わる事業について内容等記載することによって、より深く理解できると判断して記載している。

### 1) グローバル人材育成留学促進事業費

#### 【事業の概要】

区分	内容
事業内容	豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神を身に付けた、国際的に活躍できるグローバル人材を育成するため、県独自の留学プログラムを作成し、県内高校生の留学費用を支援する。
根拠規定等	山梨県教育大綱（山梨県教育振興基本計画）
開始年度等	平成27年度
実施体制	高校教育課指導担当2人

また、グローバル人材育成留学促進事業の予算及び決算の年度推移は次の表に示しておりである。

#### 【予算・決算執行状況の年度推移】

（単位:円）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算現額	3,200,000	3,200,000	3,200,000
決算	3,199,988	3,200,000	2,680,600
執行率	100.00	100.00	83.77

予算の内訳は、当該事業に参加する生徒への補助金交付として240万円、引率職員の旅費として80万円である。令和元年度の旅費の執行は68万600円であった。

なお、参加する生徒への補助金の支給はグローバル人材育成留学促進事業費補助金交付要綱に基づき交付資格が決定され、その後、交付申請等に係る事務処理が実施されている。

#### 令和元年度の実施規模

グローバル人材育成留学支援事業は、参加する生徒20人への補助金の交付と引率の指導教員2人の旅費支給により実施されている。令和元年度の当該事業の実施は次のとおりであった。

- ① ホームステイ都市  
米国アイオワ州デモイン市
- ② 期間  
7月30日～8月6日

- ③ 参加者  
生徒：20人  
指導教員：2人

**報告書等**

当該事業の報告書として参加者がリフレクションシートを作成し、それに基づき正式な報告書を作成している。

その報告書及びリフレクションシートを見ると、当該グローバル人材育成留学プログラムに参加した生徒が、留学前後でどのように意識が変化したかについて感想を述べており、また、アイオワ州という自然豊かな環境で異なる考え方の人と交流し、異文化を体験したことによる貴重な経験談が記載されていることが確認できる。

**【具体的成果目標】**

該当事項なし

**【実施した監査手続】**

当該事業に関する詳細な実施内容を県教育委員会の所管課から説明を受け、必要な質問を行い、監査要点に関連する監査資料の入手・閲覧・分析・質問等を実施した。

**【指摘事項又は意見事項】**

**12 意見事項：コロナ禍におけるグローバル人材育成留学促進事業の代替的な事業の検討・計画策定等（高校教育課）**

グローバル人材育成留学促進事業は県独自の留学プログラムを作成し、県内高校生の留学費用を支援する事業である。この事業は、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神を身に付けた、国際的に活躍できるグローバル人材を育成することを目的としており、この目的を達成するための有力な手段のひとつである。

一方、高校教育課は、この事業が、現行の教育振興基本計画に関する評価指標のうち、「高等学校卒業段階でCEFR・A2レベル相当以上を達成した生徒の割合」に関連するという認識を持っている。この事業に県内高校の生徒が参加することは、結果として、上記の評価指標を向上させる要因のひとつにもなっていることが高校教育課による事

後調査の結果からも読み取れる。

このような事業評価の中で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で当該事業の実施に支障が生じていることを考慮すると、着実な実績を残している当該事業の実施手法やこの事業に代わる手段としての別の事業実施手法などを早急に検討し、計画を策定して当該事業の再構築などを目指すことも必要であると考える。

したがって、グローバル人材育成留学促進事業は、その目的を達成するための代替的な事業を検討することで、コロナ禍におけるグローバル人材育成のための戦略的な対応を早急に検討することを要望する。

**予算措置等会計上の事務処理【指摘1、意見2：高校教育課】**

グローバル人材育成留学促進事業の実施に伴い、県所管課から指導教員として職員が2人引率で同行し、20人の生徒が参加している。その出張に係る会計上の事務処理に関して以下のとおり、指摘事項及び意見を述べることにする。

**13 意見事項：予算措置について（高校教育課）**

補助金に係る当初予算を確保する際には、確実に見積りができる計画規模に対応した所要経費（20人×10万円）を見積もるよう要望する。

令和元年度までの予算措置は、当該事業の規模が同じであったことから、年間320万円であり、その内訳は、旅費が80万円、補助金240万円であった。過去2年間（平成29～30年度）は執行率が100%であったが、令和元年度は83.77%であり、その内訳は、旅費が85.1%（80万円に対して68万600円）、補助金が83.39%（240万円に対して200万円）であった。この事業への参加者は20人であり、1人当たり10万円の予算で執行されていることから、通常、補助金の当初予算の設定は、200万円で十分である。現在の予算設定は、グローバル人材育成留学促進事業費補助金交付要綱の第3条別表に規定する「ただし」書に基づき上乗せ分を2人分だけ確保していることから、その差額である40万円が予算に上乗せされていることによる。しかし、当初予算の設定上、原則として1人10万円の補助金を前提に積算することが不確定な経費での予算を設定しないためにも合理的であると考えられる。

したがって、補助金に係る当初予算を確保する際には、確実に見積りができる計画規模に対応した所要経費（20人×10万円）を見積もるよう要望する。

また、補助金交付の際に交付決定後、参加者からの交付申請書に添付されている支払経費内訳書の一部（「宿泊費（ホームステイ費用）27,000円」）に不正確な記載がある。参加者からの補助金交付申請書に添付されている内容は、高校教育課が事業者から見積書を徴取し、その内訳に基づいて作成され、参加者に提供されたものと推察されるが、事実に基づき、宿泊費とホームステイ費用との峻別し、ホームステイ費用は特に負担していないことから、「宿泊費（8月4日）27,000円」と記載するよう、要望する。

#### 14 指摘事項：旅行命令簿の記載及び復命書の作成等について（高校教育課）

当該事業に参加した引率の指導教員に係る旅行命令や復命に関して、旅行命令簿に必要な日付が記載されていない点や復命書が明示的に作成されていない点等が把握された。旅行命令権者が公務で出張する必要がある職員に対して原則として事前に旅行命令を发出し、当該職員はその結果を明示的に復命書として作成して所属部署に提出する必要がある。したがって、山梨県職員旅費条例に従い、旅行命令簿や復命書を作成し、必要事項の記載や書類の作成・整備を徹底されたい。

#### 15 意見事項：旅費計算書等の内訳の整備について（高校教育課）

また、引率の指導教員の旅費に関して、職員の旅費として個人への支給を前提に算定されているが、職員が現地で実際に支払っているわけではなく、旅行代理店を通しての支払となっている。しかし、旅行代理店の旅行企画手数料を職員は明示的に負担しておらず、また、現地での実際の支払の円換算代金の明細が旅費計算書等の内訳では確認することができず、実際の旅費負担が明確ではない。

例えば、概算払い（2人分として68万円600円）に対する精算として、宿泊費等の実費精算の内訳を明示して旅費計算書及びその基礎資料としての経費内訳並びに精算書等を作成する必要があるものと考ええる。また、旅行代理店への企画手数料の負担額を明確にすることも必要である。以上より、当該事業に参加している職員の旅費計算書やその精算書類等に関してその内訳を明示し、旅行代理店等への手数料は職員が負担している額を明示して示すなど、会計上、透明性のある書類等を整備することを要望する。

#### 【問題点及び改善事項】

#### コロナ禍におけるグローバル人材育成留学促進事業の代替的な事業の検討・計画策定等【意見1：高校教育課】

グローバル人材育成留学促進事業は、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神を身に付けた、国際的に活躍できるグローバル人材を育成することを目的とした事業であり、概要で記載したとおり、参加した生徒の報告書からも概ね十分な成果が確認できる。

また、この事業は、現行の教育振興基本計画に関する評価指標のうち、「高等学校卒業段階でCEFR・A2レベル相当以上を達成した生徒の割合」に関連するものとして、外部監査の実施過程で位置付けられている。

この事業に過去に参加した生徒に対する事後調査を見ると、過去4年間（平成27～30年度）で80人の参加生徒のうち、高校在籍中の留学経験は18人（22.5%）、外国語関係資格（英検準2級以上）取得者46人（57.5%）国際交流に関する活動を行った生徒数30人（37.5%）等であった。

当該事業を所管する高校教育課においても、評価指標との関係性に関しては次のような見解を持っていることが分かった。

#### ① 評価指標との関連性について

本事業では、ホームステイにより英語による日常生活を経験することや、英語を用いて現地学生との協働学習に臨むことで、英語でのコミュニケーション能力向上に貢献するものであると考えられる。

#### ② 山梨県の英語教育実施状況の成果

文部科学省が、高校3年生を対象に実施した令和元年度「英語教育実施状況調査」の結果では、CEFRのA2レベル相当以上<sup>註1</sup>を取得している生徒の割合が、山梨県では27.7%（5,745人中1,592人）、全国平均では26.7%（689,614人中183,850人）であった。

また、文部科学省第3期教育振興基本計画では、高等学校卒業段階における「CEFRのA2レベル相当以上を達成した高校生の割合を5割以上」としている。

平成27年度から平成30年度に本事業へ参加した生徒80人を対象に行った事後調査では、CEFRのA2レベル相当以上を取得している生徒の割合は57.5%（80人中46人）であり、令和元年度「英語教育実施状況調査<sup>註2</sup>」の結果と比較しても、十分な成果

が出ているといえる。

注1：CEFR A2レベル＝英検準2級レベル

注2：令和元年度参加者に係る追跡調査は、コロナ禍による学校現場の業務負担に配慮し実施していないため、平成30年度までの参加者に係る追跡調査を基に記載している。

このような成果を継続的に得るためには、当該事業の内容（参加人数、期間、実施内容等）を見直しながらも、継続的に実施し、参加した生徒のその後の活動を調査して把握し事業評価を組織的に実施することが求められているものと考ええる。

また、外国語関係資格の取得だけでなく、日常的に国際交流に関する活動に関与することができる環境を県所管課としても関係機関と連携しながら、提供していくことなども、参加した生徒が継続的に外国語のスキルを維持向上させるためには不可欠であると考えられる。

更に、毎年20人という規模の参加者による実施は、予算制約やホームステイ等の実行可能性等の制約により大きく影響を受けるものと推察される。しかし、この事業に係る前述のような成果について、事業に参加していない生徒にも積極的に披露する機会を設定して、他の生徒にも関心を持ってもらい、事業展開の成果を享受する機会を設けることも重要である。

このような事業の見直しや維持・拡大を目指すうえで、現在の新型コロナウィルス感染症拡大の影響が海外渡航という事業の性格上、大きな支障となることが懸念される。社会経済環境の激変を受け入れながらも、生徒に対するグローバル人材の育成という目標を達成するために、当該事業の今後の展開を見直し、コロナ禍の中でも実行可能な事業の展開を着実に実施していくことを要望する。

**予算措置等会計上の事務処理【意見2：高校教育課】**

グローバル人材育成留学促進事業の実施に伴う会計処理に関して、次の点が問題であったため、その改善点も含めて、次のとおり述べることとする。

① 予算措置の問題点について

令和元年度までの予算措置は、当該事業の規模が同じであった。年間320万円の内訳は前述したとおり、旅費が80万円、補助金240万円であった。

令和元年度の補助金の240万円の見積の基礎は、毎年度の事業参加者が計画上20人であり、そのうち2人を補助金の通常の限度額である10万円を超過する30万円で積算されている。この1人当たり30万円の根拠は、グローバル人材育成留学促進事業費補

助金第3条に規定する「補助対象経費及び補助金の限度額」に係る別表に次のとおり規定があることにある。

すなわち、「補助金の限度額」は「10万円 ただし、市町村民税所得割額が非課税である世帯については予算の範囲内で1人につき30万円」とする規定である。

この規定を前提として、当初予算において2人分だけ「1人につき30万円」を設定するとしても、年度によって変動があり、2人を超過する場合、予算の流用等の対応により、予算上の対応をせざるを得ないこととなり、対象者がいない場合、当初予算が40万円不用額となってしまうのである。実際に参加する生徒に対象者があるかどうかを当初予算の段階で合理的に予想して見積もることはできず、また、現在の2人の対象者の見積にも合理的な根拠は見いだせない。そもそも支出に係る当初予算はその所要額を合理的な根拠に基づいて見積もることが求められるものであり、不確定な発生率やその人数などを不要に見積もることは所要額を予算化することにはならない。以上より当初予算の積算上、計画上の20人の参加者に対して確実な10万円の補助金交付予算を積算し、実際の募集により「1人につき30万円」に該当する生徒の人数規模が確定した場合には、当初予算を超過する額（30万円－10万円）×人数分）を流用等により予算手当するという対応で十分に対処することができるものと考えられる。

したがって、今後は当該事業予算のうち、参加生徒への補助金に係る予算は、240万円ではなく200万円とすることで予算配分の適正を確保する必要がある。

ちなみに、生徒1人当たりの総経費から判断すると10万円の旅費は、結果として約3分の1の補助となっており、参加者の自己負担との関係で問題とする点はない。

また、補助金交付の際に交付決定後、参加者からの交付申請書に添付されている支払経費内訳書の一部には、「宿泊費（ホームステイ費用）」として、27,000円が表示されている。しかし、旅行代理店から参考として徴取した見積書及び引率職員の旅費計算書等を閲覧すると、ホームステイの宿泊料は「なし」とされている。この生徒の宿泊料27,000円は8月4日ホテル宿泊料（ツイン）に該当するものと考えられる。ちなみに、引率職員の宿泊料（シングル）は41,200円（計算書には「宿泊指定」と明記）であり、ホームステイでの宿泊料は発生しないと明記されている。

したがって、再度経費発生の有無を確認し、その結果に基づき、少なくとも、参加する生徒への「支払経費内訳書」には、「宿泊費（8月4日ホテル代）」と明記し、「ホームステイ費用」は発生しない旨を明記する必要がある。

② 旅行命令簿の記載及び復命書の作成等について

引率した職員の旅行命令簿等への記載の正確性と旅行命令及び復命という重要な行為を正確に文書に残す必要がある。したがって、外部監査で入手依頼をし、提出を受けた旅行命令簿等の書類の記載事項に関して、次のとおり、再度、必要な書類の整備を行

うことが求められているものと考える。

ア. 旅行命令簿の記載事項のうち、「命令年月日」欄や「復命年月日」及び「復命の方法」欄に必要事項の記載がなかった。それぞれの日付は必要記載事項であり、旅行命令や復命の事実を示す期間的記載として必要な記載事項であるため、必ず記載する必要がある。

イ. 職員の出張に当たって必要とされる復命書の作成が確認できなかった。当該ホームステイ終了後帰国して、令和元年度では8月18日に事後学習会が開催されている。その際に説明した内容を事実上、復命書と指定するのであれば、明示的に復命書としての様式を備えて、旅行命令権者に提出する行為を行う必要があると考える。

ウ. 概算払いでの旅費に対して精算行為に係る書類は、現地での実際の支払額に基づく精算ではなく、事前に旅行代理店が作成した旅費に係る経費計算に基づく旅費計算書であり、概算払いの際の計算書と同一であったこと。

③ 旅費内訳書の整備について

今回の指導職員に係る経費についても、20人の生徒の旅費等の経費と共に、旅行代理店が企画を行っている。

その積算した経費の中には、「企画料金」が66,000円だけ含まれているが、その経費は、参加した生徒20人で負担している。実際の事業の企画とは異なり、旅行に係る工程等の企画であると考えられることから、本来はこの「企画手数料」は引率した指導職員も負担する必要があるものと考えられる。

また、引率職員の旅費は、全体の積算経費の中から、純粋に旅費に係るものだけを抽出して算定している。その旅費の合計として、680,600円(引率職員1人当たり340,300円)が算定され、その旅費を基礎にして、令和元年7月4日に旅行代理店から職員個人に「グローバル人材育成留学促進事業」として請求されている。そのうち日当を除けば、30万円(消費税込み)が旅行代理店からの請求額である。

この内容に対して、事後的な精算行為でも同じ内容の計算書が添付されて精算の決定がなされている(「グローバル人材育成留学促進事業に係る旅費の額の確定について」令和元年8月19日)。この旅費精算額の中には、8月4日のホテル宿泊代金が当初の予定どおり41,200円とされている。この料金は規定上の宿泊料である13,100円(山梨県職員旅費条例第16条第1項)を超過しているが、「宿泊指定」として超過分が認められているという説明を受けた。それについては、山梨県職員旅費規程第25条に規定する「特別の事情」に該当する次の規定が根拠となっているという回答を得た。

「山梨県職員旅費条例等の運用について」  
第25条関係の第2項

「ブロック会議等に出席する場合の旅行で、主催者側が指定した宿泊施設の料金等が、条例第16条第1項に定める宿泊料金額を超える宿泊料となる場合について、公務上必要と認められる場合は、宿泊料定額を超える額に相当する額を宿泊料定額に加算して支給できるものとする。」

この規定を根拠に「諸費計算書」において次のような「宿泊先指定」を行っている。  
「本来引率はツイン対応で考えていたが、生徒の安全確保のため、男子生徒及び女子生徒のそれぞれの階の階段入り口に1部屋ずつ、引率者の部屋を分ける。」

このような特別な指定をする際には、旅行命令権者による指定に係る明確な意思決定を行う必要があるものと考える。また、事後的な精算の際には実際の支払額を明確にする必要があるものと考えられる。

## 2) 語学指導等を行う外国青年招致事業費

## 【事業の概要】

区分	内容
事業内容	国際化に対応できる県民を育成するとともに、地域の国際化と国際交流、国際親善を図る。外国青年を招致し、外国語指導助手として県立高校等に配置し、語学指導等に従事する。
根拠規定等	外国青年（外国語指導助手）の任用に関する要綱
開始年度等	昭和62年度
実施体制	高校教育課指導担当1人・管理奨学担当1人

## 【予算・決算執行状況の年度推移】

また、ALT招致事業の予算及び決算の年度推移は次の表に示すとおりである。

(単位:円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算現額	132,871,000	127,350,000	132,929,000
決算	129,802,990	122,233,972	129,585,153
執行率	97.69	97.48	97.48

## ALTの職務内容

ALTの職務内容は次に記載するとおりである(募集要項より)。

- 主として、教育委員会及びその所管する高等学校等に配置され、所属長や校長の指示を受け外国語担当教員等の助手として職務に従事する。
- その職務内容は任用団体により異なるが、おおむね次のとおりである。
- i 高等学校における外国語授業等の補助
  - ii 外国語活動等の補助
  - iii 外国語教材作成の補助
  - iv 外国語担当教員等に対する現職研修の補助
  - v 特別活動や部活動等への協力
  - vi 外国語担当指導主事や外国語担当教員等に対する語学に関する情報提供(言葉の使い方、発音の仕方等)
  - vii 外国語スピーチコンテストへの協力

- viii 地域における国際交流活動への協力
- ix その他所属長又は校長が必要と認める職務

ALTの職務内容はこのように多岐にわたっており、各県立高等学校においてALTの授業や指導を受けている生徒の意識調査によると、概ね肯定的な回答が得られていることが確認できる。また、先生からの意見等を見ると、ALTと日本人外国語教員等との連携などによる外国語教育の向上を目指す現場の積極的な取り組みを把握することもできる。

## ALTの配置状況

語学指導等を行う外国青年招致事業に関しては、一般財団法人自治体国際化協会(以下「クレア」という。)の外国青年招致事業(以下「ジェットプログラム」という。)に依拠して、現在、30人が山梨県教育委員会に置いて任用されている。

- 30人のALTの配属先は、次のとおりである。
- i 総合教育センター：1人
  - ii 高校教育課：1人
  - iii 県立高等学校：28人(職業系は2校併任等)

このジェットプログラムにおいて、ALTの人材の特性としては、異文化交流等を基礎としている。県高校教育課からクレアに対して、配置予定先の諸条件に照らして希望するALTの特性を要望し、概ね希望に近い人材の紹介を受けていることを外部監査のプロセスでも確認した(「2019-2020年度7・8月外国語指導助手(ALT)新規者の配置について」)。

## 【具体的成果目標】

該当事項なし

## 【実施した監査手続】

当該事業に関する詳細な実施内容を県教育委員会の所管課から説明を受け、必要な質問を行い、監査要点に関連する監査資料の入手・閲覧・分析・質問等を実施した。

### 【指摘事項又は意見事項】

16 意見事項：AL T 招致事業の組織的な評価と教育振興基本計画の評価指標との関係（高校教育課）

外国語の授業及び指導を行う外国青年招致事業（以下「AL T 招致事業」という。）は、現行の教育振興基本計画の中にも記載されている重要な事業である。しかし、AL T 招致事業の各業務プロセスにおいて、評価という視点での見直しが組織的に実施されていない。例えば、外国語指導助手（以下「AL T」という。）を任用するための活動、任用による県立高等学校等への配置の事務、研修等によるAL Tの人材育成の事務、AL Tの業務に対する評価の事務など、AL T 招致事業のP・D・C・Aに係る各業務プロセスを適切な手法により組織的に評価することは、教育振興基本計画上の位置づけから判断しても必要性が極めて高いものと考えられる。したがって、教育振興基本計画の評価指標との関係性を明確に位置付けることやAL T 招致事業の各業務プロセス上で実際に行われている個別の調査等を活用して組織的に評価を実施することを要望する。

17 意見事項：AL Tの業務等に対する評価の実施（高校教育課）

AL Tは、AL T 招致事業の実施に際して、山梨県教育委員会で任用され、県立高等学校等に配置されている。そのAL Tは、県立高等学校等において外国語の授業及び指導に係る業務を行っているが、AL Tに対する人事評価等がどのように実施されているかについては、個々の県立学校における実務に任されており、県所管課では把握されていない。しかし、そのAL Tに対する人事評価等は、AL T 招致事業に対する評価と共に重要な評価であると考えられる。この点に関連して、AL T 招致事業の実施過程では、「AL Tの授業や指導に関する生徒への意識調査」（以下「生徒への意識調査」という。）を実施している。この生徒への意識調査による評価結果は、県所管課がAL Tの業務等を評価するためには重要な調査であると考えられる。

したがって、生徒への意識調査の評価結果をAL Tに対する業務評価や人事評価に活用したり、また、AL Tが自己のキャリア形成などの自己実現活動を行う際に有用な情報としてフィードバックしたりすることも考えられる。より客観的で説得的な評価とするためにも、AL Tの業務評価等の実施の中で、生徒への意識調査結果など既存の調査

結果が学校現場でAL Tの評価等にとのように活用されているかを把握し、AL Tの業務評価等に更に活用することを要望する。

### 【問題点及び改善策】

#### AL T 招致事業の組織的な評価と教育振興基本計画の評価指標との関係【意見

##### 1：高校教育課】

AL T 招致事業は、現行の教育振興基本計画に位置付けられており、クレアが実施するジェットプロジェクトに基づき、会費負担等を行うことにより実施されている。その業務プロセスはおおむね次の内容であると考えられる。

すなわち、AL Tを任用するための事務、任用による県立高等学校等への配置の事務、研修等によるAL Tの人材育成の事務、AL Tの業務に対する評価の事務等である。しかし、AL T 招致事業の各業務プロセスにおいて、評価という視点での見直しが組織的に実施されていない。

外部監査の実施過程では、特に現行の教育基本計画の次の評価指標との関係を精査した。

「高等学校卒業段階でCEFR A2 レベル相当以上を達成した生徒の割合」

AL Tの職務内容は前述したとおり多岐にわたっていることが分かる。その中には、外国語授業等の補助や外国語教材作成の補助などと共に、特別活動や部活動等への協力や外国語スピーチコンテストへの協力が含まれている。このようなAL Tの職務は基本的には現場の県立高等学校の責任に基づいて、実施されているものと考えられるが、AL T 招致事業の成果のひとつとして、現行の教育振興基本計画に掲げる、上記の評価指標との直接的、間接的関係性を強く意識した分析・評価作業が高校教育課においては実施されていない。

この点に関する高校教育課の見解は次のとおりであった。

「授業の一環として、定期的にAL Tの授業を受けることで、英語によるコミュニケーション能力の育成に貢献していると考えられる。

評価指標の一つとして使用される外部英語検定試験において成果を納めるには、英語による実際のコミュニケーション活動を通じて「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の4技能の育成を図っていくかなければならない。特に、発音力である「話すこと」と「書くこと」は、コミュニケーションが行われる目的や場面、状況にあった表現力が必要となる。また、「聞くこと」や「読むこと」といった技能は、話し手や書き手の意図を把握する力が重要となる。これらの技能は、単に教科書や音声教材といったも

のだけでは育成されるのではなく、英語を母語とする人との実際のコミュニケーションを通じて育成されるものである。学校において、生徒がALTの授業を受けることは、英語による実際のコミュニケーションを経験する機会であり、そのような機会を通じて育成された力が、外部英語検定試験の成果として現れると考えられる。」

このような見解は外部監査の実施過程で、質問に対する回答として示されたものであり、ALTが実施する授業や指導が外部英語検定試験の成果として、因果関係があることを示唆するものである。

今後はこのような見解を組織としても明示的に共有し、それを踏まえてALT招致事業の現場における実施状況を的確に把握することが重要である。そのためには、各県立高等学校において活動するALTの授業や指導を内容とする事業プロセスについて、既存の調査結果等を活用することにより、的確な実態把握に努めることが現実的であると考えられる。

たとえば、ALTの授業や指導に関して既に実施されている生徒への意識調査の結果などを、教育振興基本計画に関係する、上記の評価指標と直接的に、または間接的に関係づけて分析・評価することも可能であると考える。

特に、生徒への意識調査の結果を全体としてとりまとめ、肯定的回答と否定的回答の発生状況の差異を全体として、また、個別学校毎に分析することは意義のあることであると考えられる。

また、先生からの回答にも、教育振興基本計画の評価指標と直接関係するコメントなどが把握される。定性的な分析のための貴重な現場資料として活用することが期待されるものと考えられる。

以下では、外部監査の過程で実施した生徒への意識調査の結果に関する分析及びその結果等を記載することとする。

この調査は平成29年度から次の条件で実施されている。

- i ALTがティームティーチング(以下「TT」という。)を担当する1クラス(40名程度)を抽出し、所定の5つの項目について、生徒の意識調査を実施する。
- ii 実施方法は、調査用紙等を作成し集計する方法でも、又は拳手による方法でも任意に選択できる。
- iii 基本的には「はい」か「いいえ」の2者択一とする。
- iv ALTの活用等について、先生の意見や希望があれば記載することとなっている。

この生徒への意識調査の結果は「様式2」という定型の回答様式で提出され、そのまま保管されている。しかし、これらの県立高等学校毎の回答内容を集計して総合し、その回答結果を一定の目的に応じて分析し、当該事業の見直しに活用するようなルールとして、位置付けられていない。そのため、県教育委員会としてのとおりまとめ機能や県立

学校への改善のための指導など、調整機能が発揮されていないものと考えられる。

このような調整機能は、ALT招致事業が教育振興基本計画の中にも記載されている重要な事業であることに鑑みると、極めて重要な機能であり、実施すべき必要な機能であるものと考ええる。

ちなみに、生徒への意識調査(平成30年度実施)の結果を外部監査人独自に集計した。その結果は次の一覧表のとおりである。

ALTの授業や指導に関する生徒への意識調査(平成30年度)

高校	1. ALTの授業は楽しいか?		2. 英語が好きになったか?		3. 英語は高まる意識は高まるか?		4. 英語のコミュニケーション能力は高まるか?		5. ALTの授業をもっと受けたらいいか?	
	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
1	33	0	3	30	3	30	21	12	11	22
2	33	5	25	13	29	9	34	4	33	5
3	35	5	30	10	35	5	33	7	35	5
4	31	8	18	21	18	21	31	8	20	19
5	37	0	32	5	31	6	34	3	33	4
6	39	0	3	36	14	25	1	38	18	21
7	38	2	30	10	35	5	33	5	33	7
8	36	2	32	7	36	3	33	6	38	1
9	35	2	23	12	27	8	33	2	29	6
10	30	10	24	16	26	14	30	10	32	8
11	27	13	19	19	25	15	22	18	25	15
12	35	2	33	4	32	5	33	4	34	3
13	29	4	1	32	0	33	17	16	15	18
14	40	0	38	2	38	2	38	2	40	0
15	35	1	29	8	35	2	35	2	36	3
16	39	0	29	10	34	5	31	8	36	2
17	25	3	22	6	20	8	23	5	28	0
18	36	4	25	15	23	17	25	15	25	15
19	26	4	19	11	23	7	25	5	25	5
20	35	1	26	10	29	7	32	4	31	5
21	24	0	4	20	2	22	18	6	15	9
22	40	0	40	0	40	1	40	0	39	1
23	36	4	25	15	30	10	35	5	31	9
24	33	7	16	24	26	14	34	6	28	12
25	36	4	28	12	32	8	34	6	34	6
26	38	2	26	14	38	2	40	0	40	0
27	10	0	5	5	5	4	6	2	8	10
28	36	4	33	7	36	4	31	9	35	5
合計	928	88	638	266	720	294	800	214	808	206
構成比	91.3%	8.7%	63.5%	28.5%	71.0%	29.0%	78.9%	21.1%	79.7%	20.3%

この表から抽出される含意をまとめると次のとおりである。

- i 当該アンケート調査の回答状況を見ると、一部の県立学校では、複数の質問に対して極端に否定的な回答が見受けられた(28校中4校)。他の県立学校との調査方法や調査時の雰囲気など、生徒の回答に対する影響を与える要素に大きな相違をもたらす要因があったかどうかについて、正式な分析がなされていない危険性の存在が懸念される。
- ii 逆に、一部の県立高校では、複数の質問に対して極端に肯定的な回答が見受けられた(28校中9校)。
- iii ALTの活用についての先生の意見等の記載に関しては、複数の設問に対する極端な否定的回答が見受けられた県立学校では、当該先生の意見等は、空欄か「特になし」という回答であった。
- iv 先生の意見等に記載がある県立学校のうち、生徒による肯定的な回答が見受けられる県立学校では、先生の意見等も概ねALTの活用が高い評価を行っている学校が多

学校への改善のための指導など、調整機能が発揮されていないものと考えられる。

い。

このように生徒への意識調査の結果は単純に集計することによりその結果を評価することに對して、十分な信頼性があるのかどうかについて、まず分析することが必要であるという印象を持たざるを得ない。しかし、このアンケート調査結果からは、ALT 招致事業の実施結果として生徒の英語に對する学習意欲やコミュニケーション能力の高まりに對する自己評価の実態を把握することが期待されるものである。

#### ALT の業務等に對する評価の実施【意見 2：高校教育課】

このような生徒への意識調査の目的は ALT 招致事業に關する評価のためであると推察されるが、その結果を組織的に十分に分析し、見直しにつなげることが重要であることを意見としてこれまで述べてきた。ここでは、当該調査の実施を ALT の業務等に對する評価にも活用することができることを意見として述べるものである。

県所管課とのヒヤリングや質問等の手続の結果を踏まえると、ALT の人事評価や業務の評価が配属先である県立高等学校等においてどのように行われているか、組織的には把握されていないかった。そのような現状の中で、例えば、既存の調査である生徒への意識調査の実施やその結果の分析等に当たり、可能な範囲で ALT の人事評価や業務評価に活用することも可能であると考えられる。ALT の人事評価や業務評価を組織的に実施するために、新たな調査を実施することは業務の煩雑性が増し、その効率性が阻害される危険性がある。既存の調査をその目的に一部変更することで、別の業務目的に活用するという視点も重要である。

また、ALT の評価と共に人材育成や自己実現への支援に關しても、ALT 招致事業の目標管理と併せて、關連する重要な視点であると考えられる。そのような観点から現在県教育委員会で ALT を対象とした研修事業の内容を観察すると、そのような目的に寄与する充実した取組がなされていることも把握される。

たとえば、ALT の人材育成のひとつとして、ALT 対象のスキル開発のための研修会（「2019SDC PLANNING」山梨県教育委員会）等が実施されている。その中では、これまでの ALT から複数の授業計画の事例が豊富に示されており、ALT は研修を通じて自らのスキルを向上させることができ、自己実現にも資する内容が示されている。

ちなみに、高校の事例の中では次のような先人の言葉が紹介されている。「他の言語を学ぶことは単に異なる言葉を学ぶだけではなく、物事を考える他の方法を学ぶことでもある」（「LESSON PLANS (RESOURCES)」の中のフローラ・ルイスの言葉より）。

生徒が単に英語の能力を高めるための機会を得るだけではなく、社会で生じる事象に對して、異文化の言語である英語で深く考える機会を提供することも期待されている。ALT の評価はそのスキルの向上や自己実現への支援にも直接關係していることが分かるが、ALT の授業や指導を受ける生徒の外国語学習の姿勢にも關係していることも把握することができる。

このような英語教育の考え方を効果的に推進するための手段として、ALT の活用の方向性が、生徒への意識調査の中の先生の意見等にも見受けられる（市川高等学校）。

「本校では、この 2 年間で ALT との授業の質の向上に力を入れてきた。その結果、ALT の授業の難型 (packet) がほぼ完成した。以下がその過程で得た主なフィードバックである。

- ・ ALT との TT と JTE（日本人外国語科教員）単体の授業の運動
- ・ JTE 単体の授業を ALT が参観（参加）
- ・ JTE と ALT による授業前後の打ち合わせ
- ・ JTE によるモニタリングとフテシリテーション、およびパフォーマンス」（外部監査人の引用に当たり一部詳細な説明箇所は省略している。）

このように先生方の意見は極めて貴重な示唆を含んでいるものと考えられるため、生徒への意識調査の結果を十分に分析する意義があるものと考ええる。その分析結果に基づき、英語教育の方向性について、ALT 招致事業の成果を他の県立高等学校と共有する仕組みを全体として構築するとともに、併せて、ALT の業務等の評価にも活用することが求められているものと考ええる。

## 3) 工業系高校生実践的技術力向上事業

## 【事業の概況】

ものづくりを支える専門的職業人を育成するため、地域産業界と工業系高校が連携し、生徒の企業実習や企業技術者による実践的授業を行う。  
対象生徒としては、県立工業系高校6校全学科・工業系列であり、韮崎工業高等学校、甲府工業高等学校、甲府城西高等学校、岐南高等学校、都留興譲館高等学校、富士北稜高等学校である。

## 【目的・根拠規定等】

『工業系高校生実践的技術力向上事業』要項にて定めている。

## 【予算・決算執行状況の年度推移】

(予算)

平成31年度事業予算額は、3,209,000円であり、内訳は以下の通りである。

報償費 2,390,000円

企業実習 10,000円×125日 = 1,250,000円

企業技術者実践的授業 10,000円×114回 = 1,140,000円

需用費 819,000円

企業技術者実践的授業材料費 819,000円

(決算)

平成31年(令和元年)度決算額は2,967,968円であった。

報償費 2,160,000円

需用費 807,968円

## 【実施体制】

(1) 企業実習

「短期企業実習」

・生徒が専門学科に関係する企業においてものづくりへの視野を広げ県内製造業を知る機会とする企業実習を実施する。(主に1年次)

「先端技術実習」

専門的な知識や技術・技能を身に付けるための現場実習を実施(主に2年次)

「長期企業実習」

3年次の「課題研究」を活用し、10日間以上の長期企業現場実習を実施

「短期企業実習」または「先端技術実習」を、学校設定科目「企業実習」で実施し、工業系高校における原則履修化を目指す。

(2) 企業技術者からの実践的授業

・企業等の技術者からの実践的授業により、現場で必要となる技術・技能を身につけ、技能検定3級の取得を目指していく。

・地域企業で活躍する即戦力となる人材を育成するため、技能検定3級取得者には、2級に対応したさらなる実践的授業を実施するなど、企業が必要としている資格に対応していく。

・フラインス技術者を育成するため、県内工業系高校6校に導入されたフラインスを活用し、技能検定フラインス加工3級の取得を推進していく。

(3) 教員の技術力向上研修・企業研修

・技能検定2級等の高度な技術に対応するため「企業実習」や「企業技術者実践的授業」に参加し、技術力の向上を図る。

・産業技術短期大学校、山梨大学附属ものづくり教育実践センター等での技術研修

(4) 産業技術短期大学校等との連携

・都留キャンパスとの連携により産業界をリードする工業人材の育成を目指した教育の確立

・山梨大学工学部附属ものづくり教育実践センター、ボリテックセンター山梨等からの技術支援

## 【教育振興計画上の位置づけ】

関連する教育振興計画上の施策概要は以下の通り。

基本目標 1

基本方針 2 (2) キャリア教育の推進 ①キャリア教育・職業教育の推進

(3) イノベーションを牽引する人材の育成 キ 高等学校における取組

②やまなしのものづくりを担う多様な人材の育成

ア 高等教育機関、専修学校等や

イ 企業等との連携

エ 高等学校における取組

**【具体的成果目標】**

⑩⑪⑫キャリア・パスポートの活用に関する調査においてキャリア・パスポートを「活用している」学校の割合

**【指摘事項又は意見事項】**

該当事項なし

**4) スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール事業**

**【事業の概況】**

社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校（専攻科を含む）において、実践研究を行う事業であり、山梨県においては平成29年度に新規に甲府工業高等学校が採択されており、「数値制御ロボット技術」を通じ、地域産業を支える地方創生を創造する技術者の育成を目指している。

**【目的・根拠規程等】**

「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール実施要項」（平成26年文部科学大臣決定）に基づき執行している。

**【予算・決算執行状況の年度推移】**

（予算）

平成31年度事業予算額は、4,005,000円であり、主な内訳は以下の通りである。

報償費 138,000円（企業技術者や外部講師等への謝礼金）  
旅費 467,000円（技術者や外部講師の旅費、全国産業教育フェア参加旅費等）  
需用費 1,051,000円（消耗品費、報告書印刷費等）  
役員費 182,000円（報告書送付代、旅行傷害保険等）  
使用料及び賃借料 2,106,000円（バスレンタル代等）  
負担金 61,000円（講習会参加費）

（決算）

平成31年（令和元年）度決算額は3,558,168円であった。

報償費 62,000円  
旅費 279,926円  
需用費 1,448,557円  
役員費 108,064円  
委託費 129,330円  
使用料及び賃借料 1,466,491円  
負担金 63,800円

**【実施体制】**

具体的な事業内容としては以下の通り。

①山梨県教育委員会

**【指摘事項又は意見事項】**  
 該当事項なし

- ・運営指導委員会を設立し指定校を支援
  - ・指定校開催のSPH発表会での指導・助言
  - ・指定校が県内関係機関と連携する際の支援
  - ・指定校の取組内容、成果検証、予算に対する指導助言
- ②指定校
- ・専門高校における職業教育の在り方や専門高校等と関連機関との連携の在り方を探る。
  - ・複数の大学科が連携して取り組む場合は先導的な取り組みを可能な限り行う。
  - ・地域における教育の重要な役割を担う機関として、地域の他の専門高校と連携協力し、先導的な取り組みを可能な限り行う。
  - ・研究開発は、他の学校の先例となることが期待できるような先進的・先導的な職業教育に関する取組で教育課程の編成に関するものとする。
  - ・研究開発を通じて得られた教育上の成果及び波及効果を分かりやすく把握できる説明できるように、生徒や教員、地域社会に対しての意識調査や実態調査等を行い、適切に評価し、事業目的の達成度を検証する。

**【教育振興計画上の位置づけ】**

関連する教育振興計画上の施策概要は以下の通り。

基本目標 1

基本方針 2 (2) キャリア教育の推進 ① キャリア教育・職業教育の推進

キ 高等学校における取組

(3) イノベーションを牽引する人材の育成

①優れた才能・個性を伸ばす教育の推進

ア 理数教育・情報教育の充実

②やまなしのものを担う多様な

人材の育成

ア 高等教育機関、専修学校等や

企業等との連携

エ 高等学校における取組

**【具体的成果目標】**

⑬⑭⑯キャリア・パスポートの利活用に関する調査においてキャリア・パスポートを「活用している」学校の割合

5) 新産業技術等職業高校教員研修費

【事業の概況】

農業、工業、商業、家庭科教員及び実習助手の最新技術に関する知識及び技術の習得を図るものであり、各学科の特色を生かした研修を企業や専門の教育機関等で研修を行う。

【目的・根拠規程等】

教育公務員特例法第21条、22条  
研修の主催者である独立行政法人教職員支援機構による実施要項

【予算・決算執行状況の年度推移】

(予算)

平成31年度事業予算額は、524,000円であり、内訳は以下の通りである。

報償費 40,000円 (新産業指導者養成研修 講師謝礼金)

負担金 484,000円 (新産業技術等職業高校教員研修に係る負担金)

(決算)

平成31年(令和元年)度決算額は366,412円であった。

報償費 10,000円

負担金 356,412円

教員等が研修に参加する時間が業務の多忙により不足傾向にあるため、予算規模も近年縮小傾向にある。

【実施体制】

以下の3つの事業に分かれている。

(事業1) 新産業技術等指導者養成研修

・・・独立行政法人教職員支援機構で実施する研修

独立行政法人教職員支援機構より研修案内が教育委員会宛に通知され、受講者の推薦を行っており、以下の2つの研修がある。

①情報技術等指導者養成研修

産業技術、情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修であり、教諭が対象となっている。令和元年度は3名が参加している。

②産業教育実習助手研修

職務に必要な最新の知識・技術を習得させ、資質の向上を図ることを目的

とした研修であり、実習助手が対象となっている。令和元年度は2名が参加しているが、うち1名は自費での参加となっている。

(事業2) 新産業技術等職業高校教員研修

・・・各企業等が開催する研修に参加する研修

令和元年度は12名が参加している。

(事業3) 新産業指導者養成研修

・・・技能検定等教科指導力向上のための講習

家庭クラブ、農業クラブ指導力向上のための講習

学校に講師を招き農業、工業、商業、家庭科に係る講習を受けるものである。

【教育振興計画上の位置づけ】

教育振興基本計画において明確な位置づけはない。

【具体的成果目標】

該当事項なし。

【指摘事項又は意見事項】

18 意見事項：産業教育実習助手研修において、令和元年度の参加者2名のうち1名は自費参加となっており、他の1名と同じく公費負担となるように努めるべきである。(高校教育課)

【問題点及び改善策】

当該研修の実施主体である独立行政法人教職員支援機構による実施要項によると、「定員を超える推薦があった場合でも受講が可能であり、積極的な推薦を行うように努めること」旨の定めがあり、研修内容の重要性、受講希望者の過去の受講状況等を総合的に勘案し、自費参加ではなく積極的に公費負担で参加できるように努めるべきである。教員や実習助手の業務多忙等により研修時間の確保が近年難しくなっていることとあり、積極的に受講を希望してきた教員等については原則的に公費負担で参加できるようにすることで、受講希望者及び参加者の増加、強いては教育環境の更なる向上にも資するものと考えられる。

## 6) 学校図書館情報システム推進事業費

## 【事業の概況】

「調べ学習」を推進し「自ら課題を発見し、自ら学ぶ生徒」の育成を図るために、県立学校 30 校の学校図書館に図書館情報管理の電算システムを導入し、県立学校の図書データが共有されることで、幅広い学校図書を活用と各校の蔵書管理を行う。

## 【目的・根拠規程等】

学習指導要領、文字・活字文化推進法

## 【予算・決算執行状況の年度推移】

(予算)

平成 31 年度事業予算額は、11,779,000 円であり、内訳は以下の通りである。

需用費 112,000 円 (スロット保守料金)

負担金 11,667,000 円

(学校図書館情報システムリース料 972,216 円/月×12か月)

## ※貸借契約書の概要

対象物品：学校図書館情報システム推進事業に係わるパソコン等(ソフトウェア、センターサーバ、学校設置端末含む)

契約期間：平成 29 年 10 月 1 日から平成 34 年(令和 4 年) 9 月 30 日まで

5年間

賃借料総額：58,332,960 円

(決算)

平成 31 年(令和元年) 度決算額は 11,666,592 円であった。

需用費 0 円

負担金 11,666,592 円

## 【実施体制】

各校の蔵書データを総合教育センター内のセンターサーバに集約し、当該センターサーバを介して、学校間で蔵書の相互貸借が可能となっている。また、図書貸出を従来の帳面方式や貸出カードで管理を行うのは現実的ではなく、生徒の個人情報保護の観点からもシステム導入は必須である。

県立高校間の相互貸借数実績は、平成 30 年に 1,200 冊程度と前年度(1,721 冊)から比して一時的に落ち込んだが、令和元年度は 1,507 冊と回復している。これは、各校での授業での利用実践事例集の作成、配布により学校での相互貸借が増えたことによる。

## 【教育振興計画上の位置づけ】

関連する教育振興計画上の施策概要は以下の通り。

基本目標 1

基本方針 1 (1) 確かな学力の育成

①確かな学力を伸ばす教育の充実

エ 言語活動の充実

(2) 豊かな心の育成

⑥体験活動や読書活動の充実

ウ 学校図書館を活用した授業

の推進

オ 学校図書館の計画的整備

基本方針 2 (3) インベジョンを牽引する人材の育成

①優れた才能・個性を伸ばす教育の推進

カ 言語活動の充実

基本目標 III

基本方針 1 (4) 安全・安心で質の高い教育環境を整備

②学校における教材等の教育環境の充実

ア 学校図書館の計画的な整備

## 【具体的成果目標】

具体的な成果指標は定めていない。

## 【指摘事項又は意見事項】

該当事項なし

## 7) 高等学校文化活動推進助成費補助金

### 【事業の概況】

高等学校における芸術文化活動を通じて、創造的な人間形成を図ることを目的として、山梨県高等学校文化連盟が実施する事業に対し、補助金を交付する。補助の対象とする事業は、「全国高等学校総合文化祭派遣事業」、「山梨県高等学校芸術文化祭開催事業」、「オーケストラ強化育成事業」である。

### 【目的・根拠規程等】

文化芸術振興基本法第35条

高等学校文化活動推進助成費補助金交付要綱

### 【予算・決算執行状況の年度推移】

(予算)

平成31年度事業予算額は、5,000,000円であり、内訳は以下の通りである。

- 負担金 5,000,000円 (山梨県高等学校文化連盟への補助金)
- ・ 第40回山梨県高等学校芸術文化祭 3,000千円
- ・ 第43回全国高等学校総合文化祭佐賀大会派遣 338人 2,000千円

(決算)

平成31年(令和元年)度決算額は5,000,000円であった。

負担金 5,000,000円

### 【実施体制】

個性ある香り高い文化の創造・発展のため、県民の芸術文化活動の研さんの成果を發表する機会を拡充する必要がある。そのため、高等学校文化連盟を育成するとともに、その活動を積極的に支援する。

文化連盟は、事業計画書、収支予算書を添えて補助金申請を実施し、教育長は審査の上で交付決定を行う。文化連盟は補助事業を完了したときは、一定の期間内に、収支決算書とともに実績報告を行う必要がある。

### 【教育振興計画上の位置づけ】

基本目標Ⅰ

基本方針2 (1) グローバルに活躍する人材の育成

①伝統や文化等に関する教育の推進

ナ 伝統・文化に関する参加・発表機会の確保

(5) スポーツ・文化芸術分野の人材の育成

②芸術家等の養成、文化芸術振興策の推進

イ 伝統・文化に関する参加・発表機会の確保

基本目標Ⅱ

基本方針1 (1) 生きがいを持ち、社会参画するための学びの推進

④生涯を通じた文化芸術活動の推進

イ 学校の児童生徒が文化芸術に親しむための取組

### 【具体的成果目標】

①高等学校卒業段階でCERF A2レベル相当以上を達成した生徒の割合

②県民文化祭における地域フュンクショナルの事業数

### 【指摘事項又は意見事項】

19 意見事項：全国高等学校総合文化祭派遣事業における生徒役員派遣費は、補助金交付要綱において、宿泊要項等で定められた金額に基づくとされているが、当該要綱はなく、実際には生徒一人当たり12,000円の交付となっている。当該12,000円の単価を検証する必要があり、その妥当性を検証したうえで、宿泊要項等で定める必要がある。これら点につき改善を要する。(高校教育課)

### 【現状】

全国高等学校総合文化祭派遣事業において、生徒派遣費については、生徒一人当たり12,000円を交付しているが、補助金交付要綱で定める宿泊要項等はない。

### 【問題点及び改善策】

全国高等学校総合文化祭派遣事業における補助対象となる生徒等の派遣費(旅費、宿泊費、保険料など)は、補助金交付要綱にて宿泊要項等に基づくとされているが、当該

宿泊要項等はなく、また、高文連から各学校へ交付している補助金単価(12,000円)は高文連事務局で決められており、過去5年間、同額での交付となつてゐる。12,000円は、補助金交付先である高文連が決定されたものであり、かつ、少なくとも過去5年間、当該金額の妥当性を検証した記録はないことである。12,000円の単価は実費相当額と大きく乖離しているとは考えられないが、その妥当性について定期的に検証が必要なものとする。上記の要綱の整備と定期的な宿泊単価の検証を要望する。

8) 所属校・初任者研修費(高校)

【事業の概況】

初任者指導のため、指導教員及び教科指導教員の持ち時間数が軽減される。当該削減された時間数を非常勤講師で補うために要する経費。

【目的・根拠規程等】

教育公務員特例法  
山梨県公立学校教員初任者研修実施要項、同実施細則

【予算・決算執行状況の年度推移】

(予算)

平成31年度事業予算額は、6,543,000円であり、内訳は以下の通りである。

報酬 6,523,000円 (指導教官非常勤講師)

共済費 20,000円 (労災保険)

(決算)

平成31年(令和元年)度決算額は4,640,489円であった。

報酬 4,634,198円

共済費 6,291円

【実施体制】

主な初任者研修の概要は以下の通り

1. 教育センターにおける研修 年間23日

2. 所属校における研修 年間300時間

3. 宿泊研修 1泊2日

4. 初任者研修実施協議会、初任者研修実施校校長等連絡協議会の開催

本細事業の予算は、上記のうち2.に該当するものであり、指導教官等の指導時間を補うために非常勤講師に要する費用のみとなっている。

【教育振興計画上の位置づけ】

教育振興基本計画において明確な位置づけはない。

**【具体的成果目標】**

該当事項なし。

**【指摘事項又は意見事項】**

該当事項なし

9) グローバル人材育成教育プログラム導入事業費 (高校教育課)

**【事業の概要】**

・定義 グローバル人材育成教育プログラム導入事業は、山梨県立甲府西高等学校に国際バカロレア (以下「IBJ」) を導入し、同校においてデュアルランゲージ・ダイナミックプログラム (以下「日本語DPJ」) を提供する事業である。

**【目的・根拠法令等】**

山梨県教育振興基本計画の基本方針2 (1) グローバルに活躍する人材の育成に対応して実施する事業であり、グローバル化に対応できる生徒を育成することを目的としている。

- ・根拠法令等  
県独自の事業であり根拠とする法令等はない

**【予算・決算執行状況の年度推移】**

予算	平成30年度	2,502千円	令和元年度	6,695千円
決算	平成29年度	1,940千円	平成30年度	2,271千円

**【具体的成果目標】**

該当なし

**【指摘事項又は意見事項】**

20 **意見事項：事業を評価する指標として客観的な目標数値を定めるとともに、目標達成に必要な導入準備について (高校教育課)**

本事業はIBを導入することが目的ではなく導入後によりグローバルな人材を育成することが目的である。事業を評価する指標として日本語DPの受講人数や修了資格の取得数といった客観的な目標数値を定めるとともに、目標達成に必要な導入準備がなされることを要望する。

**【現状】**

国際バカロレアとは、国際バカロレア機構が提供する教育プログラムであり、高校生を対象としたプログラムはダイナミックプログラム (以下「DPJ」) という。日本語DP

とは、日本語と英語でDPを行うプログラムをいう。DP又は日本語DPを修了した生徒が世界統一の卒業試験を受け、一定の成績を取ることで、国際バカロレア機構から修了資格(成績証明書)が授与される。国際バカロレアの修了資格は、国際的な大学出願資格としてアメリカやイギリス等の多くの大学で採用されている。修了資格を得るためには、日本語DP6科目を修了(以下、「フルDPJ」)し、試験に合格する必要がある。既に国際バカロレアを導入している他校の事例では、フルDPを選択することが必須であるのに対し、甲府西高等学校では日本語DPを1科目から選択可能とする方針である。選択した日本語DP科目は、高校の卒業単位に認定される。

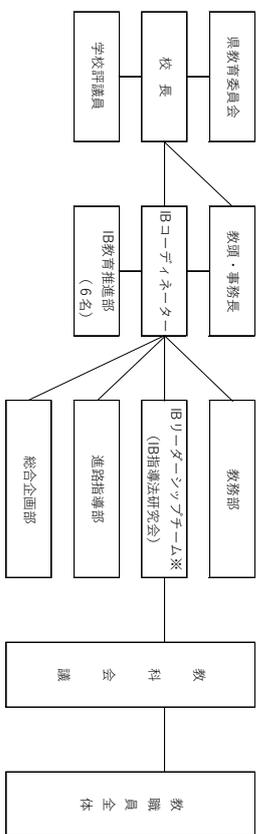
甲府西高等学校は、平成31年4月にIBワールドスクール<sup>6)</sup>に認定され、令和3年度から2年生を対象に日本語DPを開始する。日本語DPは2年間のプログラムであり、1学年20名程度、2年生3年生合計で40名程度を対象として想定している。

これまでに甲府西高等学校は、日本語DP導入に向けた校内体制を整備し令和3年度に向けた準備をしている。下図におけるIBリーダージョイントチームに所属する教師が、日本語DP担当教師となる。IBリーダージョイントチーム所属教師は、日本語DP専任ではなく、通常業務と兼務している。IBリーダージョイントチーム所属教師はIBを導入している他校への視察やIB機構が主催するワークショップに参加するなどして指導方法の研究を行っている。日本語DPに向けた準備の時間を確保するために週20時間分非常勤教員を追加的に採用している他、他の教師が授業の一部を受け持つなどして時間を捻出している。

<sup>6)</sup> 現在、世界140以上の国におよそ5,200校ある、IBワールドスクールは、スイス(ジュネーブ)に本部をおく、国際バカロレア機構(IBO)の厳しい基準をクリアした認定校をさします。

表5 日本語DP導入に向けた構内体制

日本語DP導入に向けた校内体制



※ IBリーダージョイントチーム編成(20名)  
 教頭、IBコーディネーター、サロコーディネーター  
 言語と文学(2名)、EnglishB(2名)、歴史(2名)、化学(2名)  
 数学(2名)、音楽(1名)、美術(1名)、TK(2名)、CAS(1名)  
 EE(兼2名)、司書(1名)、IB教育推進部(1名)

校長：県教育委員会及び学校評議員会との連携、全体統括  
 教頭・事務長：校長の指導の下、教育内容及び予費、施設設備等の面からサポート  
 IBコーディネーター：関係者との連絡調整、導入に向けた業務全般及び他の教員の指導  
 IB教育推進部：IBコーディネーターの指導の下、導入に向けた授業改善等の検討及び課題解決  
 教務部：教育課程の編成及び授業実践、評価等の面からIB教育推進部をサポート  
 連携指導部：進路指導、科目選択の在り方等の面からIB教育推進部をサポート  
 IBリーダージョイントチーム (IB指導研究会)：  
 IB理念を反映した教育内容、授業展開、評価等の研究及び効果的な実現に向けた取組推進  
 総合企画部：教員の指導力向上、IB理念の共有等の面から教員研修を実施  
 教科会議：全教員でIB理念を共有、その趣旨を基とした実践研究への取組及び探索力向上

(出典：甲府西高等学校作成資料より)

【問題点及び改善策】

甲府西高等学校の一部日本語DPの方式は、多くの生徒がIBに触れることができる反面、修了資格取得者の数は多くはない可能性があると考えられる。また日本語DPの一部の科目を選択し体験しただけで事業の目的であるグローバル化に対応できる生徒を育成することが達成できるのか疑問に思う。IBの導入は目的達成の手段にすぎず、目的達成のためにはIBがどの程度活用されるべきかIB導入後の指標を定める必要があると考える。具体的には、修了資格の取得者数や日本語DPの一人当たりの目標選択時間等の指標を作り、当該指標に対してPDCAサイクルをまわしていくことで毎年の人員配置や予算の配分を検討していくべきである。

甲府西高等学校では、IBリーダージョイントチームの教師は、通常の授業をしながらワークショップへの参加や他校への訪問を行うなどして日本語DPの授業を研究している。他の先行する私立高校では、IBの教師としての資格をもった日本語に精通して

いる外国人の先生を招聘している例や、IB先進校である東京学芸大学付属高校に1年程度出向してノカハワを身に着け自校に戻りフオーダーバックする例もあるといい、そうした状況と比較すると甲府西高等学校の教師に過度の負担がかかっているか危惧される。また、十分な研修や研究の時間が確保できないまま日本語DPの授業を行うことは、日本語DPを選択した生徒にとって時間の浪費に終わる可能性がある。

山梨県教育委員会においては、事業目的達成のための指標を定めるとともに、現場の教師に過度の負担となっていないか、日本語DPを選択した生徒の満足度は十分かといった観点を踏まえ導入後の予算の在り方、人的配置やICT環境の整備内容を継続的に検討することを期待する。

#### 10) 特別支援学校児童生徒就学援助費（高校改革・特別支援教育課）

##### 【事業の概要】

・定義 特別支援学校児童生徒就学援助費とは、特別支援学校への就学奨励に関する法律にもとづき特別支援学校に通う幼児児童生徒に対して実施する教材費や給食費等の給付をいう。

##### 【目的・根拠法令等】

教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。（特別支援学校への就学奨励に関する法律」より抜粋）

・根拠法令等 特別支援学校への就学奨励に関する法律、特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱

##### 【予算・決算執行状況の年度推移】

予算	平成30年度	106,288千円	令和元年度	102,274千円
決算	平成29年度	91,526千円	平成30年度	90,654千円

##### 【具体的成果目標】

該当事項なし

##### 【指摘事項又は意見事項】

21 意見事項：山梨県教育委員会は、負担金及び補助金制度自体が簡素化されるよう引き続き要望を続けていくことが望まれる。（高校改革・特別支援教育課）

山梨県教育委員会は、特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱に従って給付事務を行っているが、事務手続が非常に煩雑であり、多大な時間と労力が費やされている。原因は、山梨県教育委員会の事務の方法ではなく、各家庭の所得による給付額の変動や支出の証拠となる書類の提出を求めるといった負担金及び補助金制度の複雑性にある。この点、山梨県教育委員会は、所轄である文部科学省に効率化を訴えていることであるが、現状では改善されていない。負担金及び補助金制度自体が簡素化されるよう引き続き要望を続けていくことが望まれる。

## 【現状】

令和元年度の給付実績は、85,722,692円であり、学校給食費や交通費、修学旅行費等が対象となっている。給付の2分の1が国庫負担である。国庫負担は、特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱として定めがあり、これに従って山梨県教育委員会は給付事務を行っている。

山梨県教育委員会又は各特別支援学校は各家庭に所得証明、各申請書の提出を求めこれを確認する。交通費の給付であれば、各幼児児童生徒が通学した日数と往復の経路等を確認し、日用品費や教材費の給付であれば、実際に購入した領収書やレシート等を確認している。これらの申請及び確認は、すべて紙ベースで行われ、対象となる幼児児童生徒は令和元年度で約1,000人であることから1年間で膨大な量の書類が発するとともに、多くの時間と労力が費やされている。

## 【問題点及び改善策】

山梨県教育委員会及び各学校での確認作業、各家庭との書類のやり取り等、確認する側、申請する側ともに多大な時間がかかっている。これは山梨県にかぎらず全国で発生している事象である。山梨県教育委員会は、引き続き文部科学省に対して、制度ないしは手続きの簡素化を要望することを要望する。

## 11) 交流及び共同学習推進事業費

## 【事業の概要】

・定義 交流及び共同学習推進事業とは、山梨県教育委員会が作成した「山梨県交流及び共同学習推進事業実施要項」に基づき特別支援学校に在籍する幼児児童生徒と特別支援学校以外の学校の幼児児童生徒等との交流を実施する事業である。

## 【目的・根拠法令等】

交流及び共同学習推進事業は、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の経験を広め、社会性を身に付けさせるとともに、交流する人々が障害者への理解を深めることを目的とする（「山梨県交流及び共同学習推進事業実施要項」より抜粋。）。

・根拠法令等 障害者基本法 16条3項及び「山梨県交流及び共同学習推進事業実施要項」（山梨県教育委員会）

## 【予算・決算執行状況の年度推移】

予算	平成30年度	775千円	令和元年度	775千円
決算	平成29年度	389千円	平成30年度	424千円

## 【具体的成果目標】

該当事項なし

## 【指摘事項又は意見事項】

該当事項なし

## 【現状】

交流及び共同学習推進事業は、名称は変遷しつつも昭和60年代ごろから継続している事業である。富士見支援学校本校分校を除く10校において、学校間交流、地域交流、居住地域交流を実施している。

各特別支援学校では「山梨県交流及び共同学習推進事業実施要項」に基づき交流及び共同学習推進会議（以下「推進会議」という。）を開催し実施計画、活動内容等について研究を行っている。推進会議の委員には、地元の自治会長や社会福祉協議会の会長、シニアクラブの会長等が就任し、年2回の会議が開催されている。

令和元年度の実績は、学校間交流347学級、地域交流192学級、居住地域交流110回（延べ46名）である。令和元年度の特別支援学校の幼児児童生徒数は996名であり、ほぼ全員が何らかの交流を複数回経験している。年間の交流及び共同学習の実績は、各特別支援学校から報告書として山梨県教育委員会に提出されている。

交流及び共同学習推進事業に関する予算額は、全額が推進協議会の委員への報酬及び旅費である。交流及び共同学習に係る費用は、各学校の運営費を使用している。過去には交流及び共同学習に係る費用が予算計上されていたが、毎年のシナリオで削られて現在は、謝金及び旅費のみの予算となった。

**【問題点及び改善策】**

交流及び共同学習推進事業に関する事業費は、各学校の運営費に含まれてしまっている。適切な事業の評価を実施できない問題点はあるものの、事業の性質上、日々の事業と区分して費用額を算出することが困難であること、また、算出したとしても多額にはならないことから指摘事項とはしなかった。

12) 所属校・初任者研修費（特別支援学校）（高校改革・特別支援教育課）

**【事業の概要】**

・定義 所属校・初任者研修費とは、国が定める教育公務員に対する研修実施のための費用をいう。

**【目的・根拠法令等】**

初任者研修は、新任教員に対して、教育公務員特例法第 23 条の規定に基づき、現職研修の一環として、1 年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的とする（「山梨県公立学校教員初任者研修実施要項」より抜粋）

・根拠法令等 教育公務員特例法第 23 条及び山梨県公立学校教員初任者研修実施要項（山梨県教育委員会）並びに山梨県公立学校教員初任者研修実施細則（山梨県教育委員会）

**【予算・決算執行状況の年度推移】**

予算	平成 30 年度	7,980 千円	令和元年度	8,008 千円
決算	平成 29 年度	4,910 千円	平成 30 年度	646 千円

**【具体的成果目標】**

該当事項なし

**【指摘事項又は意見事項】**

該当事項なし

**【現状】**

山梨県公立学校教員初任者研修実施細則において、学校教員は、新任の 1 年間に所属校における研修については、週 10 時間程度、年間 300 時間程度を確保することとされ、総合教育センター等での研修については、年間 25 日を確保するものとされている。

所属校・初任者研修費は、全額が研修時間の確保のための補充非常勤講師の報酬に係る予算である。令和元年度実績で 2,800 時間分（7 時間×16 日×25 人）予算が計上されている。

**【問題点及び改善策】**

該当事項なし

13) 教育情報ネットワーク整備事業費

**【事業の概要】**

区分	内容
事業内容	県立学校が利用するネットワーク環境の整備とそれに係る維持管理等を行う。必要に応じて工事等を行う。
根拠規定等	なし
開始年度等	H13年の「県立学校教育イントラネット整備事業」を起点とする。
実施体制	高校教育課指導担当2名を中心とする

**【予算・決算執行状況の年度推移】**

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算現額	72,769,000	76,008,994	365,011,000
決算	65,336,959	63,439,425	332,781,354
執行率	89.8%		83.5%

(単位:円)

**【実施した監査手続】**

当該事業に関する詳細な実施内容を県教育委員会の所管課から説明を受け、必要な質問を行い、監査要点に関連する監査資料の入手・閲覧・分析・質問等を実施した。

**【具体的成果目標】**

教育情報ネットワーク整備事業は、高校教育課においては、教育振興基本計画に関する評価指標のうち、「学校における教育の情報化実態等に関する調査」における児童生徒のICT活用を指導する能力を持つ教員の割合」に関連する事業とされている。

**【指摘事項又は意見事項】(その1)**

22 **意見事項：通信環境の整備率等を高める努力を行うよう要望する(高校教育課)**

教育情報ネットワーク整備事業は、校内での通信環境の整備維持が主な目的とされている。そこで、指導者用デジタル教科書整備率、学習者用デジタル教科書整備率及び遠

隔教育実施率の状況を見ると、県内市町村を除く山梨県のこれらの整備率等は決して高くない(令和2年3月1日現在)。

したがって、現行の教育振興基本計画に関する上記の評価指標と関連する当該整備事業において、上記の整備率等は従来からも、また現在のコロナ禍の中でも重要な位置づけであると考えられるため、今後さらに整備率等を高める努力を行うよう要望する。

**【問題点及び改善策】**

教育情報ネットワーク整備事業は、校内での通信環境の整備維持が主な目的とされている。高校教育課においては、当該整備事業と関係する現行の教育振興基本計画における評価指標は、「学校における教育の情報化実態等に関する調査」における児童生徒のICT活用を指導する能力を持つ教員の割合」であると考えている。そして、当該整備事業と評価指標との関係性については、次のような認識を持っている。

すなわち、十分なネットワーク環境を整備することによって、生徒がインターネットを用いて学習に必要な情報を収集したり、正しく理解したりすることが可能となっている。また、その成果発表のためにプレゼンテーションソフトが活用出来るよう教員が指導に取り組むことにつながる。そのことで、評価指標の改善に役立っていると考ええる。そのソフトウエアのライセンス管理もこの事業の役割の1つである。

そこで、国の調査に基づくデータとしての「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態」の内容を見ると、普通教室の校内LAN整備率(86.7%：県内市町村を除く山梨県のデータ。以下、同様)、普通教室の無線LAN整備率(78.7%)及びインターネット接続率(光ファイバー回線)(100%)となっており、それぞれの整備率は高いと言える。

しかし、次に示す整備率は決して高くないことが分かる。

- i 指導者用デジタル教科書整備率：19.5%
- ii 学習者用デジタル教科書整備率：7.3%
- iii 遠隔教育実施率：4.9%

これらのうち、指導者用及び学習者用デジタル教科書に関しては、それらの整備によって、学校現場ではどのような活用がなされているかに関しても実態を把握することが重要である。

また、新型コロナ禍の中では遠隔教育実施率を高めることは喫緊の課題であると言える。

以上のように、現行の教育振興基本計画に関する前述の評価指標と関連する当該整備事業については、上記の整備率等は決して高くはない状況であり、そして、従来からも、また、現在のコロナ禍の中でもこれらの整備率は重要な位置づけであると考えられるため、今後さらに整備率等を高めることが求められているものと考ええる。

**予算・執行における会計処理等**

教育情報ネットワーク整備事業及び県立学校教育情報化推進事業においては、令和元年度に教育情報ネットワーク整備等に係る予算として、多額の工事請負費が確保され執行されている。また、それに伴う維持管理の委託業務関連予算が増額されている。更には、教育情報ネットワーク整備事業及び県立学校教育情報化推進事業においては、従来からの備品の修繕経費や教員1人1台PC等に関連する修繕委託予算として、継続的に需用費に予算が確保されたり、委託料に予算確保が行われていたりする状況が分かる。これらの予算確保及びその執行に当たっての会計上の問題を次に掲記する。

**【指摘事項又は意見事項】(その2)**

**23 意見事項：不用額の補正処理について(高校教育課)**

教育情報ネットワーク整備事業においては、令和元年度に多額の工事請負費(1億8,025万円)が確保されたが、執行された額は1億7,002万円であり、執行残として1,023万円の不用額が生じている。また、同じく令和元年度における委託料の予算は6,624万円に対して、決算額は6,296万円であり、執行残として328万円が不用額となっている。

これらの不用額の発生態様や理由はそれぞれに異なるが、予算配分の最適化を目指す観点からは適切ではないものと考えらる。具体的には、工事請負費や委託料の予算のように、契約差金等が多額に発生した場合は、最終的な補正予算によって、減額する予算を議会審議に諮ることが財政民主主義の観点から求められているものと考えられる。以上のことから、多額の契約差金が発生した場合には、最終的な補正予算によって、減額を行うことを要望する。

**24 意見事項：備品の修繕予算の適正な確保について(高校教育課)**

教育情報ネットワーク整備事業においては、需用費703万円が全く執行されず、そのまま全額不用額となっている。この需用費は従来から保有している備品に係る修繕料と

しての経費執行であるが、平成30年度662万円と共に令和元年度も全額不用額となっている。

これらの不用額は、予算配分の最適化を目指す観点からは適切ではないものと考えらる。すなわち、備品の修繕のための需用費予算の確保に関しては、学校現場の実態をより適切に把握することで、当初予算で不効率な予算を確保することは避けられたものと考えられる。

以上のことから、教育情報ネットワーク整備等に係る予算の確保に当たっては、学校現場における備品の利用状況を的確に把握することにより、より適切で最適な予算確保を目指すよう要望する。

この需用費の予算確保に関連して、修繕の対象となったラミネーター(平成21年度整備：199台)であったが、学校現場での使用状況が把握されていなかった。それらの中には、使用できないものが存在した場合は、備品管理上、不用品に組み替えて廃棄処分を行う必要があったものと考えられる。

**【問題点及び改善策】**

1) 不用額の補正処理について

教育情報ネットワーク整備事業においては、令和元年度に工事請負費として、1億8,025万円が確保され、執行された額は1億7,002万円であった。この執行額は次の2件の契約案件で構成されている。

- i 校内LAN再構築工事：168,278,000円  
(令和元年9月10日～令和2年3月24日)
- ii 教育情報ネットワーク敷設工事(青洲高等学校)：1,738,000円  
(令和元年12月19日～令和2年3月24日)

これらの契約は既に、令和元年9月と12月段階で確定しており、確保された予算との比較上、1,023万円の執行残が生じることには把握することができた。予算配分の最適化と財政民主主義の徹底の観点からは、令和2年2月における定例県議会において、補正予算により最終的に当初予算を減額することで対応する必要があるものと考えらる。今後、このような多額の契約差金が発生した場合には、最終的な補正予算によって、減額を行うことが求められているものと考えられる。

2) 備品の修繕予算の適正な確保について

教育情報ネットワーク整備事業においては、需用費 703 万円が全く執行されず、そのまま全額不用額となっている案件は、従来から保有しているワゴンプロジェクト（平成 21 年度整備：199 台）を更新するかどうか、また、その代替的な方向性として、教員 1 人 1 台 P C の整備によりネットワーク化を進め、ネットワークを利用した授業を実施するかなど検討を行っていた時期に生じた予算・執行上の問題であったと考えられる。

県所管課として政策判断を迫られていたものの概要は次のとおりである。

すなわち、従来の県立学校では、機器の管理などの技術的な情報セキュリティ対策及び教員の意識醸成などの人的な情報セキュリティ対策が不十分であるという認識があった。また、機微情報の不正持ち出しや他県においては不正アクセス事案の発生があった。そのような問題意識等を背景に、文部科学省が策定した「情報セキュリティポリシーガイドライン」に基づき、機微情報の適正管理、不正アクセスの防止等の情報セキュリティ対策を講じることにより、教員及び児童生徒が安心して学校において、ICTを活用することができるよう、整備を進めることを検討していた（「教育情報ネットワーク整備事業費—ネットワーク分離の必要性について—」より、外部監査人が抜粋し一部修正を行っている。）。

このような検討の中で、平成 30 年度に 662 万円、令和元年度に 703 万円の当初予算が、決算上、全額不用額となる事態が発生している。

前述したとおり、これらの不用額は、予算配分の最適化を目指す観点からは適切ではないものと考ええる。

また、ワゴンプロジェクトなどの備品の修繕のための需用費予算の確保に関しては、学校現場の実態をより適切に把握することで、当初予算で不効率的な予算を確保することは避けられたものと考えられる。それらの中には、使用できないワゴンプロジェクトが存在した場合は、備品管理上、不用品に組み替えて廃棄処分を行う必要があった。なお、令和 2 年度に廃棄予定となっているリストに、当該プロジェクトが含まれている。

14) 教育情報ネットワークセキュリティ監視事業費

【事業の概要】

区分	内容
事業内容	情報セキュリティ強化を図るため、ネットワーク監視を行う情報セキュリティクラウドの構築及び運用を行う。
根拠規定等	文部科学省「情報教育セキュリティポリシーに関するガイドライン」
開始年度等	令和元年度
実施体制	高校教育課指導担当 2 名

【予算・決算執行状況の年度推移】

(単位:円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算現額	-	-	18,065,000
決算	-	-	15,561,480
執行率	-	-	86.1%

【実施した監査手続】

当該事業に関する詳細な実施内容を県教育委員会の所管課から説明を受け、必要な質問を行い、監査要点に関連する監査資料の入手・閲覧・分析・質問等を実施した。

【具体的成果目標】

教育情報ネットワークセキュリティ監視事業は、高校教育課においては、教育振興基本計画に関する評価指標のうち、「学校における教育の情報化実態等に関する調査」における児童生徒の ICT 活用を指導する能力を持つ教員の割合」に関連する事業とされている。

【指摘事項又は意見事項】

該当事項なし

15) 県立学校教育情報化推進事業費

【事業概要】

区分	内容
事業内容	県立学校教員等を対象に一人1台のパソコンの整備とそれに伴うプリンタの配備を行う。
根拠規定等	なし
開始年度等	平成13年度
実施体制	高校教育課2名がおもに担当

【予算・決算執行状況の年度推移】

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算現額	99,274,000	26,073,000	44,740,000
決算	96,906,817	23,929,462	40,869,999
執行率	97.6%	91.8%	91.4%

(単位:円)

【実施した監査手続】

当該事業に関する詳細な実施内容を県教育委員会の所管課から説明を受け、必要な質問を行い、監査要点に関連する監査資料の入手・閲覧・分析・質問等を実施した。

【具体的成果目標】

県立学校教育情報化推進事業は、高校教育課においては、教育振興基本計画に関する評価指標のうち、「学校における教育の情報化実態等に関する調査」における児童生徒のICT活用を指導する能力を持つ教員の割合」に関連する事業とされている。

【指摘事項又は意見事項】(その1)

25 意見事項：県立学校教育情報化推進事業（高校教育課）

県立学校教育情報推進化事業では主に教員1人1台PCの整備を行っている。これらの教員端末は、令和2年1月に導入されたが、教育情報化推進事業としては、教員端末を単体で活用するというよりも、大型提示装置との接続により、生徒に対する教材の提示が容易になり、生徒の学習の理解を深める効果が期待される。しかし、大型提示装置

の整備率を見ると、県内市町村を除き山梨県としては9.3%と極めて低い導入率である(令和2年3月1日現在)。  
したがって、県立学校教育情報推進化事業において主な取組として実施してきた教員1人1台PCの整備を現場において十分に活かし、また、教員が作成した教材等を容易に生徒に提示し、その理解を高めるためにも、今後は、大型提示装置の整備率を高めることに努めるよう要望する。

【問題点及び改善策】

県立学校教育情報推進化事業では主に教員1人1台PCの整備を行っている。この取組みは、現行の教育振興基本計画に関する評価指標(「学校における教育の情報化実態等に関する調査」における児童生徒のICT活用を指導する能力を持つ教員の割合)と関係しているという認識を高校教育課は持っている。その認識としては次のようなものであった。

すなわち、県立学校教育情報推進化事業では、主に教員1人1台PCの整備を行っているが、令和2年1月に導入された教員端末については、持ち運びが容易で、大型提示装置に接続できることで、教材の提示など、生徒の学習の理解を深めるために活用されている。また、4月以降の休校期間においては、この端末を積極的に活用し、各家庭との連絡を取り合うだけでなく、授業の実施も行うことができた学校が複数あった。休校期間中は学校での独自の活用に向け、教員同士で研修を行ったところもあった。これらの状況から生徒が活用するための教員のスキル向上につながっていると考えられる。

確かに従来から実施してきた県立学校教育情報化推進事業での教員1人1台PCの整備により、学校によっては大型提示装置に接続することにより、先生が作成した教材を生徒に対して容易に提示することが可能となっているものと推察される。(現場視察においても、一部の学校での取組を確認することができた。)このような取組により、学習における生徒の理解を深める効果が期待される。

そこで、国の調査に基づくデータとしての「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態の内容を見ると、大型提示装置の整備率は、前述したとおり、県内市町村を除き山梨県としては9.3%と極めて低い導入率である(令和2年3月1日現在)。

このよう状況では、学習における生徒の理解の深まりを広く県立高校で期待することは現在のところ限定されているものと考ええる。また、教員1人1台PCの整備による教材の容易な提示の恩恵を一部の県立学校でしか望めないとすれば、効果的な教育の公平な享受を期待することにも疑問が生じる。

また、現行の教育振興基本計画に関する評価指標である「学校における教育の情報

化実態等に関する調査]における児童生徒のICT活用を指導する能力を持つ教員の割合]を高めることに対しても、限定的な効果しか望めないものと考えられる。  
したがって、県立学校教育情報推進事業において主な取組として実施してきた教員1人1台PCの整備を、現場において十分に活かし、また、教員が作成した教材等を容易に生徒に提示し、その理解を高めるためにも、今後は、大型提示装置の整備率を高めることが重要な戦略的取組になるものと考ええる。

**予算・執行における会計処理等**

教育情報ネットワーク整備事業及び県立学校教育情報化推進事業においては、令和元年度に教育情報ネットワーク整備等に係る予算として、多額の工事請負費が確保され執行されている。また、それに伴う維持管理の委託業務関連予算が増額されている。更には、教育情報ネットワーク整備事業及び県立学校教育情報化推進事業においては、従来からの備品の修繕経費や教員1人1台PC等に関連する修繕委託予算として、継続的に需用費に予算が確保されたり、委託料に予算確保が行われていたりする状況が分かる。これらの予算確保及びその執行に当たった際の会計上の問題を次に掲記する。

**【指摘事項又は意見事項】(その2)**

**26 意見事項：備品の修繕予算の有効活用について(高校教育課)**

県立学校教育情報化推進事業においては、教員1人1台パソコン機器等修繕委託経費とシステム管理委託経費(SE派遣経費)が平成31年度予算として見積もられていた。そのうち前者は、教員1人1台PC及びプリンタの整備に係る修繕料と交通費等の経費の予算である。この修繕業務委託の予算の積算資料を見ると、「平成31年度所要額」は886万円であった。これに対して、執行額は547万円であり、不用額は309万円となつた。

この修繕業務委託は仕様に基づき問題なく完了しているということであるが、予算の執行率は63.9%と低く、予算に比較して不用額は少額ではない。したがって、今後は執行率が低く、全体額も100万円単位で少なくない不用額が発生する場合は、財政当局と調整し補正予算による減額をすることで、限られた財源の有効活用に努めるよう要望する。

**【問題点及び改善策】**

県立学校教育情報化推進事業における予算積算資料を閲覧すると、教員1人1台PC及びプリンタの整備に関連して、パソコン機器等の修繕業務委託料の予算見積もりが行われていることが把握できる。その内容は次のとおりである。

i	修繕費の対象	
	平成24年度に導入したノートパソコン2,299台とプリンタ227台、ハブ及びLANケーブル	
ii	修繕件数の推計方法	
	修繕部品別の修繕見込み件数での推計	
iii	平成31年度所要額	
	1人1台PC：3,800,280円	
	同プリンタ：2,874,020円	
	交通費：914,250円	
	損害保険適用額：268,121円	
	小計：7,856,671円	
	消費税等：699,957円	
	合計：8,556,628円	

このような積算に対して、実際の執行額は、547万円であったため、執行率は63.9%であり、不用額は309万円であった。この業務委託の場合は執行率がそのまま落札率となるが、一般的に落札率が低い場合、委託業務が仕様に基つき問題なく実施されるかどうか、十分に監視する必要がある。また、予算会計上の留意点としては、不用額が多額に発生する場合は、単に次年度への繰越額として取り扱うだけでなく、年度内に不足する事業にその財源を適切に再配分することにより、限られた予算の最適な配分が実現するものと考えられる。そのためには、財政民主主義の観点から、原則として、年度末までの間に、議会に諮って予算の補正を行うことが重要であると考えられる。

16) 教育研修費

【事業の概要】

山梨県総合教育センターを拠点とし、教職員を対象に、素養に関わる研修、キャリアステージに応じた研修、専門性に関わる研修、免許状更新講習に関わる研修を実施している。

【根拠法令等】

山梨県総合教育センター設置条例第3条  
 地方公務員法 第39条 職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。  
 教育公務員特例法 第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。  
 同22条、24条、25条

【目的】

教職員の基本的教養及び専門分野における知識・技能を高め、教職員の資質向上を図る。

【予算・決算執行状況の年度推移】

平成31年度

(単位：千円)

	予算	決算	内容
報償費	1,869	1,459	講師謝金
旅費	658	467	講師交通費
需用費	53	40	講師昼食代
使用料及び賃借料	22	22	フォーラム会場
合計	2,602	1,988	

予算推移

(単位：千円)

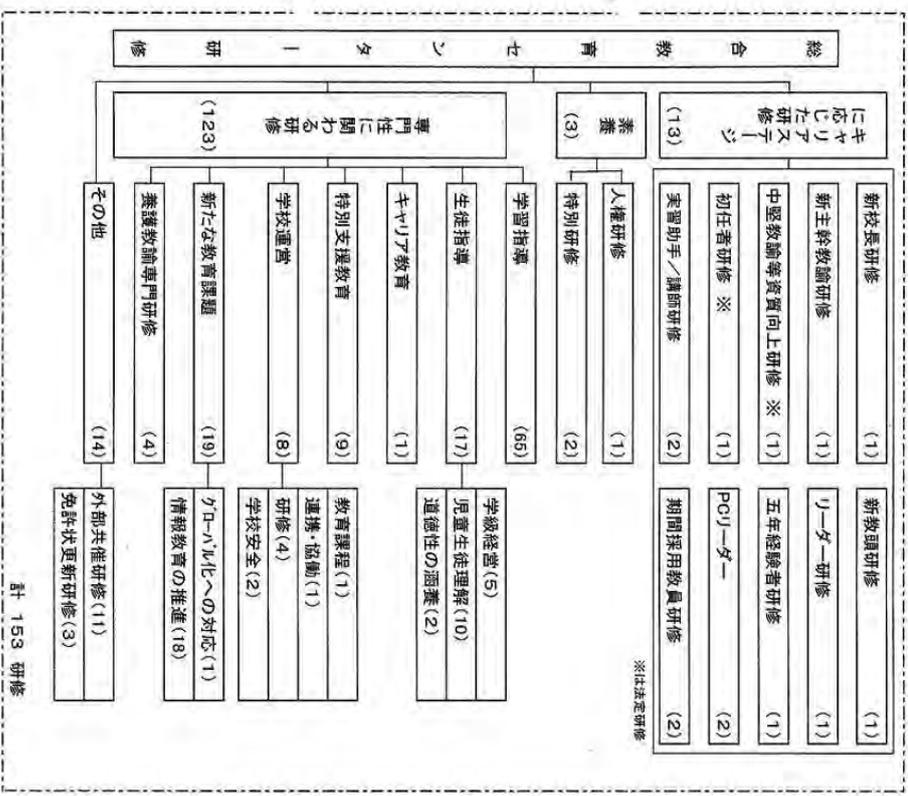
平成31年度	2,602
平成30年度	2,607
平成29年度	2,607

【実施体制】

法定研修（初任者研修、中堅教諭等の資質向上研修）のほか、県が独自で定める必修研修、教職員の希望による任意研修がある。

令和元年度 山梨県総合教育センター研修体系

( ) は研修会数



現在の取り組みとしては、県実施の研修については多様化改善の観点から0.5日研修を増やし、出席者を増やすような工夫をしている。

研修の数	延べ日数	出席者数	
平成31年度	153講座	246日	8,594名
平成30年度	163講座	236日	9,085名
平成29年度	138講座	180日	6,745名

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響もあり、センターの研修室を複数利用し、モニターを使ってサテライト研修の形で実施し対応した。

教職員の研修については、免許状更新研修以外は取得単位数が定められている訳ではない。教職員の人事評価制度の過程で、各自が研修受講時間を目標設定にすることが多い。

知識伝達型の研修は、やまなしeラーニング (Vel) というシステムを利用したWeb研修システムが整備されており、教職員は同システムで受講研修の管理ができ、各校長は受講状況を確認することができるため、人事評価に役立てることができる。

研修後のアンケート調査では研修満足度は比較的高い水準で推移している。また研修内容の活用状況を調査するために活用状況アンケートを実施している。

特にICT機器の操作方法といった情報教育の推進のために研修が近年増えている。教員多忙化の中でいかに効果的な研修を実施するかが課題と言える。

直近2年の県実施研修会の受講者状況は次のとおりである。

○令和元年度 実施した研修会の概要と受講者状況

育成指標の項目	定員計	受講者数	定員充足率	
基本	915	277	30.3%	
基本	経年研修 (初任研)	3,468	3,465	99.9%
基本	経年研修 (中堅研)	2,150	1,909	88.8%
基本	経年研修 (五年研)	480	434	90.4%
基本	キャリアステージ (経年研修は除く)	1,523	1,143	75.0%
専門	学習指導	2,099	1,642	78.2%
専門	生徒指導	1,080	1,136	105.2%
専門	キャリア教育	30	24	80.0%
専門	特別支援教育	820	640	78.0%
専門	学校運営	960	836	87.1%
専門	新たな教育課題	570	445	78.1%
専門	養護教諭	160	117	73.1%
専門	免許状更新研修	90	26	28.9%
	14,345	12,094	84.3%	

○平成30年度 実施した研修会の概要と受講者状況

育成指標の項目	定員計	受講者数	定員充足率	
基本	養護	600	231	38.5%
基本	経年研修 (初任研)	4,207	4,192	99.6%
基本	経年研修 (中堅研)	3,000	2,238	74.6%
基本	経年研修 (五年研)	450	326	72.4%
基本	キャリアステージ (経年研修は除く)	1,568	1,047	65.9%
専門	学習指導	2,432	1,846	75.9%
専門	生徒指導	1,200	1,419	118.3%
専門	キャリア教育	120	36	30.0%
専門	特別支援教育	540	560	103.7%
専門	学校運営	620	612	98.7%
専門	新たな教育課題	695	588	84.6%
専門	養護教諭	120	144	120.0%
専門	免許状更新研修	90	46	51.1%
	15,662	13,285	84.9%	

上記の研修充足率の通り、この2年は全体として受講率が高い水準を維持しているものの、研修によっては定員数を大きく下回る研修もある点、初任者研修等の法定研修に

についても未受講の対象者がゼロではない点は改善の余地はある。

・講師の謝金について

研修講師に関しては、職種と県内県外別で報償費の金額が規定されている。県外の講師については1日あたり25,000円から10,000円の範囲、県内の講師については半日あたり7,000円と定めており、職種に該当しない場合は「その都度協議」で報償費を決定している。令和1年度にその都度協議で報償費が決定された講師は3名。費用弁償として旅費は原則最も経済的かつ合理的な経路に基づき算出し、報償費とともに講師に支給している。

【具体的成果目標】

基本目標Ⅲ 基本方針1

施策(2) 魅力ある学校を支える指導体制の充実

総合教育センターの研修会受講者アンケートの回答のうち、「役立つ内容であった(満足した)」と回答した者の割合

- 第1ステージ 100%
- 第2ステージ 90.0%
- 第3ステージ 97.0%
- 校長・教頭 100%

施策(3) ICT活用のための基盤整備

「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における児童生徒のICT活用を指導する能力を持つ教員の割合

- 小 75.0%
- 中 75.0%
- 高 80.0%
- 特 80.0%

【実施した監査手続】

・関連書類を入手し、閲覧と質問を実施した。

【指摘事項及び意見事項】(その1)

27 意見事項：オンライン研修の体制構築を迅速に行うことについて(総合教育センター)

【現状、問題点及び改善策】

今後の社会生活様式のあり方に合わせて、研修の手法についても可能な限りオンラインを利用した非対面型の研修へと切り替えることが必要と考える。ソーシャルメディアなどの観点だけでなく、旅費削減、あるいは移動時間の観点で教員の多忙化改善にも資するものである。また、県外の講師でも拘束時間が一日でなくなることから報償費も半日ごとや時間ごとで設定することが可能となり、より経済性がはかられる。

このような研修スタイルの確立に向けて、知識伝達型の研修は可能な限りWebシステムを利用し、グループワーク形式の研修をオンラインで効果的に実施できる仕組みの構築を要望する。

【指摘事項及び意見事項】(その2)

28 意見事項：免許更新研修への関与について(総合教育センター)

【現状、問題点及び改善策】

教員免許更新制は定期的に最新の知識技能を身に付けることが目的である旨、制定趣旨に記載されている。

同制度は2009年より義務化されたものであり、変動する最新の教育情勢にキャッチアップしていくため、10年に一度、修了確認期限前の2年間に、大学などが開設する30時間の免許状更新講習を受講するものである。

免許更新制の基準を満たす研修として、県(当センター)において実施している研修は食育研修3講座のみである。そのため該当教職員は必要単位を取得するために、主に大学の研修を自費にて、主に休暇の期間に受講している。

免許更新研修については更新できない場合失効となるため、各学校及び教職員に対してより積極的に受講できる講座を通知し受講漏れがないように留意することが必要となる。

同制度については、校長教頭等の管理職のほか、優秀教員表彰となった教職員は免除申請が可能な制度となっている。ただし、上記の目的に即して質を担保するための更新制度であることを考えると、優秀表彰教員や管理職教員も同質の研修を受けて公平に質の確保が図れるよう、これら職員に対して可能な限り最新の知識を得るための研修等の受講を促すことを要望する。

17) 教育相談事業費

【事業の概要】

山梨県総合教育センターを拠点とし、本人・保護者・教師を対象に、来所および電話による教育相談を実施。ただし来所対応はセンターの担当教員が実施。相談員相互による事例検討学習会を実施。医師・臨床心理士等をスーパーバイザーとして招いての事例検討学習会を実施。

【根拠法令等】

山梨県総合教育センター設置条例第3条

【目的】

県下の児童生徒が、健やかで心豊かな生活ができるように、困ったり悩んだりしていることなどを、電話や面接による相談を通して共に考え、問題の改善・解消を図ることができるよう本人・保護者・教師を援助する。

【予算・決算執行状況の年度推移】

平成31年度

節	予算	決算	主な内容
報酬	2,082	2,082	平日対応職員の報酬
共済費	231	214	上記の社会保険料
報償費	120	108	事例検討学習会謝金
旅費	7	5	
役員費	82	82	
委託料	5,086	5,075	夜間休日対応業務委託
合計	7,608	7,566	

(単位：千円)

予算推移

(単位：千円)

平成31年度	7,608
平成30年度	16,208
平成29年度	16,214

相談事業の一部(夜間・休日等の対応)については、スクールカウンセラー活用事業費補助金(国庫補助金：1/3補助)を財源としている。

【実施体制】

文科省主導で全国統一番号による「24時間子供SOSダイヤル」が設けられ、相談者がフリーダイヤルへ発信すると、発信地の教育委員会の相談機関に繋がる設定となっている。なお、山梨県総合教育センターのホットラインは055-263-3711となっている。

非常勤嘱託勤務2名を平日9時-17時の相談員(それぞれ週3日、週2日勤務)とし、平成31年度より、左記時間以外の時間帯(平日17時-9時、土日祝日全日)の相談業務を、すべて専門業者に外部委託する形に切り替えている。

なお平成30年度までは、非常勤嘱託職員による24時間勤務体制であったが、この切替により、人件費や勤務管理に付随する業務量の削減(非常勤嘱託職員19名の報酬・共済費につき約6.7百万円の削減)が実現できた。

相談件数については一日あたり5~6件、1件あたりの相談時間は30分~40分との事であり、近年の相談件数が大幅に増えている。

電話相談夜間休日業務の委託料5,075千円の契約について

契約方法	一般競争入札
委託先	ダイヤル・サービス株式会社 (東京都千代田区)
契約期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
契約金額	5,075,040円(月あたり税抜388,000円)
予定金額	5,085,504円(月あたり税抜388,800円)
経緯	2回の入札において応札は委託先1件、協議により契約成立

例えば2020年3月分に関する実施報告によると深夜休日電話相談は23件(無言22件)であり、1ヶ月あたり委託料は426,800円であるため、相談1件あたり委託料はおよそ18,556円と算定される。

【具体的成果目標】

基本目標 I 基本方針-1
(2) 豊かな心の育成
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」をもとにした じめの解消率
小中 99.5% 高 98.8%
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における学校内

外の機関で相談・支援を受けている不登校児童生徒の割合  
小中 75.0% 高 87.5%

### 【実施した監査手続】

- ・関連資料を閲覧し、質問を実施した。

### 【指摘事項又は意見事項】（その1）

#### 29 意見事項：外部委託業務に関する契約方法の検討について（総合教育センター

一）

#### 【現状、問題点及び改善策】

平成 31 年度より新たに開始した深夜休日の電話相談業務の外部委託に関して、一般競争入札による応札が 1 件のみであった。入札要件として、平成 27 年から入札までに国や地方公共団体に対して 3 件以上の類似業務経験を有する者である旨があり、入札を困難にしているものと思われる。一定の品質を確保することは重要であるが、結果として入札に関する競争性が確保されていない。

同社は業界最大手の事業者であり、同業の業者件数多い訳ではないが、他自治体では、同社に限らず同業他社にも類似の業務の委託実績があるとのことである。

相談業務の地域性確保の懸念も解消されるのであれば、業務が主として電話対応である限り、外注先は全国の事業者が対象となりうるため、より広く募集して競争性が確保できる仕組みを確保することが望まれる。

現状の入札要件に該当する業者が同社のみであるとすると、何らかの理由で当該業者との業務委託契約が継続できなくなった場合の相談業務に支障をきたすこともありうる。事業の重要性を鑑みると、そのリスクヘッジを十分考慮する必要がある。

### 【指摘事項又は意見事項】（その2）

#### 30 意見事項：電話相談対応人材の有効な活用方法について（総合教育センター

一）

#### 【現状、問題点及び改善策】

センターで非常勤職員として勤務していた 21 名の相談員について、平成 31 年度は体制を変更したことにより、平日営業時間の非常勤対応職員 2 名のみを削減した。

夜間及び休日の相談業務を外注に切り替えたことで、およそ半額の予算の削減を実現できたのは評価する点である。

ただし、これまで毎年非常勤職員の形で同業務に従事してきた相談員については、多くが県内教員 OB や心理カウンセラーであり、蓄積されたノウハウや経験があると考えられる。また臨床心理士等の資格を有しているものも多く、能力要件を備えているはずである。この蓄積されたノウハウや経験が十分に生かされていない点が問題である。

この経験や能力を有効活用し、更には地域の雇用維持の観点からも、各学校あるいは担当課に働きかけ、スクールカウンセラーの必要性を確認して適任者を活用させるなど、センターの相談業務契約の満了で終わらせるのではなく、各学校の専門家ニーズを確認して連携をはかり、人材の有効活用を検討するべきであったと考える。

なお、センターの当該事業に関して県の方では、平日の業務時間の 2 名の非常勤対応職員のうち 1 名は、継続職員であり、教員 OB であるとともに、アドバイザーカウンセラーの心理資格を持っており、平成 31 年度 4 月より新規に採用した 1 名の職員と連携し、相談支援の質的向上及び体制整備を進めているということも、併せて付記しておく。

18) 高校生体験型学習推進事業費

【事業の概要】

キャリア教育の重要性に鑑み、高等学校入学料を財源として、キャリアビジョン形成支援事業の一環として、キャリア・パスポートの活用とともに、高校生の様々な体験型学習を推進するもの。

【根拠法令等】

なし。

【目的】

多岐にわたる体験活動を、体験創造・地域理解・連携継続という3領域の視点で展開するとともに、体験を通して得た変容の過程を適切に振り返る機会を通して、故郷に愛着を持ち、主体的・協働的に生きる態度と資質・能力の育成を目指す。

【予算・決算執行状況の年度推移】

予算及び決算

(単位：千円)

平成31年度	予算	決算
報償費	5,116	4,575
旅費	597	369
需用費	3,271	3,138
役員費	757	650
委託料	219	184
使用料及び賃借料	3,515	3,045
負担金、補助及び交付金	25	25
合計	13,500	11,986

予算推移

(単位：千円)

平成31年度	13,500
平成30年度	13,600
平成29年度	13,600

使用料及び手数料 (高等学校入学料) を特定財源としている。

【実施体制】

各高校で前年の8月下旬頃まで、それぞれ2～8程度の体験型プログラムの事業計画書を高校教育課に提出し、同課では9月下旬頃にヒアリングを実施する。各学校では事業計画書に基づいてプログラムを実施し、実施後は実施報告書を提出するとともに生徒の自己評価をまとめている。毎年、全ての県立高校においてプログラムを計画実施している。

各校の取組は以下の6系列に分類され、その目標ごとに領域に重点化して計画・実施している。

- クリエイティブイ系列 (起業家教育、次世代・異世代交流)
- イノベーション系列 (伝統産業技術・先端技術体験)
- グローバル系列 (双方向的な国際的視野の育成)
- インターンシップ系列 (職業観・勤労観の育成)
- シチズンシップ系列 (主権者意識、社会参画意識の高揚)
- ライフプラン系列 (社会貢献の視野を踏まえた人生設計)

例年学校ごとに同じようなプログラムが実施されるが、適宜内容を検証して、新しいものを取り入れるようにしている。

体験学習事業 (平成31年度) の具体的数値目標を下記のように掲げている。(いずれもアンケート結果に基づく)

- 高校生の自己肯定感 60%以上
- 家庭学習時間の増加 1.1倍
- 山梨県への愛着度 60%以上

【具体的成果目標】

教育振興基本計画 基本目標1-基本方針2

施策項目(2)「キャリア教育の推進」

成果目標

キャリア・パスポートの活用に関する調査においてキャリア・パスポートを「活用している」学校の割合 小・中・高 100%

【実施した監査手続】

・関連する資料を調査し適宜質問を実施した。

31 指摘事項：各高校のプログラムの予算執行に関する指導について（高校教育課）

プログラムの内容評価も重要であるが、これらの予算執行事務に関して各学校を所管する高校教育課において適切な指導と監督をされたい。

【現状、問題点及び改善策】

各高校のプログラムごとの予算執行状況に関して、下記のような事務手続上の検出事項がある。

1. 各プログラムの需用費について、予算と同額を執行している学校が多数ある。需用費の予算5万円以上のプログラムで、決算が概算額である予算と同額のプログラムは、27件のうち12件であった。  
この点、高校教育課から各高校への事業説明資料「県立高等学校対象 キャリアビジョン形成支援事業説明会」（以下、説明会資料）に「※「執行残」ないよう計画的な執行を。」という記載があるためと思われる。  
需用費の性質上、予算と決算の金額が円単位で一致する事は稀であり、業者に予算額といった見積を取らせるといったいわゆる「使い切り予算」を疑わせる事象と言える。予算は使い切るものではなく事業遂行上必要な最低限の執行をする性質のものであることを指導されたい。

2. 一部のプログラムにおいて、同事業の経費ではなく、高校の経常経費として支払っているものがあった。甲府城西高等学校のプログラムの執行につき、備考欄に「学校経常で支払ってしまった」と記載されており、執行額が0円になっているものがある。事務手続き上のミスであり、事業を誤った執行は適切ではない。

3. 別事業の適用を検討する性質のプログラムがある。  
下記のプログラムの内容は、別の事業である「エネルギー教育推進事業」が適用できる可能性がある。

塩山高等学校「理数教育事業①先端科学講座」

プログラムの説明によると、

○大学と連携し、本県で研究されているバイオ燃料の先端技術等について学び（略）と記載されている。

エネルギー教育推進事業は国の交付金を特定財源とする事業であり、この数年財源に

余裕がある現状を考えると、入学金を財源とする本事業よりもこちらの事業において実施の方が、県財政の観点からは経済性が確保できるといえる。交付要綱より適用の可否を検討されたい。

以上総じて言えば、プログラムの内容評価も重要であるが、これらの予算執行事務に関して各学校を所管する高校教育課において適切な指導と監督をされたい。

32 意見事項：キャリア・パスポートの活用方法に関する慎重な判断について  
(高校教育課)

【現状、問題点及び改善策】

キャリア・パスポートは、下記で定義される。

「就業体験、進路指導などキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを記述し振り返ることができる記録」(山梨県総合計画)

「自ら記録し入学から卒業までを見直し、振り返りができ将来への展望が図れるものであり、学校や校種を越えてつなげられること。」(説明会資料)

キャリア教育の重要性の観点から、本事業における各種の体験型学習はきわめて重要な事業と考えられる。そのインターンシップなどの体験型学習の成果をより有効にするための手法として上記のキャリア・パスポートの充実が計画されており、体験型学習の実行と並行して、平成31年度はキャリア・パスポートに関する協議会が開催され様々な検討がされている。

キャリア・パスポートについては令和2年4月より全国の小学校、中学校、高等学校の児童生徒に導入されている。

また県の成果指標としては、高校生も100%導入が目標とされている。

要するに児童生徒は一律に、自己の活動を細かに記録して振り返り、自己評価をする書類を作成する作業に時間を費やすことになる。さらに教職員はその運営をする労力が増えることになる。

ただし、キャリア・パスポートについては、全国的に見て客観的にその有効性が十分に実証された制度とは言い難い。上記の目的を達成するための1ツールとして最低限の活用に限るべきであり、あくまでその作成のためのプロセスが児童生徒の過度な負担にならないよう留意が必要と考える。

またキャリア・パスポートは体験を通じた将来の職業展望も記載内容となるため、作成したキャリア・パスポートの評価や助言については、教職員ではなく、ビジネスの現場にかかわる立場にある者の関与が必要であると考える。

19) 農業実習費

【事業の概要】

北杜高等学校、農林高等学校、笛吹高等学校の農業科系専門学科の生徒の農業実習

【根拠法令等】

なし

【目的】

県立高校のうち、農業科系の専門学科を設置しているのは3高校。

・北杜高等学校(生物資源系列、環境工学系列)

・農林高等学校(システム園芸科、森林科学科、環境土木科、造園緑地科、食品科学科)

・笛吹高等学校(果樹園芸科、食品化学科)

上記3校において、農業に関する経営と管理についての理解を深めさせるとともに、企画力や管理能力などを身に付け、農業の各分野の改善を図る実践的な能力と態度を育てるため、体験的な学習を通して、総合的な知識と技術を習得させる。

【予算・決算執行状況の年度推移】

平成31年度

予算	36,540千円	決算	35,368千円
----	----------	----	----------

予算の推移

平成31年度予算	36,540千円
平成30年度予算	35,056千円
平成29年度予算	35,933千円

学校別の平成31年度決算は下記の通り。

(単位：円)

節	笛吹高等学校	農林高等学校	北杜高等学校	合計
共済費	25,348	7,673	7,558	40,579
賃金	2,243,600	2,399,125	2,534,700	7,177,425

需用費	7,135,255	4,575,000	6,726,028	18,436,283
役員費	116,640	66,450	199,584	382,674
委託料	673,586	525,512	0	1,199,098
使用料	0	0	202,000	202,000
工事請負費	3,001,100	0	0	3,001,100
原材料費	1,604,798	931,193	1,540,720	4,076,711
備品購入費	599,940	69,999	139,000	808,939
公課費	43,100	0	0	43,100
<b>合計</b>	<b>15,443,367</b>	<b>8,574,952</b>	<b>11,349,590</b>	<b>35,367,909</b>

平成 31 年度の歳入決算（農業生産物の売払収入）

（単位：  
円）

節	笛吹高等学校	農林高等学校	北杜高等学校	合計
生産物売払収入	9,237,812	7,198,995	10,240,400	26,677,207

**【実施体制】**

学校ごとに、学科の特色や地域の農産物に応じて、生産する農産物が異なる。収穫した農産物については農産物等販売実習を行う際の教材となり、売却した収入金額は一般会計の生産物受払収入となる。

販売については、主に学校行事や地域関連団体等と連携したイベントで対面販売をしている。

財源に関しては、農場管理作業臨時職員の賃金・共済費と工事請負費は一般財源とするが、これ以外の歳出に関しては、その年度の2期前の決算における高校ごとの生産物売払収入実績の95%を特別財源としている。

この仕組みにより、売払収入を柔軟に農業実習費へ活用することで、農業関連の最新技術を幅広く学習することができ、生徒の学ぶ意欲向上につながり、生徒にとってインセンティブが働いていると考えられる。

ただし、売払収入が2年後の予算に反映される仕組みについて、生徒が3年で卒業する事を踏まえると、どちらかという生徒よりも指導する教師のインセンティブとなっている。

金額が多額となりながら工事や大規模な修繕に関しては、受払収入によらず一般財源によるものとし、原則として3校での持ち回りとしている。ただし、緊急性を考慮して順序を変更する事もある。

この数年の工事は下記通りである。

平成 31 年度 ビニールハウス温水管工事、温風ボイラー新設工事（笛吹）

平成 30 年度 ワイン製造機器設置工事（農林）、雨除けハウス換気装置新設工事（北杜）

平成 29 年度 温室カーテン交換工事（北杜）、ぶどう栽培用垣根四季仕立て新設工事（農林）

平成 28 年度 造園緑地科小型温室改修工事（農林）、観葉温室等引違窓自動化工事（笛吹）

**【具体的成果目標】**

該当事項なし。

**【実施した監査手続】**

- ・関連資料を閲覧し、適宜質問を実施した。

**【指摘事項又は意見事項】（その1）**

33 指摘事項：農業管理の受払に関する管理はより慎重かつ適切にされたい。（高校教育課）

**【現状、問題点及び改善策】**

農業・薬品管理簿と農業の防除日誌の内容が一致しない高校があった。＜農林高等学校＞

たとえばフレオフロアブルについては、農業在庫管理簿では期首の250mlが10/6に250ml使用され、年度末には在庫が存在しないことになっている。

一方、防除日誌では6/18に100ml、9/3に30ml、10/15に50ml散布がされたことになっており、差の70mlの行方が不明である。

農業については劇薬であり紛失事故の防止のためにも、受払に関する管理はより慎重かつ適切にされたい。

なお3校における農業の期中の受払記録を入手して比較したところ、記載方法や棚卸方法は各校で独自運用をしており共通していなかった。

- ・受払簿を年度ごとで一区切りしている学校と、暦年ごとで一区切りしている学校
- ・数量で記録している学校と、重量で記録している学校、もしくはその両方を記載している学校

・散布記録（防除日誌）を作成している学校と、作成していない学校

農業の受払記録簿に関しては、現状県として扱いに関するルールがある訳ではないため、必ずしも形式上で同様の運用が必須ではない。ただし指導課である高校教育課として、不定期の視察など管理状況のモニタリングが必要になると考えられるため、有効なモニタリングを実施するためには、今後運用方法を統一することが必要になると考える。農業散布記録については、農業被害防止のため近隣住民への説明責任の観点から作成は必須となり、その散布記録と整合性を確認する意味でも、受払・棚卸状況の記録を重量ベースで行うことが有用と考える。

具体的な運用方法については、文部科学省の農業管理に関する通知文書を参考にして県としての方針を策定されたい。

**【指摘事項又は意見事項】（その2）**

34 **意見事項：農業実習体験の裾野を広げるための方策検討を要望する。（高校教育課）**

**【現状、問題点及び改善策】**

農業実習は農業に関連する学科の生徒のみならず、経営や管理の能力開発の観点、地域を愛し地域経済の担い手を育てる観点から、幅広く県内の生徒に体験してもらうことが有用である。

特に桃・葡萄などの果樹やワインといった山梨が誇る特産品は、地場産業を支えるものであり、ワイン県を掲げる山梨県のブランド力を向上させ地域経済を盛り上げる方策を考えるためにも、本事業は有用な事業である。

将来の地域産業の担い手と地域活性化の担い手を一人でも増やす機会を作る観点から、現状の3校のみならず、他校の希望者が参加できるようにシステムを構築して、より広く学生が農業実習体験をできるような取り組みが望まれる。

**20) エネルギー教育推進事業費**

**【事業の概要】**

文部科学省「原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金」による事業として国の補助を受け、エネルギー教育に関する次の内容の実施している。

- 教材の購入 ○指導方法の工夫改善 ○教員の研修
  - 生徒の見学等の研修 ○外部講師による講演会
- ただし、平成31年度については生徒の見学等の研修のみ実施している。

**【根拠法令等】**

原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金交付規則

**【目的】**

教科や総合的な学習の時間等において、エネルギーに関する内容をより深め、主体的に授業を展開し、生徒のエネルギーについての知識を一層高めるとともに、教科に対する学習意欲を喚起することを目的とする。

**【予算・決算執行状況の年度推移】**

平成31年度の予算及び決算

(単位：千円)

節	予算	決算	主な内容
報償費	130	0	
旅費	85	0	
需用費	344	0	
役員費	186	115	傷害保険料
使用材料及び賃借料	9,020	7,329	施設見学のバス借り上げ代、施設入館料
備品購入費	235	0	
合計	10,000	7,444	

予算推移

(単位：千円)

平成31年度	10,000
平成30年度	10,000
平成29年度	10,000

**【実施体制】**

国の交付金（上限 10,000 千円）を特定財源とし、エネルギー設備や科学館等の見学額を主として実施する。同規則第 4 条より、山梨県は「原子力発電施設又は加工施設の設置がその区域内に行われている都道府県」以外に該当するため、交付上限が 10,000 千円となる。

平成 31 年度は北杜、甲府一、甲府東、甲府昭和、巨摩、市川、都留、上野原、都留興義館の 9 校を事業実施対象として選定した。なお事業に応募した学校は全て選定されており、選定漏れとなる高等学校は例年ない。

リーフレットの作成や備品の購入、講演の予算も盛り込んでいるが、平成 31 年度はすべて施設等の見学会（体験教育）であった。

交付金にかかる報告資料によると平成 31 年度は、日本科学未来館、黒部ダム、筑波大学・高エネルギー加速器研究機構、東芝科学館、宮ヶ瀬ダム等を対象として見学を実施している。

生徒へのアンケート調査によると、台風被害等身近な出来事とエネルギーに関する関連付けができ、エネルギーに対する意識が高まったというような回答を得ている。

交付金申請プロセスについて想定される予算をもとに、国に交付金の申請書を提出し、国からの支給決定後に事業を実施する。事業実施後に実施報告を行い、審査を受けたのち、翌月 4 月以降に実施金額が上限額 10,000 千円の範囲内で決定支給される仕組みになっている。

**【具体的成果目標】**

該当事項なし。

**【実施した監査手続】**

- ・関連する書類を閲覧し、質問を実施した。

**【指摘事項又は意見事項】（その 1）**

**35 指摘事項：各学校の財務事務手続の正確な執行について（高校教育課）**

**【現状、問題点及び改善策】**

複数の学校に関して、施設見学の借上げバス運行にかかるバス会社への支払い遅延（請求引取年月日から 30 日以上経過しての支払い）が生じているもの、及び遅延は生じていないが全体として支払日が引取日から一ヶ月近くになっているものが散見される。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 6 条では下記通り規定されている。

国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については四十日、その他の給付に対する対価については三十日以内の日としなければならない。

この法律は国だけでなく地方公共団体にも準用される。

サンゾルとして入手した高等学校では、業者の請求書の支払期日より遅い支払日となっている。迅速な支払いを実施されたい。

また、業者からの請求書に不備があった。（上記の高等学校）

- ・印紙税額が違っている（貸切バスの運送契約書は 1 号文書なので印紙は 200 円ではなく 400 円と思われる。）
  - ・消費税金額の誤謬がある。（課税文書は記載金額が印紙税額に影響する。）
- トラゾル防止のための契約書類の内容確認が十分に行われる必要がある。

この他、傷害保険について、対象外となる教師の分も業者へ前払いしている学校もある。（ただし、のちに返還を受けている。）

細かい点ではあるが、トラゾルを未然防止するため合規性に留意し、内部統制を整備して財務事務の徹底を図るよう、高校教育課は指導課としての役割を果たすことが望まれる。

**【指摘事項又は意見事項】(その2)**

36 意見事項：事業の実施対象生徒の拡大（高校教育課）

**【現状、問題点及び改善策】**

交付金を有効に利用し、より多くの生徒が事業の成果を享受できるように検討することが望まれる。

平成31年度に同事業の実施を希望した高等学校は9校のみであり、報告書の延べ参加人数は1,189名（その他、小中学生540名）となっている。

例年の予算執行を見ると10,000千円の交付金上限まで達していない。決算（決定額）推移は下記の通り、予算である交付金上限との幅がある。なお、平成30年度の参加高校は10校、平成29年度は8校である。

交付金決定金額（上限10,000千円）		
年度	決定額	上限額との差額
平成31年度	7,444千円	2,556千円
平成30年度	7,964千円	2,036千円
平成29年度	7,089千円	2,911千円

国の政策としてエネルギー教育に一層の重要性を認めたために、平成22年の交付規則改正より当該交付金の増額補正をしている（8百万円から10百万円に補正）ものと思料される。このため、交付金を利用してできる限りより広く同事業を多くの生徒を対象に実施できるように工夫することが、県の立場としての効率性を意識した行動と考える。

小中学校に関しては、応募したにもかかわらず学校規模等を理由に落選している学校が複数あり、プロジェクトに参加できない小中学生が何人もいた点は改善をされたい。

特に現状はバス借上げによる見学会が主たる内容であるが、施設によっては現地見学にこだわることなく、オンライン形式の施設説明や講演会等を利用し、予算財源を最大限利用しより多くの生徒を対象とできるよう検討することが有用である。

**【指摘事項又は意見事項】(その3)**

37 意見事項：小中学校のエネルギー教育の主体性確保について（義務教育課・高校教育課）

**【現状、問題点及び改善策】**

例年、当該事業は、義務教育課が主体となってプログラムを作成し小中学校に募集をして事業を実施している。小中学生に対するエネルギー教育に関しては、平成19年より小中学校対象の推進事業と統合し、本事業に一本化しているが、そもそも小中学校の運営に関しては一義的に市町村が主体となり事業を実施し、県が学校運営に関する指導や助言・援助をするという仕組みが、小・中学校の設置・運営の在り方に関する国の方針にのっとった原則である。

このため、本来は県が直接に小中学校のエネルギー教育推進事業を展開するというより、市町村が主体性をもって方針を決めるべきであるため、見学会のみでなく様々なアイデアを市町村にも求めて、より有用な事業とすべきことを要望する。

現状では、市町村の要望を取り入れながら県事業として行っていることであるが、小中学校の要望を組み入れ、調整をした議事録は全く確認ができなかった。

21) 学校評議員設置費

【事業の概要】

校長の求めに応じ、学校の教育目標及び教育計画、教育活動の実施、学校と地域の連携の進め方等校長の行う学校運営に関し、一人ひとりがそれぞれの責任において意見を述べ、助言を行う。

【根拠法令等】

学校教育法施行規則第 49 条、同 104 条  
および山梨県立学校管理規則第 15 条の 8

1. 学校に、学校評議員を置くことができる。
2. 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
3. 学校評議員は、当該学校の職員以外のもので、教育に関する理解及び意見を有するものうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

【目的】

学校が地域住民の期待に応え、家庭や地域と連携協力して一体となつて子どもの健全な成長を図るためには、今後、より一層、地域に開かれた学校づくりを推進していく必要がある。この推進にあたって、学校評議員を置き、もつて開かれた学校づくりの推進を図る。

【予算・決算執行状況の年度推移】

平成 31 年度

予算	1,395 千円	決算	1,155 千円
----	----------	----	----------

なお、全て学校評議員への報償費である。

予算推移

平成 31 年度	1,395 千円
平成 30 年度	1,422 千円
平成 29 年度	1,422 千円

【実施体制】

年度初旬に各高校の校長の推薦状による要請をもとに高校教育課において委嘱を検討する。

同課においては校長の推薦理由をもとに判断をするが、「教育に関する理解及び職員を有するもの」としての適性や資質については校長の判断に委ねている。課の判断で委嘱を見合わせた事例は過去になく、異動理由以外に委嘱を取りやめたこともない。

高校教育課においては評議員の一覧を作成しており、職業・市町村・年齢・再任年数が一覧できる。可能な限り地域の住民を採用しているが、県外や県内の他地域の住民である評議員もいる。

現在学校評議員を設置している学校はほぼ毎年、すべての県立高校（平成 31 年度は高等学校 29 校、特別支援学校 10 校）となっている。大方は各校上限の 5 名の評議員を設置しているが、5 名未満の学校もある。

各 3 回の評議員委員会を予定しており、1 回につき 3,000 円の報酬を支給している。2 回分の報酬を前払したのち、各校ごとに 3 回分の出欠を確認し同課で最終の精算を行う。

学校評議員は随時学校長の相談に対してアドバイスをする立場であるが、実際は学校評価制度に組み込まれ、学校関係者評価を外部の視点から実施するのが主たる役割となっている。なお学校関係者評価としての学校評議員の意見は各校ごとに HP に載せるようにしている。

予算の策定については前年実績を参考にしつつ、1 回あたり 3,000 円の単価に会議予定回数（3 回）と評議員予定人数をかけて報酬を算出している。（平成 31 年度は 155 人（県職員は報酬対象外）×3,000 円×3 回＝1,395 千円）  
県と評議員の委嘱に関しては、契約書類がある訳ではなく委嘱状を送付している。意見の聴取は可能な限り評議員の会議体として行い、その議事録は各学校で保管している。

学校長は、評議員の意見聴取の内容と学校運営へのフィードバックを報告書として作成し、教育長に提出する。

【具体的成果目標】

同事業自体の目標となる指標はなし。

ただし、下記の成果指標は同事業と関連する指標と思われるため記載する。

- 基本目標 1 基本方針 3
- 施策（2）学校・家庭・地域との連携・協働の推進
- コミュニケーション・スクールとなった小・中学校の割合 20%
- コミュニケーション・スクールとなった県立学校の割合 10%

**【実施した監査手続】**

関連資料を入手し、質問及び閲覧を実施した。

**【指摘事項又は意見事項】（その1）**

38 指摘事項：学校評議員の選任について（高校教育課）

**【現状、問題点及び改善策】**

予算に対して執行が少ないのは、一人あたり3回を予定している学校評議員会につき欠席者が生じているためである。平成31年度の延べ出席率はおよそ82.7%となる。

山梨県では学校評議員が、学校評価制度における学校関係者評価という重要な役割を担っている。この点で、予定した会議や授業見学等を欠席しても学校の課題を洗い出し的確な意見を述べるという役割を十分に果たせるのか疑問がある。

全評議員が年間3回の評議員会に出席せずとも事業目的が果たせるのであれば、評議員会の回数を一律3回とせず合理化検討の余地はある。現状予算が事業の実効性確保のための最低限のものなら、できる限り出席が可能なら人員選定が必要ではないかと考える。

**【指摘事項又は意見事項】（その2）**

39 意見事項：コミュニティ・スクールの迅速な導入について（高校教育課）

**【現状、問題点及び改善策】**

県では山梨県教育大綱において、コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会を充実させることにより組織的な学校評価の仕組みを構築し、令和5年度までにその割合を10%まで引き上げることが目標としている。

なお令和2年度より身延高等学校がパイロット・スクールとして最初のモデル校となっている。

下記比較表のように、コミュニティ・スクールでは運営に関する承認権や責任が明確にされることや合議体により運営される点等、学校運営にとって実効性に優れたものと言える。

この県教育大綱に基づくコミュニティ・スクールの拡大の中で、本事業の役割は学校運営協議会の推進事業でおおよそカバーできるものと考えられ、本事業の必要性は相対

的に薄れていくことになると考えられる。学校運営協議会への迅速な移行が、本事業に関する今後の課題になると思われる。

コミュニティ・スクールの制度は2004年に法制化された制度であるが、山梨県においてはおよそ15年が経過している平成31年度においてもコミュニティ・スクールとなっている高等学校は0件であり、ほぼ未整備と言ってよい現状は改善を要望する。

①学校評議員と学校運営協議会の比較②都道府県別のコミュニティ・スクール導入実績比較を下記に記載する。

① 学校評議員と学校運営協議会の比較

	学校評議員	学校運営協議会
法令	学校教育法施行規則第49条、同104条	地教法第47条の5
制度制定	2000年	2004年
目的	開かれた学校作り	協力的な教育
主体	個人	合議体
選任要件	特になし（校長の推薦）	地域住民等
役割・権限	校長の求めに応じ意見を述べる	学校の基本的な方針に意見を述べ承認をする 職員の人事について意見を述べる
責任	特になし	一定の責任あり

② 都道府県別コミュニティ・スクールの導入・推進状況（平成30年4月1日現在）

表6 都道府県別コミュニティ・スクールの導入・推進状況（平成30年4月1日現在）

(左)

コミュニティ・スクールの導入・推進状況(平成30年4月1日現在)

Table with 14 columns: 地区別, 導入数, 導入率, 導入率(%) (導入率), 導入率(%) (導入率). Rows include 山梨県, 山梨県庁, 山梨県庁(山梨県), 山梨県庁(山梨県).

コミュニティ・スクールの導入・推進状況(平成30年4月1日現在)

Table with 14 columns: 地区別, 導入数, 導入率, 導入率(%) (導入率), 導入率(%) (導入率). Rows include 山梨県, 山梨県庁, 山梨県庁(山梨県), 山梨県庁(山梨県).

コミュニティ・スクールの導入・推進状況（平成30年4月1日現在）  
《都道府県別》

Table with columns for school type (e.g., 中学校, 小学校), number of schools, number of students, and various financial metrics. It includes a summary row at the bottom.

Summary table for the data above, showing totals for various categories.

（出典：文部科学省ホームページ）

22) 理科教育施設整備費

【事業の概要】

- ・定義 高等学校への理科教育設備の整備事業である。
・目的 理科教育振興法に基づき理科等の教育に必要な設備を整備することにより、理科教育の振興を図ることを目的としている。
・根拠法令等 理科教育振興法第9条

【予算、決算執行状況の年度推移】

予算 平成30年度 6,450千円 令和元年度 6,450千円
決算 平成29年度 6,450千円 平成30年度 6,380千円

【具体的成果目標】

該当事項なし

【実施した手続】

- ・県の職員に対する質問
・関係資料の閲覧

【指摘事項及び意見事項】

該当事項なし

【現状】

令和元年度の執行額は、6,430千円となっており、次の理科教育振興法に基づき国からの補助金を受け取り、理科等の教育に必要な備品の購入を行っている。実績値での県の負担額は2分の1となっている。

（国の補助）

第九条 国は、公立の学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八條第一項に規定する公立大学法人が設置するものを含む。次項において同じ。）又は私立の学校の設置者が、次に掲げる設備であつて、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八條に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。
一 小学校、中学校又は高等学校における理科教育のための設備（算数又は数学に関

する教育のための設備にあつては、標準的なものとして備えられるべき教材以外のもの  
で、当該教育のため特に必要なものとする。）

二 理科教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成を行う大学が当該職  
教育又は養成のために使用する設備

2 前項に規定するもののほか、国は、公立の学校又は私立の学校に係る理科教育の  
振興のために特に必要と認められる経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算  
の範囲内において補助する。

3 前二項の規定により国が私立の学校の設置者に対し補助をする場合においては、  
私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条まで並びにこ  
れらの規定に係る同法附則第二条第一項及び第二項の規定の適用があるものとする。  
（出典：理科教育振興法）

**【問題点及び改善策】**

該当事項なし

23) **県立学校等の夜間警備委託**

**【事業の概要】**

- ・定義 県立学校の夜間休日及び祝祭日の機械警備を行う事業である。
- ・目的 県立学校の夜間休日及び祝祭日に機械警備による施設の防犯対策を行う事  
を目的としている。

・根拠法令等 山梨県県立学校等夜間機械警備委託規程

**【予算、決算執行状況の年度推移】**

予算	平成30年度	32,598千円	令和元年度	33,063千円
決算	平成29年度	32,598千円	平成30年度	32,598千円

**【具体的成果目標】**

該当事項なし

**【実施した手続】**

- ・県の職員に対する質問
- ・関係資料の閲覧

**【指摘事項又は意見事項】**

40 **指摘事項：山梨県立学校等夜間警備委託規程によれば、警備会社に夜間警備  
業務を委託する教育機関は、実施要綱で定めるものとしているが、更新された実施要  
綱が存在していない。合規性を確保するために要綱等の整備をされたい。（総務課・学  
校施設課）**

**【現状】**

令和元年度の執行額は、33,014千円となっており、山梨県県立学校等夜間機械警備  
委託規程に基づき実施される県立学校の夜間警備を行っている。現状すべての県立学校  
において警備が行われている。

**【問題点及び改善策】**

当該事業の対象となる教育機関は山梨県立学校等夜間警備委託規程によれば次のよ  
うに定められている。

(委託する教育機関)  
 第二条 警備会社に、夜間警備業務を委託する教育機関は、実施要綱で定めるものとする。

(出典：山梨県立学校等夜間警備委託規程)

しかしながら、現状更新されている実施要綱が存在していない。したがって警備の対象となる教育機関が規程上定められていないこととなる。

実施要綱の更新を速やかに行う必要がある。

また、合理性を考えるのであれば、すべての教育機関に対して警備を行っている現状を鑑み、すべての教育機関に警備を行うことを原則とし、警備対象から除外する場合には実施要綱に定める等の規程の改定も検討する必要がある。

24) 高等学校教材設備近代化事業費

【事業の概要】

・定義 高等学校教材教具整備基準に基づき各種教材教具及び大型備品の整備、教育用コンピュータを用いた学習指導に必要となるソフトウェアの整備、コンピュータ・LL設備の整備、学校行事等に係る各種設備の整備、普通科各高校のパソコン教室の整備、機器更新前にサポートが終了するOSの更新を行う事業である。

・目的 県立高等学校における授業運営の円滑な実施のための教材設備の整備を行う事を目的としている。

・根拠法令等 なし

【予算、決算執行状況の年度推移】

予算	平成30年度	137,574千円	令和元年度	149,356千円
決算	平成29年度	78,556千円	平成30年度	132,713千円

【具体的成果目標】

該当事項なし

【実施した手続】

- ・ 県の職員に対する質問
- ・ 関係資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

該当事項なし

【現状】

令和元年度の執行額は、134,707千円となっており、各高校の普通科での必要な各種教材設備の整備を行っている。国の学校教育設備整備費等補助金（定時制高等学校設備整備費等）が、三位一体改革により平成16年限りで廃止されたことに伴い、県予算の定時高等学校設備整備事業が廃止され令和17年度からは定時制高校分も含めて高等学校教材設備近代化事業で対応している。

【問題点及び改善策】

該当事項なし

25) 専門高等情報教育機器更新事業費

【事業の概要】

- ・定義 専門高校の情報教育機器を整備計画に基づき更新する事業
- ・目的 専門教科における授業運営の円滑な実施のための新指導要領や各種先端技術に対応できる情報教育機器の整備を目的としている。
- ・根拠法令等 産業教育振興法

【予算、決算執行状況の年度推移】

予算	平成30年度	60,426千円	令和元年度	112,730千円
決算	平成29年度	24,840千円	平成30年度	59,754千円

【具体的成果目標】

該当事項なし

【実施した手続き】

- ・県の職員に対する質問
- ・関係資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

該当事項なし

【現状】

令和元年度の執行額は104,027千円となっており、専門高校における情報教育機器の整備を行っている。従前は国による補助金が存在したが、平成26年度より補助の対象から高等学校が外れたため、現在はすべて県費での事業となっている。

【問題点及び改善策】

該当事項なし

26) 甲府支援学校等設備整備費

【事業の概要】

- ・定義 甲府支援、あけぼの支援、わかば支援、わかば支援ふじかわ分校、やまびこ支援、富士見支援、富士見支援旭分校、ふじざくら支援、かえで支援学校、桃花台学園における設備整備を行う事業
- ・目的 甲府支援、あけぼの支援、わかば支援、わかば支援ふじかわ分校、やまびこ支援、富士見支援、富士見支援旭分校、ふじざくら支援、かえで支援学校、桃花台学園における設備整備を行うことを目的としている。
- ・根拠法令等 なし

【予算、決算執行状況の年度推移】

予算	平成30年度	4,933千円	令和元年度	49,006千円
決算	平成29年度	-	平成30年度	4,933千円

【具体的成果目標】

該当事項なし

【実施した手続き】

- ・県の職員に対する質問
- ・関係資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

該当事項なし

【現状】

令和元年度の執行額は42,557千円となっており、主に支援学校の公用車およびスノーカムの更新を行っている。

【問題点及び改善策】

該当事項なし

## 27) 施設維持管理事業費

## 【事業の概要】

- ・定義 県立高等学校の維持修繕のための事業である。
- ・目的 県立高等学校の維持修繕を目的としている。
- ・根拠法令等 なし

## 【予算、決算執行状況の年度推移】

予算	平成30年度	186,615千円	令和元年度	186,615千円
決算	平成29年度	187,477千円	平成30年度	178,902千円

## 【具体的成果目標】

該当事項なし

## 【実施した手続き】

- ・県の職員に対する質問
- ・関係資料の閲覧

## 【指摘事項又は意見事項】

該当事項なし

## 【現状】

令和元年度の執行額は185,058千円となっており、県立高等学校の修繕維持を行っている。なお、県施設全体の老朽化に対応するため、施設の長寿命化を図る目的で実施されている長寿命化計画は長寿命化対象施設に対する計画保全（予防保全・監視保全）であり財産管理課で予算計上されているのに対して、施設維持管理事業費は事後保全として各所管課で必要に応じて維持修繕費を計上している。

## 【問題点及び改善策】

該当事項なし

## 28) やまびこ支援学校建設事業費

## 【事業の概要】

- ・定義 やまびこ支援学校の全面移転改築事業である。
- ・目的 築37年以上経過した校舎の老朽化、教室不足の解消、土砂災害特別警戒区域等の指定地域からの移転による児童生徒の安全確保のため、校舎等の全面移転改築を行う事を目的としている。
- ・根拠法令等 なし

## 【予算、決算執行状況の年度推移】

予算	平成30年度	476,902千円	令和元年度	2,339,407千円
----	--------	-----------	-------	-------------

## 【具体的成果目標】

該当事項なし

## 【実施した手続き】

- ・県の職員に対する質問
- ・関係資料の閲覧

## 【指摘事項又は意見事項】

## 41 意見事項：公有財産の新築による台帳への反映について（学校施設課）

## 【現状】

やまびこ支援学校の全面移転改築の経緯は次のとおりである。

- ・やまびこ支援学校は、S54年に知的障害の児童生徒を対象として大月市富浜町に開校し、H20年度からは股体不自由の児童生徒も受け入れているが、築37年を経過した施設は老朽化が顕著である。
- ・さらに、同行は、25メートルの標高差の斜面に、最大斜度25度の校内道路で繋がれた校舎が点在し、H21年度には同校の敷地が土砂災害警戒区域（一部は特別警戒区域）の指定を受けている。
- ・H23.7月に策定した「やまなし特別支援教育推進プラン」において、同校は「将来的な整備の方向性について検討を進める」としているところ。

・H28.12月に大月市から、バストラブルびゅう桂台へ移転要望があり、児童生徒にとって快適で安全な学校生活が早期に実現できる場所等であることから、同地へ移転する方針を決定。  
 (出典：山梨県細事業説明書から抜粋)

令和元年度の執行額は2,307,428千円となっている。一部は学校施設環境改善交付金および公立学校施設費国庫負担金等、国の負担となっている。

**【問題点及び改善策】**

「Ⅲ-3-1(9) 財産管理について 1) 県立学校における公有財産の新築による台帳への反映について」に記載のとおり。

**29) 修学奨励金制度 (細事業：修学奨励費貸付金)**

**【事業の概要】**

働きながら山梨県に所在する高等学校の定時制課程又は通信制の課程に在学する生徒で、経済的理由により、修学することが困難な生徒に貸付けることにより、教育の機会均等をはかることを目的としており、貸付対象となるのは次の①～③に該当する場合である。

- ①経済的収入を得る職業に就いている者
- ②経済的理由により就学困難な者 (一定の所得制限あり)
- ③財団法人山梨みどり奨学会等の奨学金の貸与を受けていない者

貸付月額は14,000円である。

なお、奨学奨励金は卒業を条件として、返還の義務を免除されるが、何らかの事情で退学した場合には全額返還する義務が生じる。返還の義務が生じた場合には原則として退学後6か月経過後に返済する。債務者が返済しない場合は、連帯保証人が返済することになる。

**【根拠法令】**

山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例  
 山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則

**【予算・決算執行状況の年度推移】**

平成31年度

(単位：千円)

	予算	決算	内容
貸付金	3,864	3,360	14,000円×12か月×23名
償還金、 利子および割引料	18	0	
合計	3,882	3,360	

予算推移

(単位：千円)

平成31年度	3,882
平成30年度	3,882
平成29年度	3,883

**【具体的成果目標】**

教育振興基本計画、基本目標Ⅲ、基本方針2(1) 全ての子供の教育機会を保障する支援の施策であるが、成果指標の対象となっていない。

**【実施した監査手続】**

・関連書類を入手し、閲覧と質問を実施した。  
 なお定時制・通信制修学奨励金管理簿における令和元年度の未収金額711,000円が、令和元年度一般会計歳入決算額集計表の諸収入雑入その他に計上されていることを確認した。

**42 意見事項：返還の義務のある債権の管理方法を改善することが望まれる（高校教育課）**

**【現状】**

卒業することによって返還の義務がなくなる本制度であるが過去において返還義務が生じたにもかかわらず未回収になってしまっている残高が令和元年度において711,000円ある。内訳としては以下のとおりである。

(単位：円)

債権者	発生時期	貸付金額	未収残高	記録上の最終連絡
A	平成4年度	180,000	89,000	平成28年6月
B	平成4年度	84,000	74,000	平成25年2月
C	平成4年度	72,000	72,000	平成21年8月
D	平成4年度	84,000	84,000	平成25年1月
E	平成4年度	84,000	84,000	平成21年7月
F	平成4年度	252,000	224,000	平成25年2月
G	平成5年度	96,000	32,000	平成26年7月
H	平成20年度	168,000	52,000	平成25年2月

上記の通り、記録上は平成21年度以降、こちらから連絡を取った記録がない債務者もあり、こちらから連絡をしたとしても債務者に連絡が取れていない現状である。当然のことながら回収も滞っている。この状況の原因のひとつとして、債務者を管理する引継資料の記録が途切れてしまっていることがあり、ここにきて改めて連絡を再開するのが困難になっている。また、債権金額が少額で外部に委託することが難しい状況である。

**【問題点及び改善策】**

債権の回収の努力を怠って、未収債権があることは問題である。債権は回収するべきであることは間違いないが、回収やそのための手続にかかるコストを考えた場合、いつまでも未収債権として管理するべきではないと考える。古い債権のため時効の援用があれば、時効の効果が発生するものであるが、債務者と連絡が取れない以上、それも難しい。

現状では少額の債権についても、コストをかけて回収のための膨大な労力をかけることになっており、他の業務を圧迫することになっている。改善策としては、今後は、少額の債権については、山梨県延滞債権処理方針により処理を行うこととなるが、徴収は不可能となっていることから、速やかに不納欠損処理を行うべきである。

30) 高等学校等就学支援金制度（細事業：公立高等学校就学支援金）

【事業の概要】

高等学校等に在籍する生徒の授業料に充てるものとして就学支援金を支給するものである。

【制度の趣旨・目的】

(1) 高等学校等は、平成22年時点で進学率が約98%に達する国民的な教育機関となっており、その教育の効果は広く社会に還元されるものであることから、その教育費について社会全体で負担していく方向で諸施策を進めていくべきであること。

(2) 高等学校等については、家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図ることが喫緊の課題となっていること。

(3) 多くの国で後期中等教育を無償としており、国際人権A規約にも「中等教育における無償化の漸進的導入」が規定されている。

また、この施策が高等教育に及ぼす効果としては、以下のことがあげられる。

(1) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減により、全ての意志ある高校生等が教育費負担を心配することなく、安心して勉学に打ち込めること。

(2) 対象となる高校生等に対しては、本制度の意義について周知することにより、自らの学びが社会に支えられていることの自覚を醸成し、国家・社会の形成者としての成長を目指して、学習意欲を維持向上する効果が期待されること。

【制度の内容】

(1) 法律の趣旨（法第1条）

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができることとする。

(2) 対象となる学校（法第2条、規則第1条）

国公私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（第1学年～第3学年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程又は各種学校であって国家資格者養成施設等（\*）の指定を受けているもの並びに各種学校となつている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの。

\*対象となる国家資格者養成施設等

・理容師養成施設及び美容師養成施設のうち法令に基づき学校教育法第57条に規定

する者（高等学校入学資格者）を入所させるもの

- ・准看護師養成所
- ・調理師養成施設
- ・製菓衛生自膳成施設

※専修学校一般課程又は各種学校であつて国家資格者養成施設等の指定を受けているものについては、平成26年4月1日以降に当該学校の第1学年に入学する者から、学年進行で対象となつている。

(3) 支給資格（法第3条）

高等学校等（上記(2)の対象となる学校）に在学する生徒または学生（以下「生徒」という。）が対象となる。ただし、以下の者については支給の対象とならない。

- ①日本国内に住所を有しない者
- ②高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業し又は修了した者。
- ③高等学校等に在学した期間が通算して36月（高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科の場合）、期間を一月の4分の3に相当する月数として計算も以下同じ。）を超える者
- ④所得制限基準に該当する者

(4) 支給期間（法第3条第2項第2号、同条第3項）

就学支援金の支給期間は、最大で36月である。ただし、高等学校、中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科、通信制学科に在籍する場合は最大で48月である。

(5) 支給資格の認定（法第4条）

高等学校等に在学する生徒は、就学支援金の支給を受けようとするときは、規則で定める様式第1号の支給資格認定申請書（以下「申請書」という。）に保護者等（生徒の親権を行う者等）の個人番号カードの写しその他の書類（以下「個人番号カードの写し等」という。）または課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、当該生徒が在学する学校の設置者を通じて（同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程）、都道府県に提出し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

また、国立の学校については、平成31年度から申請書の提出に代わり、オンラインでの申請が可能となっており、各都道府県においても、令和2年度以降順次オンライン申請が実施される見込みである。平成31年度における本県での具体的な業務フローセ

※は表7のとおりである。

表7 就学支援金支給業務プロセス

年度	国	高校教育課(山梨県)	高校教育課	単立高校・市立高校	本人(世帯)
前年度末		2月下旬 入学予定者の把握	R3 5,063人 平均1校当たり 183人	〇中学校卒業予定者及びその保護者等に対する支援金制度並びに手続きの広報・周知	
第1期(4月～6月)	4月上旬 交付申請書受領	4月上旬 交付申請(年額分)		●支給資格認定申請書受付 ①申請簿等に記入された保護者等の情報を「e-shien」に入力 ②申請書と個人番号カード等(写)の写を提出 ③内容に差異がないか確認 ④不備書類の請求 ⑤不備書類等について①を再作業	●支給資格認定申請書(個人番号カード等)提出 ①提出(申請簿)を提出(1年生のみ) ②不備書類の提出
	4月中旬 交付決定通知(年額分)	4月中旬 交付決定通知の受取	●「e-shien」データを統合宛名システム用 フォーマットで作成、マニファイスター入力 ●統合宛名システムにマニファイスター送付	●個人番号カード等(写)を提出 ○4月分授業料収入調定(申請書未提出者) ● 届込、督促 ○5月分授業料収入調定 ● 届込、督促 ○6月分授業料収入調定 ● 届込、督促	
	5月中旬 第1回半額交付金の支払(1～6月分)	5月中旬 第1回半額交付金の受領、授業料債権に充当	●統合宛名システムに所得情報送信 ●「e-shien」に保護者所得情報取り込み (1) ●認定者、不認定者を決定 ●申請者への通知作成・送付(15,500通)	●認定者、不認定者へ通知受領・送付 ○不認定者授業料収入調定 ● 届込、督促 ●収入状況届出書確認表(e-shien)へ入力	●認定、不認定の通知受領 ●収入状況届出書提出(支給者) ●新規、受給資格認定申請書(個人番号カード等)提出
5月下旬 認定状況調査依頼	5月下旬 5月1日時点の支給資格者数等の調査		H30 25,007人平均約26.948人		
第2期(7月～9月)	7月上旬 第2回半額交付金の支払(7～8月分)	7月上旬 第2回半額交付金の受領、授業料債権に充当	●新規申請者マニファイスター入力 ●統合宛名システムにマニファイスター送付 (就学支援金受給者及び新規申請者)	●新規申請者の個人番号カード等(写)提出 ○7月分授業料収入調定、届込、督促 ○8月分授業料収入調定 ● 届込、督促 ●届出事への通知受領・送付 (11,000通)	●認定、不認定の通知受領 ●収入状況届出書提出(支給者) ●新規、受給資格認定申請書(個人番号カード等)提出
	7月中旬 認定状況調査依頼(再) ・翌年度試算要求作業	7月中旬 認定状況調査依頼(再) ・翌年度試算要求作業	〇就学支援金(～7月分)送金 ●統合宛名システムに所得情報送信 ●「e-shien」に保護者所得情報取り込み	○就学支援金(～7月分)送金 ○7月分授業料収入調定、届込、督促 ○8月分授業料収入調定 ● 届込、督促	
	8月下旬 認定状況調査依頼(再) ・翌年度試算要求作業	8月下旬 認定状況調査依頼(再) ・翌年度試算要求作業	●認定者、不認定者を決定 ●届出事への通知作成・送付 (11,000通)	●認定者、不認定者へ通知受領・送付 (11,000通)	●収入状況届出書提出結果通知受領
第3期(10月～12月)	10月上旬 第3回半額交付金の支払(10～12月分)	10月上旬 第3回半額交付金の受領、授業料債権に充当	進学、転学等による認定取消事務 転入等による支給資格認定事務	○9月分授業料収入調定 届込、督促 ○10月分授業料収入調定、届込、督促	
	10月中旬 認定状況調査依頼 認定状況調査集計	10月中旬 認定状況調査依頼 認定状況調査集計			
	11月中旬 交付金の変更申請受領 変更交付決定通知	11月中旬 交付金の変更申請(現時点までの実績/今後の見込に基づき申請) 変更交付決定通知の受取		〇中学卒業予定者及びその保護者等に対する支援金制度並びに手続きの広報・周知	
第4期(1～3月)	1月中旬 第3回半額交付金の支払(1～3月分)	1月中旬 第3回半額交付金の受領、授業料債権に充当			
	2月中旬 認定状況調査依頼 認定状況調査集計	2月中旬 認定状況調査依頼 認定状況調査集計			
	3月中旬 交付金の変更申請受領 変更交付決定通知	3月中旬 交付金の変更申請(現時点までの実績/今後の見込に基づき申請) 変更交付決定通知の受取			
翌年度末	4月上旬 認定状況調査依頼 認定状況調査集計	4月上旬 認定状況調査依頼 認定状況調査集計			
	4月中旬 交付金の変更申請受領 変更交付決定通知	4月中旬 交付金の変更申請(現時点までの実績/今後の見込に基づき申請) 変更交付決定通知の受取			

(6) 就学支援金の額 (法第5条、令第3条)

① 就学支援金は、(5) の認定を受けた者 (以下「受給権者」という。) がその初日において当該認定に係る高等学校等 (以下「支給対象高等学校等」という。) に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につき、当該支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額 (その額が政令で定める支給限度額を超える場合には、支給限度額) とする。

② 保護者等の収入の状況に照らして特に必要があると認められる受給権者については、①の支給限度額に政令で定める額を加算するものとする。

③ ①の支給限度額は、公立高等学校の授業料の月額その他の事情を勘案して定めるものとする。

平成31年度における本県での支給額は高等学校全日制定額授業料の場合は、一月につき9,900円である。

#### 【細事業の内容】

生徒への就学支援金受給資格認定から交付金支給、毎月の振替確認の一連の業務を行っている。一連の流れは表7のとおりである。

#### 【根拠法令】

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律

山梨県立学校授業料、入学科及び入学審査料条例

山梨県立学校授業料及び入学科減免施行規程

#### 【予算・決算執行状況の年度推移】

平成31年度

(単位：千円)

	予算	決算	内容
共済費	494	405	高校教育課臨時職員及び各県立高校短期臨時職員
賃金	14,431	8,741	同上
委託料	1,599	1,599	市への事務委託料
使用料及び賃借料	214	214	パソコンリース料
負担金、補助及び交	1,696,114	1,693,609	就学支援金支給延べ人数

付金		166,694名
合計	1,712,852	1,704,568

#### 予算推移

(単位：千円)

平成31年度	1,712,852
平成30年度	1,773,432
平成29年度	1,833,655

#### 【具体的成果目標】

教育振興基本計画、基本目標Ⅲ、基本方針2(1) 全ての子供の教育機会を保障する支援の施策であるが、成果指標の対象となっていない。

#### 【実施した監査手続】

関連書類を入手し、閲覧と質問を実施した。

#### 【指摘事項又は意見事項】(その1)

43 意見事項：事業の制度趣旨を支給対象者に周知されることが望まれる。(高校教育課)

#### 【現状】

令和元年度3月の時点での就学支援金の支給認定者数は県立高校全体で13,701名であり、令和元年5月1日現在の県立高校全体の生徒数16,741名に対して、82%弱の生徒に支給している。このように影響力の大きな事業にもかかわらず、本制度の趣旨について本人たちの自覚を促すような周知が不足しているのではないかとと思われる。本制度の意義を対象となる高校生に周知する機会としては、現状では申込時の案内や、ホームページやリーフレットとなっている。

#### 【問題点及び改善事項】

国の制度であるもの県として事業効果の情報を収集し、制度の問題を整理し、国にフィードバックすることは、本来の制度が想定している効果の有無の確認も含めて重要ではないかと思われる。

制度の趣旨・目的に記載した、施策に期待する効果のうち(1)については、広く支援金を支給しているため経済的負担の軽減による教育費負担の心配をすることなく勉学に打ち込むことに関しては一定の効果があることは理解するが、(2)対象となる

高校生等に対しては、本制度の意義について周知することにより、自らの学びが社会に支えられていることの自覚を醸成し、国家・社会の形成者としての成長を目指して、学習意欲を維持向上する効果が期待されることについては、その効果があるかどうかについて現状の評価体制では不明であるところが問題である。

例えば、この視点でのアンケートや何らかの調査を行うことで本制度の意義について結果的に周知される効果が確認できるのではないかと考える。

**【指摘事項又は意見事項】（その2）**

**44 意見事項：返還に関するマニュアルを作成し、各高等学校に周知することが望まれる。（高校教育課）**

**【現状】**  
認定から支給に関するマニュアルは存在するが、返還に関するマニュアルは存在しない。返還が生じるケースがほとんどないことからマニュアル化の必要性が少ないとこのことである。返還の場合のお金の流れとしては、生徒→学校→県→国の順番で返還することになる。過去にあった事例では半年くらい時間を要したとのことである。

**【問題点及び改善事項】**

マニュアル（業務フローやQ&Aなど）がない場合、発生事例に対して、関係各所に問い合わせをし、回答を待ち、それに対応するという手順になる。国庫がかかわっている場合は特にその手続きが複雑になることが考えられる。マニュアル化することで問い合わせやその回答待ちの時間が大きく短縮されることになると思われる。減少にないことに迅速に対応するためにこそマニュアルが必要である。過去の事例をもとに一連の流れや確認事項を文書化し、関係各者に共有することが望ましい。また、就学支援金に係る事例を収集・整理し、各高等学校に周知することで、そもそも国庫の返還事例が発生しないようにすることも望まれる。

**【追記】**  
上記の監査手続終了後、就学支援金等に係る受給資格の認定誤りが、発覚した。当該事項の概要（県からの報告）は以下のとおりである。

\*\*\*\*\*<就学支援金等に係る受給資格の認定誤りの概要>\*\*\*\*\*

・平成31年4月から「就学支援金事務処理システム」（文部科学省開発）と本県の情報システムを利用して一括で税額照会を行い、受給資格を確認している。

・令和2年12月10日、当初から住民税の未申告者のシステム上の連携が正しく行えず、住民税の未申告者を所得ゼロと扱ってしまい、給付対象者と認定していることが判明した。

**【対象者】**

○高等学校等就学支援金誤認定件数（市立高等学校を含む）

元年度	2年度	計	未申告者（R3.2.3現在）		
			件数	保護者数	
公立高校	368	190	558	126	101

※ 奨学給付金、入学準備サポート事業給付金でも同様の事象が生じているため、合わせて再認定を行う。

\*\*\*\*\*

上記の誤りは、「就学支援金事務処理システム」と本県の情報システムのデータを連携する作業支援ツール（国提供）の県による設定誤りを原因とするものである。このように新しいシステムツールの導入に際しては、一度設定してしまえば、その瑕疵が判明するまでは継続的に処理の誤謬を招くこととなるので、内部統制の基本的要素であるICTへの対応として、その業務処理統制が有効に機能する環境を保証するために、システムの運用・保守に関わる管理体制の整備が重要であると思われる。なお、今回、監査手続中において、検出することができなかったのも、ここで付記する。

また、上記就学支援金等においては、再審査において、おおよそ年収910万円以上の場合には保護者等に公立高等学校授業料（年額118,800円）を請求することとなるが、多くは申告所得がないための未申告と想定され、認定とすることが見込まれる。

7内部統制とは4つの目的（①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全）が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいい、6つの基本的な要素（①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥ICT(情報通信技術)への対応）から構成される。

31) 公立高等学校等入学準備サポート事業費

【事業の概要】

(目的)

高等学校等へ進学する低所得者世帯の子どもが安心して教育が受けられるよう、入学時における準備金の負担を軽減するための給付金を支給する制度である。

(定義)

①高等学校等とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等。ただし専攻科、別科及び特別支援学校の高等部を除く。

②高校生等とは、法第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者。

③保護者等とは、法第3条第2項第3号に規定する保護者。

(事業内容)

山梨県に在住する低所得者世帯である市町村民税所得割額非課税世帯の生徒が公立高等学校へ入学する際に必要となる制服、体操着、上履き、体育館履きの購入費に対して、給付金を1人あたり50,000円の給付金を支給している。

(根拠法令)

高等学校等修学支援金の給付に関する法律

山梨県立高等学校等入学準備サポート事業給付金支給要領

【予算・決算執行状況の年度推移】

平成31年度

(単位：千円)

	予算	決算	内容
扶助費	18,800	18,800	376人×50,000円
合計	18,800	18,800	

予算推移

(単位：千円)

平成31年度	18,800
平成30年度	27,300
平成29年度	29,850

【具体的成果目標】

教育振興基本計画、基本目標Ⅲ、基本方針2(1)全ての子供の教育機会を保障する支援の施策であるが、成果指標の対象となっていない。

【実施した監査手続】

関連書類を入手し、閲覧と質問を実施した。

【指摘事項又は意見事項】

45 意見事項：事業に関するアンケートを事業の改善に活用することが望まれる。(高校教育課)

【現状】

当該事業において受給者の保護者に対して事業に関するアンケートを実施している。アンケートの概要は以下の通り。

支給決定者 376名

回答者 158名 (回答率 約42%)

質問1 お子様が入学された高校についてお答えください。

質問2 入学にあたりこの事業が役に立ちましたか？

質問3 そのように思われた理由についてご記入ください。

質問4 事業内容や手続きに関する学校や県教育委員会の説明は十分でしたか？

質問5 対象経費と金額についてどのようなようにお考えですか？

質問6 対象経費以外で負担に感じた経費は何ですか？

質問7 この事業についてのご意見をご記入ください。

当該アンケートは実施し集計されている。

**【問題点及び改善策】**

現状、上記のようにアンケートは実施され、集計されているものの、事業の改善等に役立てるプロセスがない点が、問題である。  
 例えば、アンケート結果のうち質問6の「高校入学に際して、現在対象になっているもの以外で特に負担と感じた経費」については、対象経費の検討において有効な情報であると考えられる。また、質問7の自由記載においても、例えば、「振込日の案内があればよかった」、「支払後の支給ではなく事前の支給だと助かる」等の業務プロセスの改善に有用な回答がある。しかし、これらが活用されるプロセスが明確になっていない。事業の改善及び今後の制度設計に活用することを要望する。

**32) 教員の選考検定について**

**【概要】**

教え込み式の知識伝達から対話型授業の重要性が高まっている昨今において、少人数教育に関する取り組みが教育の現場で意識され、山梨県においても小学校の25人学級が長期構想において示されている。

また、ICT教育を始めとした教育環境の変化にともない、教職員に求められる能力も変化を見せていると思われる。引き継ぎ能力の高い教員を採用し教育の質が確保されることが重要となる。

この視点で、学校の教職員は質の高い能力水準を維持しつつ、かつその人数を増やしていくことが、目指す方向性となると思われる。教員に対する研修制度の充実が県として意識的に様々な取り組みがなされているが、その資質の確保のためには、本県の教員を目指す優秀な人材を確保できる体制が最も効果的であると思われる。

公立学校教員選考検定について、直近数年間の推移は下記のとおりとなっている。

山梨県公立学校教員選考検査 状況推移

実施年度	受検者数 (人)	内定者数 (人)	内定率
平成26年度	1,054	179	16.98%
平成27年度	1,097	182	16.59%
平成28年度	1,045	225	21.53%
平成29年度	1,001	263	26.27%
平成30年度	962	242	25.15%
平成31年度	906	303	33.44%
令和2年度	915		

この表を見ると、受検者が年々減少傾向の一方で、内定者は年々増えている。平成26年度と比較して内定率（合格率）は16.98%→33.44%と、およそ倍になっている。

**【指摘事項又は意見事項】**

46 **意見事項：検定受検者を増やす取り組みについて（義務教育課・高校教育課）**

大卒者人口の少子化傾向の現実を踏まえても、教職員の一定の資質を確保するために

は、新卒のみならず門戸を広げて幅広い年齢層から受検者を募ったうえで、採用者を厳選することが必要になるのではないだろうか。

この点、県として教育基本振興計画において、受検資格を49歳まで引き上げる（基本目標Ⅲ）ことを目標に掲げている（令和3年採用から59歳に引き上げ済み）。

ただし、現状県の公表資料として、受検者の年齢層引き上げより、能力の高い多様な人材を確保できたという具体的な成果は現実として示されていない。具体的な取り組みの内容と進捗を公開することが要望される。

### (3) 学校徴収金会計について

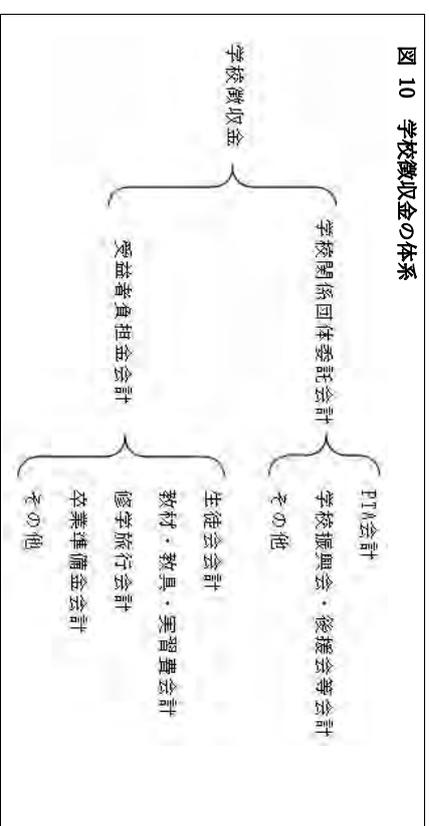
#### 【概要】

#### 学校徴収金の定義及び分類並びに公費・私費の区分について

#### 学校徴収金の定義及び分類について

県立学校における徴収金には、一般会計の教育費で会計処理を行う授業料や入学期のほかに、副教材費や学年費、PTAや振興会、クラブ後援会、生徒会等の各種会費、修学旅行やスキー教室などの積立金等がある。このように公費ではなく私費として、保護者から負担金を徴収し、学校現場で会計事務を行っているものを学校徴収金と称している。学校徴収金の体系を図示すると以下のとおりである。

図 10 学校徴収金の体系



出典：県立学校におけるPTA・積立金会計事務処理の手引（平成13年2月山梨県教育委員会）

#### 公費・私費の区分について

学校の教育活動に係る経費には様々なものがあり、日常の教育活動を展開するための直接的経費である公費（県費等）と保護者からの徴収金等である私費（学校徴収金）とに分類される。

公費・私費の負担区分を明確化することは、私費会計の事務処理を適正に行う上で不可欠であり、予算の編成や執行の上でも必要なことである。さらに、私費は、生徒・保護者等個人による負担による経費であることから、保護者負担の軽減の面からも公費・私費の負担区分の明確化は重要なことであると考えられる。

公費と私費の負担区分については、昭和49年に都道府県教育長協議会から出された「学校教育にかかる公費負担適正化について」によって事例が示されている。それによると、「私費会計とすべき経費」として、学校を場として行われる教育活動に要する経費のうち、次のいずれかにあたる経費は児童・生徒の個人負担として、公費ではなく私費負担とするとされている。

- i 児童・生徒個人の所有物にかかる経費で、第一に学校、家庭のいずれにおいても使用できるもの、第二に学級、学年特定の集団の全員が個人用の教材・教具として使用するもの（教科書以外の個人用図書（義務教育以外は教科書も）、ノート、文房具、補助教材、学習用品など）。
- ii 教育活動の結果として、その教材・教具そのもの、又はそれから生ずる直接的利益が児童・生徒個人に還元されるものにかかる経費（学習教材、校外施設学習の食費、遠足・修学旅行費等）。

このような公費・私費の負担区分のより一層の適正化を図るために、県教育委員会は、平成15年3月12日に「県立高等学校運営経費の公費・私費の負担区分について（通知）」を各県立高等学校長あてに発出してている。ここでは、次の表のとおり県立高等学校運営経費の公費・私費の負担区分の基本的な考え方を規定している。

表 8 【県立高等学校運営経費の公費・私費の負担区分の基本的な考え方】

<p>(1) 公費負担とする経費</p> <p>ア 直接教育活動に係る経費 教科等の活動（国語、数学などの各教科、実験・実習等）及び教科外の活動（ホームルーム、体育的行事などの「特別活動」及び生徒指導、図書館活動などの「その他の活動」）に係る経費で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校で共用又は備え付けとするものに係る経費</li> <li>・ その他管理、指導に係る経費</li> </ul> <p>イ 閑節教育活動に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理運営活動（研修、教務の「校務活動」及び運営事務、施設設備管理などの「運営活動」）に係る経費</li> </ul> <p>ただし、教育研究団体等の負担金については、予算措置されたもの限り公費負担とする。</p> <p>(2) 私費負担とする経費</p> <p>ア 生徒個人の所有物に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒個人の所有物として学校、家庭のいずれにおいても使用するものに係</li> </ul>
---

<p>る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学級、学年、特定の集団の全員が個人用の教材・教具として使用するものに係る経費</li> <li>イ 教育活動の結果として、その教材・教具そのもの、又は、それから生ずる直接的利益が生徒個人に還元されるものに係る経費</li> <li>ウ 生徒会活動、部活動など、生徒が自発的に行う活動に係る経費</li> <li>エ 課外講習、適性検査など、希望する生徒を対象として実施するものに係る経費</li> <li>オ その他生徒の利便増進を図るためのものに係る経費</li> </ul>
---

出典：県立高等学校運営経費の公費・私費の負担区分について（通知）（平成15年3月12日 教育長）

また、県立高等学校運営経費の公費・私費の負担区分の具体例を次の表のとおり詳細に示している。





されているかどうかについて積極的に確かめるということはしていない。

なお、県教育委員会としては、前述のとおり各学校の学校徴収金の会計事務について点検を行うものではないが、学校徴収金に係る保護者の負担状況の推移や学校間の格差の状況を把握するために、毎年各県立学校から学校徴収金に係る予算書及び決算書を徴求している。

#### 【実施した監査手続】

- ・教育庁総務課担当者への質問
- ・県立高等学校の事務長への質問
- ・県立高等学校の学校徴収金に係る予算書及び決算書の閲覧
- ・その他関係書類の閲覧

私費会計については県の歳入歳出予算の執行ではなく、その決算についても、基本的に私的自治の原則に基づく適正な会計処理が行われることを基本とすることについて、外部監査の運用においても従来から認識されているところである。したがって、私費会計そのものに対する外部監査の結果として指摘事項を直接述べるものではない。しかし、教育現場である県立学校における私費会計の重要性を踏まえて、県立学校において教職員の所掌事務としての私費会計の管理・運用状況や県教育委員会による会計事務の統制のあり方等については、直接、外部監査の対象とすることができるとして、今回の外部監査を実施した。

#### 【指摘事項又は意見事項】（その1）

47 意見事項：県教育委員会による学校徴収金に係る会計事務の点検・指導のあり方について（総務課・高校教育課）

（要約）

県立学校の学校徴収金会計について、証憑簿点検や訪問調査等、県教育委員会として県立学校の学校徴収金会計の適正性を担保する統制を導入するよう要望する。

#### 【現状】

県立学校の学校徴収金会計について、会計事務が適正に行われているかどうかを県全

体として担保する仕組みがない。総務課は県立学校の予算・決算に係る報告書を毎年度徴求しているが、保護者の負担感が大きく増減していないかを確認する目的で行っているものであり、会計事務が適正に行われているかどうかを点検するものではない。

#### 【問題点及び改善策】

図10に示した学校徴収金の体系によると、学校徴収金は学校関係団体委託会計と受益者負担会計に分類される。このうち、P1Aや後援会等の学校関係団体委託会計については、私的自治の原則から、適正な会計処理のあり方については各学校に委ねるといって県教育委員会の方針について理解できる。

確かに、受益者負担金会計については、原則的には、校長の裁量の範囲であることは、認められる。しかし、校長の裁量の範囲の業務においても、次に述べるような不適切な会計処理が発覚したときに、校長だけの責任で処理されるものだけでは、考えられない。したがって、県立学校の事務を所掌する山梨県教育委員会が学校徴収金会計の適正性を担保する指導や助言を行うことが、必要になるものと考ええる。具体的には、不適切な支出として、本来、公費で支出すべき内容の取引や社会通念上望ましくない交際費等の支出、または不正な会計処理の発覚等が考えられる。このような学校現場における不適切な会計処理を、山梨県教育委員会が、場合によってはチェックすることを目的とした帳簿点検・指導などの実施を検討することが望まれる。

県としては、学校教育法第37条で「校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する」と規定されており、学校徴収金会計に係る事務は、山梨県立学校管理規則第15条に基づき校長が定める「校務分掌」に位置付けられた教職員の業務であると認識しているが、学校徴収金会計に係る事務は、校長の監督のもと校務分掌で定められた所属職員により行われるものであり、校長の裁量の範囲と考えられるため、教育委員会による統制は必要ないと考えていることを付記する。

#### 【指摘事項又は意見事項】（その2）

48 意見事項：多額の繰越金が発生している学校徴収金の事例について（総務課・高校教育課）

（要約）

繰越金残高が不必要に多い学校徴収金会計については、適正な繰越残高となるよう、県教育委員会が県立学校に対して適切な指導を行うよう要望する。

## 【現状】

令和元年度の県立高校の学校徴収金の決算書を閲覧したところ、下記のとおり、繰越金が多額に発生している事例が散見された。

単位：円

表 10 学校徴収金の繰越金

学校名	会社名	平成31年度末繰越金残高	令和元年度収入額 (前年度繰越金収入を除く)	令和元年度支出総額	令和元年度末繰越金残高	特記事項
並崎	教育振興費会計	3,241,079	7,921,026	7,857,653	3,304,452	
甲府西	PTA会計	2,340,832	4,612,547	5,159,682	1,793,697	生徒連立費の国際教育推進費が千円500千円に達して実績ゼロ
甲府南	クラブ後援会会計	7,273,463	8,420,052	8,738,936	6,954,559	
甲府東	PTA会計	1,772,689	5,878,037	5,238,131	2,412,595	
甲府東	教育振興会会計	1,472,833	8,191,977	6,178,706	3,486,104	
甲府工業	設備充実費会計	808,515	1,530,009	1,103,086	1,235,438	備品購入費、需用費の実績がゼロ
笛吹	PTA特別会計	5,657,888	10,797,886	10,869,804	5,585,970	
日川	体育・文化振興会会計	5,100,106	6,497,686	6,114,705	5,483,067	
日川	道路後援会	2,324,973	3,239,832	2,910,652	2,654,153	
吉田	PTA会計	2,079,494	10,386,253	8,350,708	4,095,039	生徒連立費の東外派遣費が6,864千円の手帳に達して実績が3,290千円
吉田	教育活動支援費	3,349,285	3,905,839	3,462,670	3,792,454	

(出典：各高校の学校徴収金に係る決算書をもとに監査人作成)

## 【問題点及び改善策】

学校徴収金のうち、受益者負担金会計については原則として残額は保護者に返金されるが、学校関係団体委託会計については残額を翌年度に繰り越すことが一般的である。しかし、私的自治の原則に委ねられる学校関係団体委託会計であっても、多額の繰越金が発生しているという事実は、学校関係団体が必要以上に保護者から金員を徴収しているということであり、保護者負担軽減の観点から問題である。また、毎年度一定の金員を徴収していたとしても、ある年度では使用額が少なかったため繰越金としてプールしておき、ある年度では使用額が多かったため繰越金を取り崩して使用するということがあり、公平性の点で問題となる。事務処理の手引においても、下記のとおり、PTA会

計事務の留意点として、特段使用目的のない繰越金を残しておくことは望ましくない旨規定されている。

## 【PTA会計事務の留意点の一部抜粋】

PTAの会員は毎年度変わるため、増加してしまった繰越金等を一時的に特別会計に繰り出し、特別の使用目的がないまま不測の事態に備えるという理由で基金的に管理することは、厳に慎まなければなりません。繰越金は次年度当初に必要な最小限の金額を繰り越すこととし、残額は返還することが最善と考えます。

出典：県立学校におけるPTA・積立金会計事務処理の手引(平成13年2月山梨県教育委員会)

多額の支出が明確に予定されていないにもかかわらず、年間予算規模に比して繰越金の残高が著しく多い場合は、当該学校関係団体会計の目的に沿わない支出の原因になったり横領等のリスクが高まると考えられる。

したがって、例えば、生徒の教育環境を改善するための設備・備品を購入するというた使途を明確に定めて予算化したり、近い将来使用する計画を立てられないようであれば、資金繰り上必要な金額を除き、合理的な割合等で返金したり、保護者負担を抑えるために今後の会費の徴収額を減額する等の対応を図ることで、適正な繰越残高を維持するよう努める必要があると考えられる。

教育庁総務課としても、各学校から毎年度決算書を入力している以上は、決算書を査閲した結果のフイードバックとして、各学校に対してそのような指導を行うよう要望する。

県としては、学校教育法第37条で「校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する」と規定されており、学校徴収金会計に係る事務は、山梨県立学校管理規則第15条に基づき校長が定める「校務分掌」に位置付けられた教職員の業務であると認識しているが、学校徴収金会計に係る事務は、校長の監督のもと校務分掌で定められた所属職員により行われるものであり、校長の裁量の範囲と考えられるため、教育委員会による統制は必要ないと考えていることを付記する。

【指摘事項又は意見事項】（その3）

49 意見事項：公費と私費の区分について懸念される事例について（総務課・高校教育課）

（要約）

本来公費で負担すべき支出を学校徴収金会計から支出していると懸念される事例を発見した場合には、県教育委員会は該当する支出について公費の適切な予算化を検討するとともに、県立学校に対して学校徴収金会計からの支出を改めるよう適切な指導を行うことを要望する。

【現状】

令和元年度の県立高校の学校徴収金の決算書を閲覧したところ、下記のとおり、本来公費で負担すべきと考えられる経費が、学校徴収金として保護者の追加的負担とされている事例が発見された。

表 11 学校徴収金として保護者の追加的負担とされている事例

学校名	会計名	問題となる事項
甲府西	教育振興会計	施設充実助成費に「クラブ・PT会」が計上されているが、「県立高等学校運営経費の公費・私費の負担区分について（通知）」によると、クラブ・PT会の土は公費負担経費として例示されている。
巨摩	第1学年PT会会費 第2学年PT会会費 第3学年PT会会費	通信連絡費に「担任電話代」というものが計上されているが、これは教員に係る経費と考えられる。
巨摩	後援会会計	教育相談対策費として「スクールカウンセラー謝金」が計上されているが、本来は公費で適切な予算を確保して支出すべきものであり、学校徴収金として保護者が追加的に負担すべきものではないと考えられる。
白根	教育振興会計	保護環境整備費として「スクールカウンセラー謝金」が計上されているが、本来は公費で適切な予算を確保して支出すべきものであり、学校徴収金として保護者が追加的に負担すべきものではないと考えられる。
田吹	教育振興会計	その他の経費（生徒厚生費）の中に「蓋検教師顧問外勤務」というものが計上されているが、本来は公費で適切な予算を確保して支出すべきものであり、学校徴収金として保護者が追加的に負担すべきものではないと考えられる。
塩山	第1学年部会費 第2学年部会費 第3学年部会費	通信費に「各種文書郵送料、電話連絡、家庭訪問等」というものが計上されているが、これは教員に係る経費と考えられる。

出典：各高校の学校徴収金に係る令和元年度決算書をもとに監査人作成

【問題点及び改善策】

公費と私費の負担区分については、事務処理の手引きや「県立高等学校運営経費の公費・私費の負担区分について（通知）」によって、考え方や留意点、具体例が示されているが、実際には負担区分の判断に迷う費用もあるものと考えられる。また、本来公費で負担すべき支出であっても、県の財政状況や手続的な問題で機動的な予算確保が難しい場合に、学校徴収金会計で教育活動に係る必要経費を賄うこともある。

実際、上記の白根高等学校のように、公費の「スクールカウンセラー」の補完的役割として、きめ細かい指導が出来るよう、保護者からの強い要望により学校独自で実施し

ているものも少なくない。

しかし、このような背景から、私費負担は容易に拡大してしまう傾向にあることから、公費と私費の負担区分については厳格に適用すべきであるとともに、負担区分の判断に迷う費用については、つまり、明確な根拠をもって私費負担であると判定することが難しい経費についてはすべて公費負担とすべきであると考えられる。

事務処理の手引においても、下記のとおり、公費と私費の負担区分を明確にすべき旨、特に、保護者負担への配慮の観点から、私費負担の範囲は限定的に解釈すべき旨が規定されている。

**表 12 【私費の徴収に当たっての留意点】**

- (2) 私費負担の原則は前述のとおりですが、私費の徴収にあたっては、次のような点にも十分注意することが必要です。
- ① いままで、「生徒に還元される」という考え方が、徐々に拡大解釈され、「間接的にでも還元されればよい」となり、私費負担を拡大させる一因であったと思われます。「受益者負担」や「生徒還元」については、極めて限定的に捉えることが重要です。
  - ② 郊外で行われる教科・教科外の活動に要する経費は、基本的に生徒の個人負担ですが、こうした活動のための経費であっても、教員にかかる経費については公費負担となりますので、生徒の個人負担に上乗せできません。

出典：県立学校における PTA・積立金会計事務処理の手引（平成 13 年 2 月山梨県教育委員会）

但し、下線は監査人

教育庁所管課としては、各学校に対して、公費と私費の区分について、事務処理の手引きや「県立高等学校運営経費の公費・私費の負担区分について（通知）」の趣旨に則って適切に実施されるように指導を行うよう要望する。

**【指摘事項又は意見事項】（その 4）**

**50 意見事項：適切な監査の実施について懸念される事例について（総務課・高校教育課）**

（要約）

学校徴収金会計における私的自治の原則を前提とすると、学校徴収金会計に係る内部での監事監査等が適切に実施されていないことは重要な問題であるため、そのような事例を発見した場合には県教育委員会は県立学校に対して適切な監査が実施されるよう

指導することを要望する。

**【現状】**

県立学校の学校徴収金に係る決算書を閲覧したところ、監査の終了日が、会計年度終了日である 3 月 31 日以前の日付となっていた事例が散見された。例えば、韮崎高等学校の令和元年度の生徒会会計については、会計監査の日付が令和 2 年 2 月 28 日となっていた。

これに関して、県は、総務課が毎年度決算書を入手している理由は、保護者の負担感が大きく増減していないかを確認することが目的であり、会計事務が適正に行われているかを点検するものではないため、また、監査報告については、各学校で定めている規定に基づき、校長の監督により実施されるものであるためという回答をいただいていることを付記しておく。

表 13 【韭崎高等学校生徒会計の事例】

令和1年度 生徒会計 決算書					(単位:円)
一般生徒会費					
<収入の部>					
項目	予算	決算	収入未済額	備考	
生徒会費	6,210,000	6,200,800	▲9,200	9,000円×687人、8800×2人	
<支出の部>					
項目	予算	決算	予算残額	支出合計に対する割合	
① 総務費	2,010,188	2,007,116	3,072	29.8%	

上記の通り、生徒会計が支出されたことを報告します。

令和2年 2月26日 会計報告者 ○○○○○○(記名)

会計監査の結果、支出項目が適確であり、計数処理が正確であると認めます。

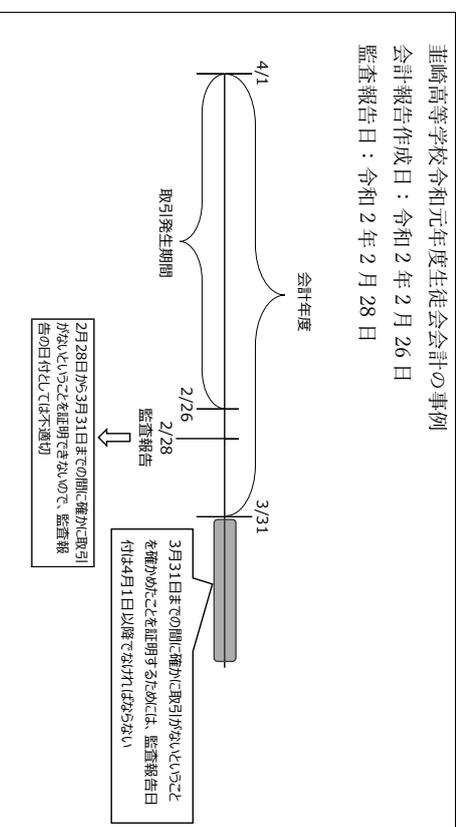
令和2年 2月28日 会計監査委員 ○○ ○ (署名押印)  
会計監査委員 ○○ ○○ 印 (署名押印)

出典：韭崎高等学校「令和1年度生徒会計決算書」をもとに監査人作成

【問題点及び改善策】

韭崎高等学校の令和元年度の生徒会計の事例については、会計監査の日付が令和2年2月28日となっているが、仮に2月28日以降の収支が発生していなかったとしても、2月28日から3月31日までに収支が発生していないことを確かめていなければ、監査上不備があると言わざるを得ない。例えば、収支が発生する会計上の取引は事実上2月中に終了することが予定されていることから、証拠突合等の実質的な監査手続は2月末までに完了させていたとしても、その後の収支が発生していないことを会計年度終了日以降に、監査実施者は、関係資料の閲覧や会計担当者への質問により確認した上で監査報告の日付を確定させることが必要である。

表 14 【会計年度と監査報告日付の関係について】



学校徴収金会計、その中でも特に学校関係団体委託会計における私的自治の原則を前提とすると、学校関係団体内部において監事監査等が適切に実施されていないことは重要な問題となり得る。

教育庁所管課としては、会計年度終了日より前の日付の監査報告が付された決算書が学校から提出された場合に限らず、監査の適切な実施について懸念される事例を発見した場合には、適切な監査のあり方について学校に対して指導するよう要望する。

なお、県としては、学校教育法第37条で「校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する」と規定されており、学校徴収金会計に係る事務は、山梨県立学校管理規則第15条に基づき校長が定める「校務分掌」に位置付けられた教職員の業務であると認識しているが、学校徴収金会計に係る事務は、校長の監督のもと校務分掌で定められた所属職員により行われるものであり、校長の裁量の範囲と考えられるため、教育委員会による統制は必要ないと考えていることを付記する。

【指摘事項又は意見事項】(その5)

51 意見事項：学校徴収金に係る会計単位の簡素化を検討すべきと考えられる事例について(総務課・高校教育課)

(要約)

学校徴収金に係る会計単位を不必要に多く設定し、それぞれの会計単位で保護者から会費を徴収することは、保護者負担軽減の観点から望ましくないと、県教育委員会は県立学校に対して、必要性に疑義のある学校徴収金会計を整理するよう指導することを要望する。

【現状】

各学校の学校徴収金に係る決算書を開覧したところ、特別会計を敢えて別に設けて保護者から負担金を徴収する必要性に疑義のある会計が発見された。

白根高等学校教育振興会の事例については、保護者から徴収した会費の大部分は生徒会費に流れていることから、教育振興会を過ぎずに生徒会の会費として徴収すればよい。また、甲府西高等学校教育振興会及び教育振興会積立金特別会計の事例については、積立金名目で保護者から徴収した資金を教育振興会の会費収入として計上しており、特別会計を敢えて別に設けて区分会計している意義に乏しいと考えられる。

表 15 【白根高等学校教育振興会の事例】

科目	決算額	摘要	監査人の意見
収入の部	2,050,000	5,000円×410名	会費の徴収は不要と考えられる
会費	789,000	同窓会補助成金	同窓会はPTA会計等に吸収すればよいと考えられる
同窓会助成金	1,508,281	前年度の繰越	PTA会計等に移管すればよいと考えられる
繰越金	20	預金利息	
雑収入	収入合計	4,347,301	
支出の部	107,218	印刷費・送料及び管理代等	PTA会計等で負担すればよいと考えられる
教育振興会運営費	340,711	各種情報誌の購入(図書室)	PTA会計等で負担すればよいと考えられる
図書情報誌	1,470,000	生徒会助成金	保護者から任意会費として徴収すればよい
生徒会活動補助費	253,641	Zク・Lカクソテラ一割金	本来公費で負担すべきものと考えられる
保健環境整備費	140,000	英語電子辞書貸与金	PTA会計等で負担すればよいと考えられる
国際理解教育費	予備費	0	
予備費	支出合計	2,311,570	
残額	2,035,731	令和2年度に繰越	

単位：円  
出典：「令和元年度白根高等学校教育振興会決算書」をもとに監査人作成

表 16 【甲府西高等学校教育振興会会計、教育振興会積立金会計の事例】

科目	決算額	摘要	監査人の意見
収入の部	3,000円×221人(1年)		積立金名目で徴収している資金が教育振興会会計の収入として処理されている。会計処理して不適切に考えられる。
会費	1,801,000	1,000円×473人(2-3年)	
同窓会寄付金	1,000,000	積立金3,000円×221人(1年)	
繰越金	1,288,882	2016年度1年次積立金含む	積立金名目で徴収している資金が教育振興会会計の繰越金に含まれている。会計処理して不適切に考えられる。
雑収入	3,594	預金利子等	
雑収入	収入合計	4,083,476	
支出の部	820,066	士農漁業手当 修習員記念品	
学力向上助成費	319,000	ラフ外用土	本来公費で負担すべきものと考えられる
施設充実助成費	995,663	学校自動車維持管理費	ラフ(修繕)会費として保護者から徴収すればよい摘要が記載されている。積立金特別会計の必要性が不明。
運営費	723,000	ラフ(後援)会費	
繰り出し金	187,440	予備費	
予備費	支出合計	3,045,171	
残額	1,048,305	令和2年度に繰越	

科目	決算額	摘要	監査人の意見
収入の部	12,001,655		積立金名目で徴収した資金が教育振興会会計の収入として処理されている。また、積立金の使途が決算書上明確にされていない。積立金特別会計の必要性が不明。
同窓会助成金	1,022		
繰越金	合計額	12,002,677	

単位：円  
出典：甲府西高等学校「2019年度教育振興会歳入歳出決算書」及び「教育振興会積立金特別会計決算書」をもとに監査人作成

【問題点及び改善策】

一般的に会計単位が増えると、事務ミスのリスクや不祥事のリスクが高まる。そして、そのようなリスクを低減するためのチェックや監査を実施する手間も増えることになる。また、それぞれの会計単位で精度の高い予算を設定することは難いため、実際に必要な資金より多めに保護者から会費を徴収することになりがちであり、結果として、保護者負担の増加につながることになりかねない。

事務処理の手引においても、学校徴収金会計に係る事務処理の留意事項として「同一目的の収支は、一会計として統一すること」及び「各会計間の繰入・繰出は、原則として行わないこと」が規定されているほか、下記のとおり、特別会計の設定は必要最小限にとどめるべきである旨が規定されている。

一般会計と分離して会計処理する必要がある場合は、總會の承認を経て特別会計を設けますが、特別会計を増やすと複雑になり、中身がわかりにくくなりますので、必要最小限にとどめるべきです。

出典：県立学校における PTA・積立金会計事務処理の手引（平成 13 年 2 月山梨県教育委員会）

白根高等学校教育振興会の事例については、会費の多くは生徒会活動補助費として生徒会会計に流れているため、生徒会の会費として徴収すればよい。また、教育振興会の他の経費については同窓会助成金で賄えると考えられるため、教育振興会の会費の徴収は不要と考えられる。

また、甲府西高等学校教育振興会会計、教育振興会積立金会計の事例については、教育振興会積立金名目で徴収している資金を、教育振興会会計の会費収入として計上しており、特別会計の区分が曖昧になっている。また、積立金の使途が不明確でもあることから、教育振興会積立金会計を廃止して教育振興会会計に一本化することが考えられる。教育庁所管課としては、学校徴収金に係る会計の体系が必要最小限の簡素なものとなるよう、事務処理の手引の周知徹底を行うことを要望する。

#### (4) いじめ対策について

##### 【事業の概要】

いじめ等によって、子供の生命や心身に重大な危険が生じることが近年ますます増加していることから、いじめの防止等のための対策として、国は、国や地方公共団体及び学校等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定することを定めた「いじめ防止対策推進法」を制定し、同法は平成 25 年 9 月に施行された。

同法に基づき、国は、平成 25 年 10 月、「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、山梨県においても、平成 26 年 3 月、「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、それまでのいじめ防止等の対策の取組に加え、いじめ防止等を総合的かつ効果的に推進することとされた。その後、同方針は、平成 30 年 9 月に改定され、運用されている。

その中では、県が実施すべき基本的施策として、①いじめの未然防止のための対策、②いじめの早期発見のための対策、③関係機関等との連携、④教職員の資質向上、⑤相談支援体制の充実、⑥いじめの防止等のための対策の調査研究等の推進、⑦インターネット上のいじめへの対策、⑧啓発活動等の実施、⑨学校評価・教職員評価への指導・助言、⑩学校運営改善の支援が掲げられている。

また、学校が実施すべき施策としては、①いじめ防止基本方針の策定、②学校におけるいじめの防止等の対策のための組織、③学校におけるいじめの防止等に関する措置が掲げられている。

##### 【実施した監査手続】

- ・関係資料の閲覧、検計
- ・県教育委員会職員に対する質疑（高校教育課）
- ・各学校のホームページ等の閲覧

##### 【指摘事項又は意見事項】（その 1）

52 意見事項：教職員の資質向上のため各学校において実施される教職員に対する研修などについて、実施状況を把握するよう求める。（高校教育課）

##### 【現状】

県としては、上記基本方針の中で、いじめの防止等の対策の一つとして「教職員の資

質向上」を掲げ、山梨県教育委員会としては、年2回開催される校長会や教頭会のほか、生徒指導担当教諭への研修会、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの研修会、養護教諭が集合する会議などにおいて、いじめ対策、不登校生徒への対応、自殺防止、人権教育、性の多様化への対応、道徳教育などについて周知をして、これらの諸問題についての対応方策の指導を行っている。

しかし、これらの課題についての教職員に対する研修は、各学校の実施に委ねており、具体的な研修内容や参加者などの実施状況は、全体として把握をしていない。

#### 【問題点及び改善策】

全国的に大きな問題となった個別のいじめ問題は、現場の教師（クラスの担任や、部活動の指導顧問など）の問題意識の鈍さや初動のまずさが事態を悪化させ、重大事例となっていることがしばしば見られるところであり、生徒に一番身近に接している教師の資質の向上を図らなければ、いじめの予防やいじめが起こった後の適切な対応が困難となる。

そこで、全ての教職員が、いじめ対策について、正しい知識と対応方法を習得するよう、山梨県教育委員会において、各学校における教職員に対する研修などの実施状況を把握し、適切な研修等がなされているかを検証して、不十分な場合には改善を求めるなどの取組をしていくよう要望する。

#### 【指摘事項又は意見事項】（その2）

53 意見事項：いじめに関する相談や通報を受け付けるための相談窓口の周知方法を多様化することを要望する。（高校教育課）

#### 【現状】

県としては、いじめの防止等の対策の一つとして「いじめの早期発見のための対策」を掲げ、具体的な取組として、いじめに関する相談や通報を受け付けるための電話等の相談窓口について、広く周知することとされている。

県では、相談窓口として、山梨県総合教育センターにおいて「いじめ・不登校ホットライン」を設けて、児童生徒からの相談を24時間体制で受け付けており、その周知は、各学校におけるチラシの掲示や、全高校1年生への相談カードの配付、ホームページ上への掲載などの方法で行っている。

これらにより、相談件数は相当数に上っており、いじめ予防等において、一定の成果

が得られていると考えられる。

#### 【問題点及び改善策】

いじめ問題は、発生から初期の段階での対応が重要であるが、いじめが発覚する端緒としては、アンケート調査が大きな割合を占めているが、アンケートは実施方法（場所、調査項目、記名・無記名の別など）によっては、いじめの被害を受けている者が実態を申告することが難しい場合もあり、自然に相談できる環境を整えることが必要である。各学校により策定されている「いじめ防止基本方針」は、各学校ホームページに掲載されているが、その内容としては、学校の取り組み組むべき施策の内容等が主なものとなっており、いじめについて生徒や保護者がどのように相談したらよいかという相談窓口や方法は若干わかりにくいものになっている。

そこで、各学校のホームページに、いじめの相談窓口を掲載したり、「いじめ防止基本方針」に、いじめを経験したり、発見した場合の相談方法等について記載するなど、いじめの発見の契機を増やすよう努めることを要望する。

なお、各学校ホームページに、いじめ防止基本方針が掲載されていない、あるいは、今後掲載するとされている学校があることから、早期に掲載することを要望する。

#### 【指摘事項又は意見事項】（その3）

54 意見事項：いじめにつながる可能性のあるインターネット上の不適切なサイトや書き込みの実態把握に向けた検討を進めることを要望する。（高校教育課）

#### 【現状】

県としては、いじめの防止等の対策の一つとして「インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対策」を掲げ、具体的な取組として、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る、とされている。

県では、携帯電話会社や警察署などと連携して、生徒に対して、インターネットや携帯電話の利用方法の研修を行うなどしており、一定の成果が出ているものと考えられるが、基本方針に掲げられた、不適切なサイトや書き込み等の実態把握を実施するには至っていない。

**【問題点及び改善策】**

インターネット上のいじめは、当事者以外の者や学校関係者には発覚しづらい反面、深刻ないじめ被害を生じさせるおそれ大きい。  
 近年、いわゆる学校の「裏サイト」などと呼ばれるサイトが開設され、その中で特定の者がいじめに遭うケースも見られ、このような類型のいじめは未然に防止する必要性が高い。  
 実態把握の方法や態勢、人員の配置、備品の整備など、実施する上での課題は多いが、実現に向けた検討を進めていくことを要望する。

(5) **教職員の不祥事対策について**

**【事業の概要】**

近年、教職員の不祥事が一定数発生する中で、これらの行為は、県民に対する信頼を毀損するものであるばかりか、生徒や保護者に対して、学校や教育内容への不安を生じさせるものであることから、発生してはならないものである。  
 特に、生徒に対する暴力、セクハラ行為等は、生徒に対する計り知れない精神的、肉体的損害を直接的に与えるものであることから、絶対に防がなければならない。  
 過去3ヶ年度の各高等学校の教職員の不祥事(懲戒処分を受けたケース)の状況は以下のとおりであり、盗撮行為や交通違反行為、個人情報の管理が不十分であったことなど不祥事が相次いでいる。

表 17 **【過去3ヶ年度の各高等学校の教職員に対する懲戒処分の状況】**

年度	学校数	懲戒処分の件数	対象行為の内容	処分内容
平成 29	31	3	①生徒へのセクハラ行為 ②生徒への体罰 ③盗撮(学校外)	①停職6月 ②戒告 ③懲戒免職
平成 30	31	3	①個人情報の不適切管理 ②個人情報・公金の不適切管理 ③生徒への不適切行為	①戒告 ②戒告 ③停職6月
令和元	31	3	①盗撮(学校外) ②酒気帯び運転 ③信用失墜行為	①懲戒免職 ②懲戒免職 ③減給

**【実施した監査手続】**

- ・関係資料の閲覧、検討
- ・県教育委員会職員に対する質疑(総務課、高校教育課)

**【指摘事項又は意見事項】（その1）**

55 意見事項：各高等学校での研修について、山梨県教育委員会において、実施状況・実績などの確認をすべきである。（高校教育課）

**【現状】**

山梨県教育委員会においては、教職員の服務規律の確保等を目的として、各高等学校に対し、毎年度当初に、教職員対象の研修の場を設けるよう要請し、当該年度の研修等実施計画等の報告を受けている。

そして、年2回程度開催される校長会や教頭会、校長、教頭、生徒指導主事を対象とした研修会などにおいて、各学校における服務規律の確保を徹底するよう要請している。しかし、年度終了後に、各学校から研修の実施の有無、実績等の報告は受けておらず、教職員に対する服務規律の確保に関する取組の検証ができない状況となっている。

**【問題点及び改善策】**

服務規律の違背の問題を起こすのは個々の教職員であることから、県としての服務規律に関する方針を全ての教職員に理解させる必要がある。そこで、各学校において、教職員に対し、具体的にどのような研修、指導等を実施するかが重要である。

そこで、実施状況（計画された研修等の実施の有無、講師・説明者、使用した資料・教材、参加人数など）を把握し、不十分な態勢であれば山梨県教育委員会において指導することが必要である。

特に、例えば、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント問題については、法律上、事業者（公共団体も含む）に研修などの努力義務が課されていることから、実績の把握を通じて、適切に研修が行われているかを確認することが重要である。

そこで、研修計画に基づいた実績報告を求め、必要に応じて、研修の内容等について各学校に指導する態勢を整えるよう要望する。

**【指摘事項又は意見事項】（その2）**

56 意見事項：懲戒処分等に当たった時の手続の拡充を図り、規程等を整備すべきである。（総務課）

**【現状】**

教職員において不祥事があつた場合の懲戒処分は、地方公務員法第29条に基づき、山梨県職員の懲戒に関する条例に定められた手続に従ってなされている。

同条例3条においては、懲戒の手続として、「書面又は辞令書を当該職員に交付して行うとともにその処分した旨を山梨県人事委員会に通知しなければならない。」とするだけであつて、予め告知・聴聞の機会を与えるべき旨の規定はない。

もっとも、山梨県教育委員会においては、教職員の分限、懲戒処分に関して審査するために「教育委員会職員分限懲戒審査会」を設置しており、予め山梨県教育委員会の担当職員が、分限・懲戒処分対象者から、処分についての意見などを聴取した上で、上記審査会に報告し、審査会においてそれに基づき事由並びに種類及び量定について審査するという手続が採られており、実質的には、告知・聴聞の機会を確保しているといえる。

**【問題点及び改善策】**

地方公務法には、告知・聴聞の機会を設けるべき規定はなく、裁判例においても、事前の告知・聴聞の機会を欠くことが直ちに違法なものとして、処分が無効なものとしたものはない。

しかしながら、最近の高等裁判所レベルでの判断では、「事実の認定に影響を及ぼし、ひいては処分の内容に影響を及ぼす相当程度の可能性があるとき」には、告知・聴聞の機会を与えないでした処分は違法としたもの（高松高裁平成23年5月10日判決）や、「懲戒処分のような不利益処分、なにかんずく免職処分をする場合には、（中略）弁明の機会について例外なく保障することが必要である」としたもの（福岡高裁平成18年11月9日）、「当該懲戒処分が科される公務員に対して、少なくとも実質的に告知・聴聞の機会を与えて、実体上の権利保護に欠けることのないようにすることが必要である」としたもの（東京高裁令和元年10月30日判決）もあり、実質的には、公務員の懲戒処分においても告知・聴聞の機会を設けることはほぼ不可欠なものと解されている。また、後に処分の当否が争われることに備えて、当該手続を採っておくことが望ましい。

そこで、今後、教職員の懲戒処分を行う際には、対象の教職員に対し、告知・聴聞の機会を設けることはもちろんのこと、当該手続を規程等により明記するなどとして、手続に遺漏がないよう努めるよう要望する。

(6) 暴力行為等の問題行動に対する対策

【事業の概要】

山梨県教育委員会においては、各高等学校における生徒の問題行動（暴力行為等）が発生した場合の対応としては、学校ごとに対処マニュアルを整備して、それに基づいて対応をすることとしている。

その中で、生徒の問題行動について、重大なものについては、山梨県立学校処務規程第4条第6号に基づき、教育長へ報告することとなっており、器物損壊被害があった場合は、山梨県立学校管理規則第19条により、教育長に報告することとなっている。

山梨県内の高等学校における過去3ヶ年度の暴力行為等の発生状況は以下のとおりである。

表 18 【過去3ヶ年度の高等学校における問題行動の発生状況】

年度	学校数	発生学校数			発生件数	加害生徒数
		学校管理下	管理下以外	学校管理下以外		
平成29	31	学校管理下	8		14	20
		管理下以外	4		5	
平成30	31	学校管理下	15		25	22
		管理下以外	2		2	
		学校管理下		13	29	
令和元	31	学校管理下			2	27
		管理下以外	2		2	

（出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から）

また、上記の山梨県内の高等学校における過去3ヶ年度の暴力行為等のうち、暴力行為の形態ごとの発生件数は以下のとおりである。

表 19 【過去3ヶ年度の高等学校における器物損壊の発生状況】

年度	対教師暴力	生徒間暴力	対人暴力	器物損壊	計
平成29年	0	15	3	1	19

平成30年	1	19	0	7	27
令和元年	1	21	2	7	31

（出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から）

【実施した監査手続】

- ・関係資料の閲覧、検討
- ・山梨県教育委員会職員に対する質疑（総務課、高校教育課）

【指摘事項又は意見事項】（その1）

57 意見事項：学校において問題行動が発生した場合で、器物損壊などが生じたときは、本人あるいは保護者に対し、可能な限り損害賠償請求（民法709条）を行うことを検討すべきである。（高校教育課）

【現状】

過去3ヶ年度において、問題行動のうち、器物損壊は計15件発生しているが、本人あるいは保護者に対し、損害の賠償を求めているケースはない。

【問題点及び改善策】

器物損壊があった場合は、学校の設備、備品等に物的損害が生じたことになり、所有者としての県は、損害賠償請求（民法第709条）が可能となる。

そこで、適切な公物の管理の観点からも、生徒（本人以外の生徒も含む）に対する規範意識の定着を図る観点でも、損害賠償請求をするべきである。

なお、未成年者において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、賠償の責任を負わないが（民法第712条）、判例上、およそ満12歳未満が責任能力は認められないとされていることから、高校生であれば同条は適用されず、本人が不法行為損害賠償責任を負うことがほとんどであると思われる。もつとも、この場合、度々問題行動を起こすなどして、保護者の管理監督が不十分であるといえる場合は、保護者に対する賠償請求が可能となる。

そこで、各学校の判断に任せることなく、山梨県教育委員会において、各事例について詳細に検討し、できるだけ損害の回復がなされるよう、損害賠償請求について検討するよう要望する。

【指摘事項又は意見事項】（その2）

58 意見事項：学校において問題行動が発生した場合で、対教師暴力により教師に肉体的・精神的な損害が生じた場合は、個別に内容を検証して、適切な対応をしていくことを検討すべきである。（高校教育課）

【現状】

山梨県立学校処務規程第4条によれば、「勤務に重大な影響を及ぼす職員の事故」があった場合（同条第5号）に、各学校は、山梨県教育委員会に報告することになっている。  
この「勤務に重大な影響を及ぼす」との程度の場合に報告を要する場合は、文部科学省調査の「暴力行為」と異なっていることから、必ずしも全ての対教師暴力について報告がされる訳ではない。

【問題点及び改善策】

暴力行為等問題行動が発生した場合、それが対教師暴力であれば、教師に対する職場の安全配慮義務（学校の設置者が教職員の生命・身体の安全を確保するよう配慮する義務）違反として、県が教師から責任を問われる可能性がある。  
また、当初の対応方法のあり方が、その後の問題解決において、重大な影響を及ぼすこともあり、各学校の判断だけで対応することは問題がある。  
したがって、対教師暴力が発生した場合は、各学校は山梨県教育委員会への報告を要することとし、山梨県教育委員会において、各学校に適切な対応をするよう指導していくべきである。  
具体的には、暴力の内容の把握し、教師を医療機関に受診をさせたりするほか、精神的なダメージの有無を確認して、必要に応じて継続的な支援を行うといった対応について検討するよう要望する。

(7) 修学奨励金の貸付状況と債権管理

【事業の概要】

山梨県では、山梨県内に所在する高等学校の定時制の課程及び通信制の課程に在学している生徒であって経済的理由により修学が困難な者に対し、修学を促進するため、「山梨県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例」を定め、一定の要件を満たす者に対し、修学奨励金を貸し付けている。

直近3ヶ年度における貸付実績は、次のとおりである。

年度	貸付者数	貸付金額	内訳	
			定時制	通信制
平成29年度	20名	3,528,000円	2,352,000円	1,176,000円
平成30年度	21名	3,528,000円	2,856,000円	672,000円
令和元年度	20名	3,360,000円	3,192,000円	168,000円

同修学奨励金は、定時制課程等を卒業したときは、返還が免除されるため（同条例9条1号）、奨励金の貸付を受けた生徒が定時制課程等を卒業した場合は、基本的には、返還の滞納の問題は起こらない。

しかし、退学するなどして貸付の廃止（同条例第6条）を受けた場合は、廃止された月の翌月から6ヶ月後から、貸付を受けた期間内に、既に貸付を受けた修学奨励金を返還しなければならぬこととなる（同条例第7条）。

【実施した監査手続】

- ・ 関係資料の閲覧、検討
- ・ 山梨県教育委員会職員に対する質疑（高校教育課）

【指摘事項又は意見事項】（その1）

59 指摘事項：過去の滞納分について、法的措置を含む適切な対応が必要である。（高校教育課）

【現状】

修学奨励金の過去の滞納分の状況は以下のとおりである。

滞納者の概要					
滞納発生年度	貸付総額	うち滞納額	現住所	最終支払日	連帯保証人
1 平成4年度	180,000円	89,000円	甲府市	平成28年6月	あり
2 平成4年度	84,000円	74,000円	富士吉田市	なし	あり
3 平成4年度	72,000円	72,000円	千葉県	なし	あり
4 平成4年度	84,000円	84,000円	上野原市	なし	あり
5 平成4年度	84,000円	84,000円	山口県	なし	破産開始決定済
6 平成4年度	252,000円	224,000円	東京都	不明	あり
7 平成5、6年度	96,000円	32,000円	甲斐市	平成26年7月	あり
8 平成20年度	168,000円	52,000円	甲府市	不明	あり
合計	1,020,000円	711,000円			

上記滞納者の概要に記載の滞納者に対しては、現在、いずれも支払督促、訴訟などの法的措置を採っていない。

また、既に破産開始決定を受けている者もいるが、その場合、不納欠損処理をすべきである。

**【問題点及び改善策】**

修学奨励金の貸付債権は、県の有する債権ではあるが、地方自治体の有する債権の分類としては、地方自治法第231条の3第1項の公債権と、当事者間の合意によって生じる私債権とがある。

公債権は、滞納処分による強制徴収ができる債権（地方自治法第231条の3第3項）と個別の法令に根拠がなければ強制徴収ができない債権があるが、いずれにしても、修学奨励金貸付債権は、当事者間の合意によって生じる私債権であると解される。

したがって、催告のみによって時効の完成猶子の効力は生じず、時効期間は5年もしくは10年とされ（民法第166条1項（改正前民法では10年））、時効の効力を生じさせるためには援用が必要とされ、履行遅滞の際の遅延損害金は契約に定めのない限り、法定利率の3%となる（民法第404条2項（改正前民法では5%））。

現在、山梨県においては、私債権の回収・処理については、山梨県出納局の作成した「山梨県債権回収及び処理マニュアル」（平成24年3月施行（平成31年3月一部改正））のうち、「私法上の債権・強制徴収不可能な公法上の債権」の章に規定された方法に基づいて、処理がされることになっている。

そして、同章においては、督促、催告、交渉などのようでも弁済等がない場合は、法的措置を採ることとしている。また、徴収できなくなった債権については、不納欠損処理をすることとされている。

しかしながら、上記滞納者リスト記載の者のいずれも、支払督促、訴訟などの法的措

置を採っておらず、催告のみでは時効中断の効力は生じないため、民法に規定された時効完成の猶予措置（民法第147条）を採らなければ、時刻により債権が消滅する可能性があり、上記滞納者のうち、既に時効期間が経過していると思われる者が、少なくとも6名はおり、援用がなされれば時効により債権は消滅する。

また、既に破産開始決定を受けている1名については、免責（破産法第253条1項）により債権の徴収は不可能となっていることから、速やかに不納欠損処理を行うべきである。なお、不納欠損処理を行う場合は、当該債権について、歳入としての納入義務が消滅しているかどうかを確認し、消滅していない場合は、法律上、債権を消滅させるなど（地方自治法240条3項、同法施行令171条の7参照）した上で、山梨県財務規則（同規則55条参照）などの規定に基づいて処理することとなる。

**【指摘事項又は意見事項】（その2）**

60 **意見事項：連帯保証人に対し、貸付（予定）金額を明示すること（高校教育課）**

**【現状】**

現在、修学奨励金の貸付申込み時に、貸付希望者から誓約書の提出を受け、その中で、連帯保証人2名の署名、捺印を求めているが、当該誓約書には、貸付（予定）金額の明示はない。

また、一度、誓約書の提出があった者については、翌年度以降にも貸付を希望する場合には、再度、連帯保証人から誓約書を取っていない。

したがって、連帯保証人においては、貸付金額が最終的にどのくらいになるのか（想定される最大金額は、14,000円×12ヶ月×4年＝672,000円）が想定できないおそれがある。

**【問題点及び改善策】**

連帯保証人に対しても、貸付（予定）金額を理解させることにより、結果として返済を促すことになり、債務者本人の返済がない場合に、円滑な連帯保証債務の返済が期待でき、督促時の無用な争い（保証否認など）を防ぐことができる。

しかも、民法の債権関係分野の改正がなされ（平成29年6月公布）、保証人が個人である根保証契約一般について、極度額を定めなければ保証契約の効力が生じないこととされ（民法第465条の2第2項）、保証人に過重な責任が生じることを防止するための措置が講じられている。

修学奨励金については、貸付金の返済を要することになった場合は、新たに「修学奨励金借用証書」の提出を受け、別途、連帯保証人の署名・捺印を取ることとされており、誓約書自体は、保証に係る契約書ではなく、直接、上記民法の規定により極度額を定めなければならないものではないが、保証人に過重な責任が生じ、不測の損害が生じることとを防ぐという改正民法の趣旨からしても、誓約書の提出時点で、本人の貸付（予定）金額あるいは、返済額の想定される最大金額を明示することが望ましい。

## (8) 教職員の勤務時間の管理について

### 1) 多忙化改善関連

#### 【事業の概要】

教職員の多忙化改善は、県の教育改革における施策として喫緊の課題の一つと言える。県は「教員の多忙化改善への取組状況」を公開し、改善計画の実施状況を分析している。

「改善計画」の達成状況を毎年検証し、会議の効率化や部活動の負担軽減といった改善状況をまとめて、教職員の勤務時間の縮減の状況を公表している。

担当課となる総務課においても、実際の時間外勤務時間（仕事持ち帰り含む）の正確な把握と精緻な分析をするべく改革を進めている。学校横断的な把握管理ができるのは担当課のみであり、引き続き、横断的な観点で勤務時間等の実態の適切な把握と改善に取り組むことが望まれる。

この点、令和2年度からの取組として、学校ごとに教職員の実残業時間を3ヶ月毎に報告させている。このデータを有効に利用し的確な分析をして多忙化の改善に資することが期待される。

なお、「改善計画」によれば、「外部指導者の活用」「地域人材の活用」の割合はこの3年で伸びていない。目的達成が困難な状況であれば、部活動の指導や事務作業について積極的に外部人材の活用を図ることが望まれる。

また、これまで学校における教職員の実労働時間の実態把握が困難であった理由の一つが調整手段にあると考える。

山梨県では原則として教職員の時間外勤務は認めず、時間外勤務は一定の事情の場合のみ認めている。そして、教職員については超過勤務手当が実勤務時間に比例でなく、基本給に一定率（4%）を乗じた調整手当として支給している（山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例）。実労働時間が給与に反映しない実情が、実労働時間の管理のずさんになりがちな一因であったと考えられる。

なお、この手当の率が現状の勤務実態に即して妥当か、またその支給方法が公平といえるのか、実労働時間が手当に反映されない仕組みが合理的なのかといった点は、同一労働同一賃金の考え方が進んでいくであろう今後担当課の検討事項の一つと捉えて、条例改正への働きかけも含めて検討する余地があると考ええる。

【指摘事項又は意見事項】

61 意見事項：有給休暇の取得状況に関して（総務課・高校教育課）

【現状、問題点及び改善事項】

教職員の多忙化改善に関して、主に勤務時間縮減に関する取組は上記のとおりであるが、県では「過重労働による健康障害防止のための対策実施要領」において、時間外勤務の縮減と並んで、年次有給休暇取得推進を図る旨を規定している。

有給休暇取得の取得推進に関しては、今回の監査で実施した各学校へのアンケート調査の結果をまとめると、次の通りとなる。

有給休暇取得率の全国平均がおよそ 50%程度であることから、有給休暇の取得率 50%以下の教職員を仮に「有給休暇の取得が十分でない教職員」と定義すると、その割合の高い順で高等学校別に並べたものが下記の表である。（対象：データを入手した普通高校 28 校。定時制および支援学校は含まない）

表 20 学校別 有給休暇取得率

高等学校（定時制除く）	在籍教職員数	有給休暇取得率50%以下の教職員人数	有給休暇の取得率が十分でない教職員の割合
上野原高校	37	37	100.0%
茨城高校	63	62	98.41%
甲府東高校	47	44	93.62%
北杜高校	89	54	91.53%
韭崎高校	48	39	81.25%
鹿野工業高校	61	49	80.33%
塩山高校	46	33	71.74%
新藤高校	40	30	65.22%
巨摩高校	45	28	62.22%
市川高校	36	19	52.78%
日川高校	46	24	52.17%
甲府昭和高校	48	25	52.08%
甲府第一高校	54	28	51.85%
甲府西高校	50	28	50.0%
甲府工業高校	66	33	50.0%
吉田高校	52	26	50.0%
山梨高校	38	17	44.74%
富士高校	75	33	44.00%
富士河口湖高校	41	18	43.90%
白根高校	31	13	41.94%
身延高校	27	11	40.74%
峡南高校	40	12	30.00%
甲府晴高校	97	20	29.85%
富士北陵高校	52	15	28.85%
城北女子短期	65	14	21.54%
晴穂商業高校	29	5	17.24%
ひばりか丘高校	27	1	3.70%
中央高校	63	1	1.59%
全体	1,363	719	52.75%

同じ普通高校でも、取得率について学校ごとにバラつきがある状況といえる。

働き方改革関連法により、民間企業においては平成 31 年 4 月より一定以上の有給休暇取得が義務化されており、政府の目標として 2020 年には有給休暇取得率を 70%まで引き上げる事を目標に掲げている。（厚生労働省「仕事と生活の調和推進のための行動指針」）

学校の教職員については一般的な 36 協定の対象にならず、この法律が適用される訳ではない。ただし、現状の民間企業においてもその改革が途半ばである状況において、このような国の政策について行政機関たる県の教職員が率先して取り組みを示すべきであろう。

勤務時間の縮減だけでなく有給休暇を十分に取得することが真の意味でワークライフバランスが確立されているといえる。

休暇を取りにくい状況は、主に教職員の適正配置がなされておらず事実上多忙化が解消されていない可能性の他、休暇を取りにくい学校風土が存在する可能性が考えられる。

一人あたりの休暇取得状況の分析をすることで、学校ごとではばらつきがある場合は、教職員の配置が適正であったかを評価するとともに、学校の風土について踏み込んで調査することも有用となる。

またこのような学校ごとの比較を公開する事は、学校自ら改善を進めるための一定の助長効果があると考える。

有給休暇の取得率の具体的数値目標は、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画として、平成 17 年から三次にわたり策定してきた「職員子育て支援プログラム」において、年次有給休暇 15 日取得を設定してきた。県教委では、H30 年度実績が 13.1 日と取得日数が年々上昇傾向にあることから、今年度から適用している新たな計画では数値目標化していないが、将来的には取得状況を踏まえ再度設定することも必要と考える。

2) 教員の勤務時間管理

【事業の概要】

山梨県教育委員会においては、平成 28 年 6 月 17 日付文部科学省通知「学校現場における業務の適正化に向けて」を受けて、県立学校に対する具体的な取組と併せて、市町村教育委員会における教員の多忙化改善に向けた取組についても支援していくために、平成 28 年 10 月に、「教員の多忙化対策検討委員会」を設け、平成 29 年 3 月に「教員の多忙化改善に向けた取組方針」を策定した。

その中では、教員の多忙化を改善し、児童生徒と向き合う時間を確保することされ、年度毎に改善計画の達成状況を検証することとされている。

現在、教員の勤務時間（教員が学校教育活動に関する業務を行っている時間（在校等時間）から所定の勤務時間を除いた時間）については、各学校において、超勤や「在校等勤務を行った者及び2か月間の平均時間外勤務時間が80時間を超えた者については、翌月までに山梨県教育委員会に報告することとし、学校長による面接や、衛生管理医による面談など、当該教員の実情に合わせた指導を行っている。

また、3ヶ月毎には、全ての教員分につき山梨県教育委員会に報告することとしており、山梨県教育委員会においても、時間外勤務の削減に向けた学校への指導や、面接指導等の必要性の有無などを確認している。

その結果、過去2ヶ年度における時間外勤務は、次のとおり削減されている。

表 21 【2か月間の平均時間外勤務時間が80時間を超えた人数】

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
平成30年度	351	196	259	189
令和元年度	264	187	228	98
差	△ 87	△ 9	△ 31	△ 91

（出典：山梨県教育委員会調べ）

表 22 【月 100 時間以上時間外勤務時間を行った人数】

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
平成30年度	166	83	123	60
令和元年度	133	86	91	39
差	△ 33	+ 3	△ 32	△ 21

（出典：山梨県教育委員会調べ）

**【実施した監査手続】**

- ・関係資料の閲覧、検討
- ・山梨県教育委員会職員に対する質疑（総務課、高校教育課）
- ・各学校へのアンケート調査

**【指摘事項及び意見事項】**

62 指摘事項：教職員の出勤時刻・出勤時間については、全ての学校において、客観性、正確性をもって把握する方法を導入すべきである。（高校教育課）

**【現状】**

各高等学校へのアンケート調査によって、教職員の出勤時刻の把握は、次の方法で行われていることが判明した。

表 23 【教職員の出勤時刻の把握の方法】

学校数	出勤簿	タイムカード	電子カード	その他
40	7	3	0	30

（出典：各高等学校へのアンケート調査結果）

現在、教員の出勤時刻の把握は、全教員に支給されているパソコンに勤怠管理のソフトが入っており、出勤時にパソコンにログイン・ログオフすることで、自動的に出勤時刻が記録されるという方法によって行われている。

しかし、アンケート調査では、依然、出勤簿で行っているという回答もあるが、出勤簿による把握は、客観性・正確性が保てず勤務時間の把握の方法としては不十分である。また、学校外における活動等における勤務時間については、「文科省から、研修等の開催通知や復命書等により管理職が学校外における活動等の時間を把握できれば客観的な把握がされている」ものとして取り扱うこととされている。

**【問題点及び改善策】**

教員の多忙化改善に向けた計画の達成状況の検証や、個々の教員の実態を把握して適切な対応を行っていくためには、全教員の正確な勤務時間及び出勤・退勤時刻の把握が必要である。

また、平成 31 年 4 月には、労働安全衛生法が改正され、労働時間の管理の方法は、「タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法」によることとされた（労働安全衛生法 66 条の 8 の 3、労働安全衛生規則 52 条の 7 の 3）。

そこで、全教員について、パソコンソフトやタイムカードなどによる客観性・正確性を有した方法により、勤務時間の把握をすることとし、学校外での活動等により出勤した場合でも、適正な勤務時間把握ができるような方策を検討するよう要望する。

(9) 財産管理について

1) 県立学校における公有財産の新築による台帳への反映について

【指摘事項又は意見事項】

63 指摘事項：県立学校における公有財産の新築による台帳への反映について  
(学校施設課)

令和元年度に新築した公有財産である青洲高等学校校舎・甲府工業高等学校専攻科校舎・特別支援学校うぐいすの杜学園校舎・やまびこ支援学校校舎について年度末の処理において公有財産台帳への記載が漏れていた。公有財産の現況を適切に表示していいはず、適切な事務処理の執行をされたい。

【実施した手続】

県の職員に対する質問  
関係資料の閲覧

【現状】

公有財産の取得、管理および処分に関する事務の取扱いについては「山梨県公有財産事務取扱規則」に規定され、公有財産台帳の具体的な事務処理方法については「公有財産台帳の整備について（通知）」に定められている。また、公有財産の管理等は原則として主管部局により行われているが、教育財産の管理については「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により教育委員会が行うものとされている。

(事務の補助執行)

第5条の2 知事は、次に掲げる事務を教育次長に補助執行させるものとする。

- 一 教育財産の取得に関する事務
- 二 教育用の行政財産（教育財産を除く。）の取得及び管理に関する事務
- 三 教育委員会が所掌する事務又は事業と密接な関係があるものとして知事が認められる普通財産の取得、管理及び処分に関する事務
- 四 取壊し又は交換の目的をもって教育用の行政財産の用途を廃止したことにより生じた普通財産の管理及び処分に関する事務

(出典：山梨県公有財産事務取扱規則)

このように県立学校を新築した場合の公有財産の取得及び管理事務については学校施設課で行われるものであるが、県立学校を新築した場合の工事完成から公有財産台帳へ反映させるまでの手続きは大まかに次のとおりである。

工事が完成した場合には、営繕課は学校施設課を経由し工事の内容等を記載した「山梨県公有財産引渡書」を添付し学校への引渡しを行うとともに、財産管理課に報告を行う。学校施設課は学校に「山梨県公有財産引渡書」を送付し、学校は「公有財産移動報告書」を作成し、学校施設課へ提出する。

(工事の完成による引渡し等)

第14条 公有財産の取得に関する工事が完成したときは、工事施行の主管部長は次の各号に掲げる事項を具し、直接これを使用又は所管する課長又はかい長に引渡しするとともに、総務部長に報告しなければならない。

- 一 工事の名称（新築、増築、改築、新設、増設、移築等）、構造、面積等
- 二 建物敷地の所在地及び地番（移築にあつては、従前の建物の名称並びに敷地の所在地及び地番を併記すること。）
- 三 工事価格
- 四 関係図面
- 五 完成年月日

(出典：山梨県公有財産事務取扱規則)

学校長は、当該公有財産の移動について「公有財産移動報告書」を作成し、学校施設課に提出し、提出を受けた学校施設課において公有財産システムへの入力が行われ公有財産台帳への記載が行われる。

(移動報告)

第五十条 課長及びかい長は、その管理に属する公有財産について、増減又は移動（次項に規定するものを除く。）のあつたときは、直ちに第十一号様式の公有財産移動報告書にその事実を証する書類を添えて主管の部長を経て総務部長に提出しなければならない。

2 課長及びかい長は、その管理に属する公有財産について貸付け若しくは使用の許可があつたとき又は当該貸付け若しくは使用の許可があつた財産に係る契約若しくは許可の内容に変更があつたときは、直ちに第十一号様式のこの貸付（使用許可）移動報告書にその事実を証する書類を添えて主管の部長を経て総務部長に提出しなければならない。

なお、工事請負契約に伴う公有財産の異動についての異動年月日は資産の引渡を受けた日となっている。

3 公有財産台帳の記載（各台帳に共通する記載事項）（6）異動年月日  
得失変更その他登録を要する事由の発生した年月日については、次の区分により記載するものとする。

摘要	異動理由等	異動年月日
所有権の得失に係る異動	買入れ・売払い・譲渡・交換・寄附受納等	契約書等の日付※契約書等に所有権移転期日の明記されている場合はその日付
<u>工事請負契約による異動</u>	<u>新築・新設・増築・修繕等</u>	<u>引渡を受けた日</u>
県内部での異動	所管替え・所属替え・引継ぎ等	引継書等に記載された日付
台帳整理上の異動	用途廃止・種目変更・誤り訂正・報告もれ等	決裁日
土地計画整理事業等による換地	換地・編入	換地処分の日付
撤去等	取り壊し、撤去等	工事の完了した日

（出典：公有財産台帳の整備について（通知）より抜粋 アンダーラインは監査人が加筆）

山梨県は令和元年度において、4校の県立学校を新築している。建物の内容および内訳は以下のとおりである。

表 24 山梨県の令和元年度県立学校建築内容

口座名	名称	価額 (千円)	山梨県公有財産引渡書に記載されている完成年月日
青洲高等学校	本館・実習棟 1・渡り廊下 (6)	2,723,686	令和2年2月27日
	実習棟 2	234,903	令和2年2月27日
	渡り廊下 (2)	1,190	令和2年2月27日
甲府工業高等学校	渡り廊下 (3)	7,639	令和2年2月27日
	甲府工業高等専攻科校舎	739,372	令和2年2月6日

特別支援学校 うぐいすの杜 学園	特別支援学校うぐいすの杜学園 管理棟	567,894	令和元年12月20日
やまびこ支援 学校	小学部棟、中学部棟、高等部棟、特別教室棟、寄宿舎食堂棟、屋内運動場、渡り廊下 (1)、渡り廊下 (2)、渡り廊下 (3)、渡り廊下 (4)、	1,560,772	令和元年12月24日
	車庫棟	35,101	令和2年3月16日
	農園作業棟	15,855	令和2年3月16日

（出典：上記に係る公有財産移動報告書および山梨県公有財産引渡書より抜粋）

山梨県公有財産引渡書に記載されている完成年月日はすでに引渡し完了していることが前提と考えられることから、当該4校の建物については令和元年度中に反映されるべき公有財産であるが、令和元年度の公有財産台帳に反映されていないかった。

【問題点及び改善策】

公有財産台帳の管理については、「公有財産台帳の整備について（通知）」において、次のように正確性、適時性が求められている。

- 1 公有財産台帳の整備の意義
- (2) 公有財産台帳の意義

公有財産の取得、管理及び処分に関する事務を適正に行うためには、公有財産の現況を的確に把握することが必要である。そのためには、個々の公有財産が県の所有に帰しているから、それが、県の所有から離れるまでの間における当該公有財産の取得、管理運用、維持保存及び処分の経緯の記録を正確に公有財産台帳に明示する必要がある。

6 公有財産台帳記載上の留意事項

(1) 公有財産台帳は、公有財産の現況を的確に把握し、財産管理を適正に行うために備えるものであるから、課長及びかい長は、公有財産に取得、処分等の移動が生じた場合は、その都度速やかに公有財産台帳に記載するとともに、総務部長へ公有財産移動報告書を提出するものとする。

（出典：公有財産台帳の整備について（通知）から抜粋 アンダーラインは監査人が加筆）

ある年度の公有財産台帳への記載が漏れていた場合には、翌年度に「報告もれ」と記載され、公有財産台帳に記載されることとなる。令和元年度においては、少なくとも建物

だけで6,442,369千円(上記4校の建物の千円単位の価額の合計値)の「報告もれ」が存在していることとなり、「公有財産の整備について(通知)」が求めている正確性・適時性を満たしているとは言い難い。

ヒアリングによれば、年度末に完成するような工事については「山梨県公有財産引渡書」や「公有財産移動報告書」の提出が年度末の処理までに間に合わないケースがあるとのことである。しかし、正確性、適時性を確保するためにはいかなる時期に完成した公有財産であっても年度内に異動があったものについては当該年度の公有財産台帳に反映されなければならない。「公有財産移動報告書」の提出期日を設定したり、年度末の処理において公有財産の異動についてのチェック体制を構築する等の業務フローを見直し、公有財産台帳の管理が適切に機能するように改善されたい。

2) 県立学校における備品の現品確認について

【指摘事項又は意見事項】

64 指摘事項：県立学校における備品の現品確認について(管理課、県立学校)

公立学校における備品の保管管理として、山梨県財務規則151条運用通知に基づき、毎年7月31日を基準日として、備品台帳と現物を照合し、現物の状況を備品原簿に反映させることとしている。しかしながら、現状備品の状況が適切に備品原簿に反映されておらず、当該規則が適切に運用されているとは言い難く、その管理方法につき改善されたい。また、備品の現品確認の具体的な方法を策定し、その実効性を高めることを実施されたい。

【実施した手続】

- ・ 県の職員に対する質問
- ・ 関係資料の閲覧

【現状】

備品の保管管理における現品確認については、山梨県財務規則および山梨県財務規則運用通知に次のように定められている。

(保管の原則)

第五十一条 物品は、良好な状態で常に供用又は処分をすることができるように保管しなければならない。

(出典：山梨県財務規則)

第五十一条関係・・・備品の現品確認について

備品が良好な状態で使用されていること及び適切に管理していることを確認するため、課長及びかい長は毎年七月三十一日を基準日として別に示す方法により帳簿に登載されているものと現物を照合し、九月三十日までに本庁においては出納局管理課長(車両にあっては財産管理課長)の職にある物品出納員、かいにおいては物品出納員等に報告すること。(平成十二年四月一日)

(出典：山梨県財務規則運用通知)

また、現品確認について具体的な方法を示した通知として、令和元年度においては、

令和元年7月8日付で出納局管理課より次の文章が本庁各課室に送付されている。

このことについて、山梨県財務規則第151条関係運用通知により、毎年備品の現品確認を行う事になっています。

ついては、財務規則に基づいて、令和元年7月31日を基準日とし帳簿に搭載されているものと現物を確認し、令和元年9月30日までにかいの物品出納員等に文書で報告してください。

備品原簿と現物に差異がある場合には、必ず返納・棄却又は受入等の手続きを行い、備品シールの貼付漏れについては、再度備品シールを印刷し貼付を行う等、備品の適正な管理をお願いします。

(出典：出管第436号 山梨県財務規則第151条関係通知に基づく備品の現品確認について(依頼)から一部抜粋)

この通知に基づいて県立学校においては現物確認を行い、結果として備品原簿と現物に差異がある場合には物品調達管理システムにおいて受入等の処理を行い備品原簿と現物を一致させる手続きを行っている。

笛吹高等学校について当該規則に基づいて行われた備品確認の実施結果の一部を抽出し、備品台帳と突合したところ以下の不一致項目が発見された。

物品番号	品名	不一致内容
40082403	光学顕微鏡	現品確認では存在していなかったが、棄却手続きが行われておらず備品台帳に搭載されたままになっている。
94002695	遠心分離機	現品確認では存在したが、受入手続きが行われておらず、備品台帳に搭載されていないままになっている。
94002699	ジヤノメジグザグミシン	現品確認では存在したが、受入手続きが行われておらず、備品台帳に搭載されていないままになっている。

### 【問題点及び改善策】

ヒアリングによれば、物品番号 40082403 光学顕微鏡は陸棄処理漏れ、物品番号 94002695 遠心分離機、物品番号 94002699 ジヤノメジグザグミシンについては、統合前の石和高等学校時代の備品シールが貼付されており、笛吹高等学校移行時からの登録漏れであるとのことだった。笛吹高等学校は平成22年度に開校しており、約10年間、備品原簿への記載が漏れていたことになる。山梨県財務規則第151条関係運用通知による

現品確認が適切に行われていれば、当該状況は是正されていたはずであり、当該規則が適切に運用されていないところが問題である。

同運用通知では、備品が良好な状態で使用されていること及び適切に管理していることを確認するため、かい長は帳簿に搭載されているものと現物を照合し、物品出納員等に報告することとされている。つまり、県立学校においては、校長の責任において備品の現物確認を行い、その結果を物品出納員である事務長に報告することとなり、校長が教職員に対し、物品管理の重要性について、意識の向上を図られるよう指導を徹底すべきである。

なお、7月31日の備品の現物確認基準日を前に、各かい長に現品確認の実施を周知しているものが、前述の出納局管理課の通知である。この通知において、現品確認の方法を示すことにより、問題発生の防止は可能であることから、その実効性を高めるよう改善されたい。

## 3) 備品の返納棄却処理について

## 【指摘事項又は意見事項】

## 65 意見事項：備品の返納棄却処理について（管理課、県立学校）

現品確認において判明した棄却処理が多数存在しており、日々の返納・棄却処理の機能が不十分な可能性がある。山梨県財務規則第159条および第164条第2項にしたがって日々の管理を徹底することを要望する。

## 【現状】

備品が使用不能になった場合や、使用の必要がなくなった場合には物品調達管理システムにより、返納・棄却の処理を行っている。

（物品の返納）

第五十九条 物品について使用不能となったとき、若しくは使用の必要がなくなったとき、又は保管転換をしようとするときは、直ちに物品返納書(第九十九号様式)により物品出納員等に返納しなければならない。

（出典：山梨県財務規則）

（不用品の処分）

第六十四条 使用の必要のない物品又は破損した物品で、保管転換又は修繕により活用する方法を見出すことができないものがあるときは、不用の決定をしなければならない。

2 前項の規定により不用の決定をした物品は、不用品売却調書(第五号様式)により売却しなければならない。ただし、売却することが不利又は不適當であると認められた及び売却することができないものは、物品棄却調書(第六号様式)により棄却しなければならない。

（出典：山梨県財務規則）

## 【問題点及び改善策】

笛吹高等学校において令和元年度で棄却した件数 24 件のうち 16 件は現品確認において発見された棄却である。また、「〇県立学校における備品の現品確認について」の指摘事項のとおり物品番号 40082403 光学顕微鏡も棄却処理漏れがあった。

このように、備品管理上、把握できないような受取があることが問題である。配置換

え、廃棄等の手続き管理体制を見直し、備品管理の実効性を高める改善を要望する。

4) 県立学校における管理すべき備品の登載について

【指摘事項又は意見事項】

66 意見事項：県立学校における管理すべき備品の登載について（管理課、県立学校）

備品原簿で管理すべき備品については、山梨県財務規則第 139 条および運用通知により定められているが、必要以上に備品原簿に登載され備品管理の効率性・経済性を欠いている。効率的な管理の観点から備品の定義と備品原簿を照合し、管理すべき備品を再検証することを要望する。

【現状】

備品原簿で管理すべき備品については次のように定められており、原則として 50,000 円以上の物品が該当し、50,000 円未満の物品については一括について備品とすることと規定されている。

第百三十九条 物品の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 備品 性質又は形状を変えることなく、比較的長期の使用に耐え得るもの及びその性質が消耗品に属するものであつても、標本又は陳列品として保管するものをいう。  
(出典：山梨県財務規則から抜粋)

第百三十九条関係・・・備品について

1 備品とは、財務規則第百三十九条第一項第一号の規定によるが、特に指定するものを除きその取得価格又は評価額が三万円（平成二十八年度から五万円とする。平成二十七年度については、従前のとおり三万円）以上の物品で、一年以上にわたり通常の使用に耐えると認められる物品をいう。

2 備品の分類は、別途通知する物品分類表による。

3 次に掲げる物品は、取得価格又は評価額にかかわらず、すべて備品扱いとする。

(1) 机類・椅子類（角（丸）椅子は除く。）

(2) 公印

(3) 国庫補助金等の交付の条件により備品として管理する必要のあるもの

4 次に掲げる物品は、すべて消耗品扱いとする。

(1) ガラス製品、陶磁器等（美術品、骨とう品等が高価なものを除く。）で破損し易いもの

(2) 記念品、贈答品その他これに類するもの

(3) 試験、研究等のため消費されるもの

5 図書及び情報記録媒体について

(1) 年誌、年鑑等は消耗品扱いとする。

(2) 全集、シリーズもの、分冊本等は消耗品扱いとし、一セット揃ったときに備品に区分換えする。

(3) 図書館等で閲覧又は貸出しの用に供する図書（雑誌、小冊子の類は除く。）及び情報記録媒体並びに資料価値の高い図書その他保存の必要のある図書は備品扱いとする。

6 機械、器具又は一式の装置の付属品として別途購入したものについては、個々に備品として扱わず、当該主体をなすものに併合して管理するものとする。

7 公印は、山梨県公印規程により管理する。

8 作業衣は消耗品とし、職員被服等貸与規程を準用する。

9 児童福祉法、身体障害者福祉法又は戦傷病者特別援護法の規定により交付又は修理される補装具については、物品の範囲から除くものとする。（平成三年四月一日）  
(出典：山梨県財務規則運用通知 アンダーラインは監査人が加筆)

笛吹高等学校において以下の項目が備品原簿に登載されていることを確認した。また、以下のものを含めて分類名が「角（丸）椅子」で取得額が 50,000 円未満の項目が 263 個存在した。

物品番号	分類名	品名	取得額
10003412	角（丸）椅子	丸椅子	3,150
10003413	角（丸）椅子	丸椅子	3,150
10003414	角（丸）椅子	丸椅子	3,150

(出典：笛吹高等学校備品原簿データ)

【問題点及び改善策】

物品番号 10003412 丸椅子、物品番号 10003413 丸椅子、物品番号 10003414 丸椅子、その他計 263 項目については、50,000 円未満であり、かつ、山梨県運用通知第 139 条関係第 3 項および第 5 項 3 号にも該当しないため本来備品として登載する必要のない物品である。笛吹高等学校においては、令和元年末時点で備品原簿上 3,440 個の備品が存在しており、その数の多さが備品管理を煩雑にさせる要因となつていと考えられる。そのうち 50,000 円未満の備品は 2,005 個存在する。効率的な管理の観点から備品の定義と備品原簿を照合し、管理すべき備品を再検証することを要望する。

5) 主要備品の現在高報告について

【指摘事項又は意見事項】

67 意見事項：主要備品の現在高報告について（財産管理課・管理課）

山梨県財務規則第 163 条に主要備品の現在高報告の規定が存在するが、その運用は形骸化していると考えられる。より有効性の高い実施方法を検討することを要望する。

【現状】

山梨県財務規則運用通知 151 条関係とは別に主要備品についての現在高の確認の規定が次のように定められている。

（主要備品の現在高報告）

第六十三条 出納局管理課長（車両にあつては、財産管理課長）の職にある物品出納員は、毎年三月三十一日現在の本庁及びかいにおける主要備品（車両（総排気量〇・三六〇リットル以上のものをいう。）又は取得価格一件百万円以上の備品をいう。）の現在高を調査し、翌年度五月三十一日までにその結果を会計管理者に報告しなければならない。（出典：山梨県財務規則）

現状の運用としては、現品確認は行わず、3月31日現在の主要備品の増減データを物品調達管理システムから抽出し、備品区分ごとに整理し、前年度末の備品の数に加えることで3月31日時点での備品の数を確認するという方法で実施している。

【問題点及び改善策】

山梨県財務規則第 163 条の趣旨は、「現在高を調査し」という文言や、基準日から報告日までの期間が山梨県財務規則運用通知第 151 条関係の備品の現品管理の規定と同じ2ヶ月であることから実地棚卸まで求めている規定と推測される。重要性が高い備品管理の規定であることに鑑み、より有効性の高い実施方法を検討することを要望する。

6) 山梨県立学校施設長寿命化計画のコスト比較の妥当性について

【指摘事項又は意見事項】

68 意見事項：山梨県立学校施設長寿命化計画のコスト比較の妥当性について（学校施設課）

長寿命化計画のコスト削減効果については、従来型と長寿命型の平成 30 年から 50 年間のコスト比較となっている。この場合には建替時期のタイムズングによってコスト計算が大きく異なる結果となるので妥当な比較とはいえない。より精度の高い比較をするのであれば、使用年数の合計修繕・改修コストの 1 年あたりのコストの合計を使用するべきである。当該計算は煩雑ではあるが、より妥当なコスト計算を行うためにも今後の計画に織り込むことを要望する。

【現状】

山梨県立学校施設長寿命化計画は、山梨県の県立学校施設が保有施設のうち約 3 割を占めているという現状の中で老朽化が進んでおり、今後の財政状態が懸念される状況を背景として計画されたものである。

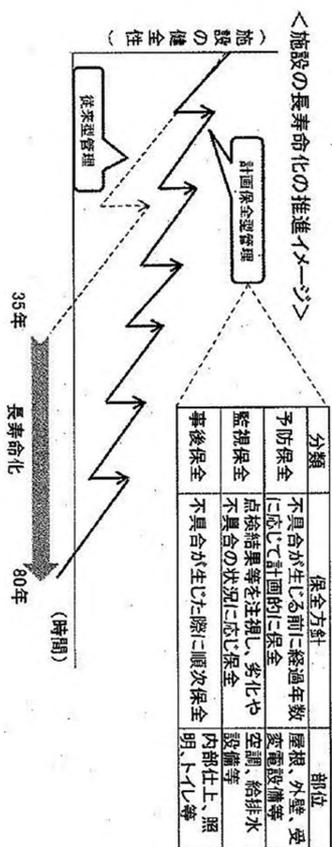
目的は、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの削減・予算の平準化および建物および設備の機能維持・回復・向上により、児童生徒の安全・安心で快適かつ機能的な教育環境の確保としている。

計画期間は平成 30 年から平成 39 年の 10 年間であり、次期高等学校整備基本構想、次期特別教育推進プランの策定後、必要に応じて計画を見直すとしている。

対象としては、高等学校 26 校、26 施設および特別支援学校 9 校、11 施設としており、原則としてすべての学校を対象としている。（参照：山梨県教育委員会 山梨県立学校施設長寿命化計画）

このように、山梨県立学校施設長寿命化計画の大きな目的の一つは中長期的な維持管理等に係るトータルコストの削減と予算の平準化にある。これを実現するために、これまでの不具合が生じた際に順次行っていく事後保全メインの考え方から、不具合が生じる前に経過年数に応じて計画的に保全を行う予防保全および点検結果等を注視し、劣化や不具合の状況に応じた保全を行う監視保全の考え方を取り入れている。これにより学校施設の使用年数をこれまでの 35 年から 80 年に延長することができ、結果としてトータルコストが削減できるというものである。

図 11 施設の長寿命化の推進イメージ



(出典：山梨県教育委員会 山梨県立学校施設長寿命化計画)

目標使用年数を80年とした場合の予防保全・監視保全に係る建築物の改修周期は次のとおりである。

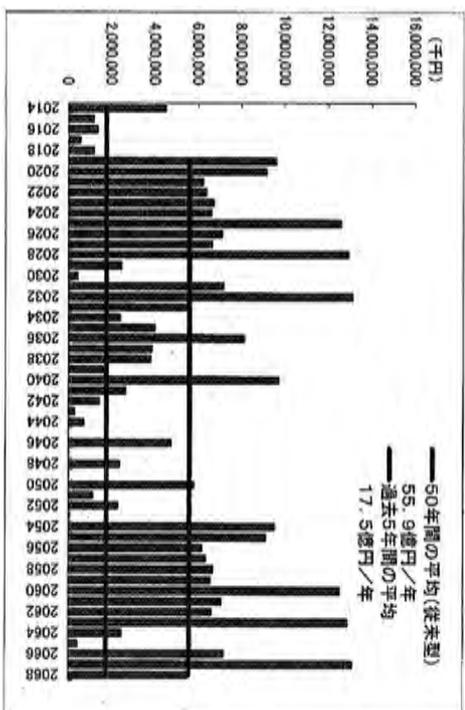
表 25 予防保全・監視保全に係る建築物の改修周期

分類	主な部位の改修内容	主な部位の改修周期
予防保全	屋根：防水シート張替	20
	外壁：再塗装、ひび割れ補修、タイル張替	15
	受電設備：機器の取替	30
	給排水設備：受水槽・揚水ポンプの取替、給排水管の取替	30
監視保全	消火設備：機器の取替、消火配管の取替	30
	エレベータ：機器の取替	30
	空調設備：機器の取替	30
事後保全	内部仕上げ：床・壁・天井改修	適時
	衛生器具：トイレ床乾式化、様式化	適時

(出典：山梨県教育委員会 山梨県立学校施設長寿命化計画)

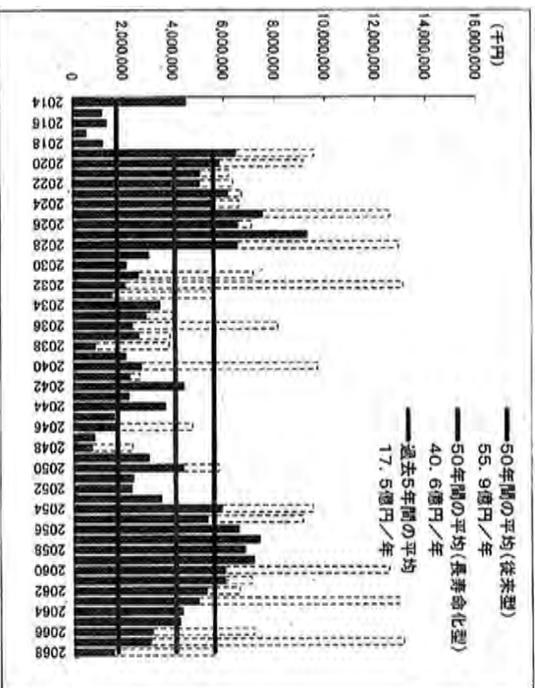
これによる従来型および長寿命型のコスト推計は次のとおりとなる。

図 12 長寿命化計画【従来型】コスト推計



(出典：山梨県教育委員会 山梨県立学校施設長寿命化計画)

図 13 長寿命化計画【長寿命型】コスト推計



(出典：山梨県教育委員会 山梨県立学校施設長寿命化計画)

現在の建物を今後 35 年で建て替える従来の修繕・改修を今後も続けた場合、今後 50 年のコストは 2,796 億円 (55.9 億円/年) と推計している。

一方で、従来の建替え中心から、計画的に改修を行い長寿命化型に切り替えた場合、今後 50 年の維持・更新コストは 2,029 億円 (40.6 億円/年) と推計している。

長寿命化計画を実施した場合の効果として、従来の建替中心の場合と比較して 767 億円 (15.3 億円/年) 縮減されるとしている。

○ 長寿命化改修の効果

【単位：億円】

長寿命化型	事後保全型	長寿命化対策の実施効果
2,029	2,796	△767

※長寿命化型:IBOAS による全建築物の費用推計(50 年間)

※事後保全型:総務省費用推計ソフトによる全建築物の費用推計(50 年間)

・ 予防保全的、長寿命化改修の実施により、今後50年間で現行の事後保全的、改築中心型の経費に比べ、767億円の削減効果が見込まれる。

しかし、長寿命化改修に移行したとしても、推計では、過去5年間の投資的経費の約2.3倍(17.5億円→40.6億円)に増加すると見込まれている。

果の総人口の将来推計が減少傾向を示す中で施設の維持・更新費用が増加するという矛盾を抱えており、維持・更新コストの削減及び財源確保は大きな課題となる。

このため、更なる経費削減に取り組む必要がある。

(出典：山梨県教育委員会 山梨県立学校施設長寿命化計画)

【問題点及び改善策】

長寿命化計画におけるコスト削減効果は平成 30 年から 50 年間のトータルコストを比較する方法をとっている。この方法によると最も大きなコストである建替えが比較対象の 50 年間であるかどうかによって大きくトータルコストが異なる結果となる。そのため一定の期間に区切るコスト比較の方法は妥当とはいえない。より適切に計算するためには各施設ごとの新築から建替えまでの使用年数のトータルコストを算出し、それを使用年数で除して新築から建替えまでの一年あたりのコストを求め、それを従来型と長寿命化型で比較すべきである。この計算によればすべての施設において従来型、長寿命化型ともに建替費用と使用期間に係る改修費用を織り込むことができ適当な比較ができると考えられる。効率性と有効性を勘案したうえで、より妥当なコスト計算を行うためにも今後の計画に織り込むことを要望する。例えば、ある施設の計算を行う場合には次のような計算となる。

項目	従来型 (使用年数 35 年)	長寿命化型 (使用年数 80 年)
建替費用	5,000,000,000	5,000,000,000
使用年数に係る修繕費用	800,000,000	3,000,000,000
合計	5,800,000,000	8,000,000,000
1年あたりコスト	165,714,286	100,000,000

この場合には、1 年あたりのコストが長寿命化型の方が 65,714,286 円少ないこととなり、コスト削減効果があることになる。

(10) 県立学校の往査

1) 往査の概要

山梨県内の県立高等学校の中から監査人の実施したアンケート結果、地域・規模・設置年度・学科等を総合的に判断して、10校に対して学校往査を実施した。現物管理を中心に監査を実施した結果、同種の指摘が多数あったが、集約して意見等記載するよりも往査学校ごとに記載することで、学校の管理状況をより理解、把握できると思い、それぞれの学校ごとに記載する。

2) 実施した監査手続

- ・ 学校関係者への質問の実施
- ・ 関連する資料の入手及び閲覧
- ・ 現物の実査
- ・ 高等学校の校長、教頭、事務局長に対する質問
- ・ 関連する関係資料の入手及び閲覧
- ・ 現金及び現金同等物の現物の実査及び管理状況の確認
- ・ 学校全体の視察（特に備品と工作機械について）
- ・ 古い備品の使用状況、メンテナンス状況の質問及び視察

3) 【山梨県立北杜高等学校】

【概要】

(1) 設立年月日	平成13年4月																				
(2) 所在地	(前身校：峡北高等学校、峡北農業高等学校、須玉商業高等学校) 山梨県北杜市長坂町淡沢1007-19																				
(3) 校訓	古 教 創 真																				
(4) 重点目標	i) 主体的・対話的で深い学びを目指す ii) 問題解決能力及び共生・共感を培う人間関係づくりを推進する iii) 規範意識の向上を図り、個性豊かな人間性の育成に努める iv) 家庭・地域・関係機関への教育活動の周知及び連携の推進を図る																				
(5) 設置学科	総合学科、普通科																				
(6) 教職員数	86名（令和2年度学校要覧より）																				
(7) 生徒数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1学年</th> <th>2学年</th> <th>3学年</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合学科</td> <td>102</td> <td>112</td> <td>108</td> <td>322</td> </tr> <tr> <td>普通科</td> <td>82</td> <td>101</td> <td>98</td> <td>281</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>184</td> <td>213</td> <td>206</td> <td>603</td> </tr> </tbody> </table>		1学年	2学年	3学年	合計	総合学科	102	112	108	322	普通科	82	101	98	281	合計	184	213	206	603
	1学年	2学年	3学年	合計																	
総合学科	102	112	108	322																	
普通科	82	101	98	281																	
合計	184	213	206	603																	

**【指摘事項又は意見事項】（その1）**

69 指摘事項：郵便切手の受払簿における残数と現物が不一致となっているものが発見された。定期的に受払簿の残数と現物の一致を確かめ適正に処理されたい。（北杜高等学校）

**【現状】**

郵便切手の管理については、郵便切手の購入による受入及び使用による払出の都度、手書きで切手使用簿に記録し、事務次長は、概ね1週間に1度程度、当該手書きの切手使用簿から、エンセルの郵便切手類受払簿に転記している。当該郵便切手類受払簿に現在の保有枚数が記録されているが、監査人が現物の実査手続を実施した結果、下記の通り、2種類の切手について、受払簿の残数と現物の枚数が不一致となっていた。

（令和2年11月9日現在）

切手種類	受払簿残数	現物
84円切手	96枚	93枚
94円切手	159枚	162枚

※84円切手の11月9日現在の受払簿残数は97枚であるが、11月10日の切手実査時に1枚の使用が使用簿に記録されていたため96枚としている。

**【問題点及び改善策】**

上記のように、不一致となっている原因としては、受払簿にて管理されている残数と現物の枚数が一致していることについて、定期的に確認する手続が不十分であったことが考えられる。したがって、受払簿の記録の訂正が適時になされるために、定期的な現物の検数確認手続を徹底する必要がある。

定期的な確認手続を実施することで、使用簿からの転記ミスや使用簿への記録漏れなどの誤りが適時に発見されるだけでなく、郵便切手は金券類であり容易に換金可能であることに起因する横領等への牽制機能も期待できることから、定期的な現物の検数確認を実施することが極めて重要である。

**【指摘事項又は意見事項】（その2）**

70 指摘事項：農産物の販売収入の管理証拠である「生産物販売票」の適切な取扱いの管理運用の徹底及び当該適切な取扱いが担保されるように、明文化された規程等の整備をされたい。（北杜高等学校）

**【現状】**

当校は、学校敷地内の農場にて生産された農産物の販売を行っており、当該農産物販売収入については、「生産物販売票」にて管理をおこなっている。年間におおよそ1,000万円ほどの生産物売払収入が計上されており、その収入は現金売上で、多い時には日に数十万円の売上となる。

当該「生産物販売票」は、3枚複写式となっており、農産物販売時に、販売所にて品名、数量、金額欄への記入を行い、複写された1枚を領収書として購入者に交付し、もう1枚は事務局へ回付される。事務局は、当該販売票の記載内容に基づき、生産物出納簿への記帳、販売代金の集計及び預金口座への振込管理を行っている。

**【問題点及び改善策】**

生産物販売票の記載内容及び保管管理状況について、資料の査閲及び担当者への質問手続を実施した結果、以下の点について問題点が見受けられた。

①生産物販売票には日付を記入する箇所があるが、日付の記入がない。  
日付欄が空欄であると、後日の検証作業等に支障をきたすこととなるため、いつの販売収入であるかを明確にするために、日付記載は必ず行う必要がある。

②書き損じ時の取扱いについて、適切でないものが散見された。（書き損じに複写されたものが保管されていた。）  
書き損じた場合、斜線や×印等で書き損じであることを明確にしたうえで、複写された2枚も破棄をせずに適切に保管しておく（切り離された場合は、原本にホチキス等で止め）必要がある。

これは、書き損じを偽装することで販売代金の着服が容易になさるため、後日の検証だけでなく、牽制機能発揮の観点からも、書き損じ時の取り扱いについては適切な運用の徹底が必要である。

③販売票には連番が付されているが、連番の管理徹底が不十分である。  
上記②とも関連するが、販売票には連番が付されている。事務局にて販売票(複写)にて販売収入代金の確認を行っているが、回付された販売票の連番を確認し、例えば抜けている番号があった場合には、書き損じ等で原本の冊子に適切に保管されているか否かを確認し、販売代金の網羅性を確認するようにするべきである。

④販売票の取扱い方法について定めたルールの文書化がなされていない。  
上記取り扱い方法を明確にするために、取扱規定等の明文化されたルールを策定し、その運用の徹底を図る必要がある。

#### 4) 【山梨県立韭崎工業高等学校】

##### 【概要】

(1) 設立年月日	昭和 38 年 4 月																																													
(2) 所在地	山梨県韭崎市竜岡町若尾新田 50-1																																													
(3) 校訓	和 後輩をいっくしみ先輩をうやまう																																													
(4) 重点目標	i) 確かな学力の育成 ii) 基本的生活習慣の確立 iii) 部活動の推進																																													
(5) 設置学科	電子機械科、電気科、情報技術科、環境化学科、システム工学科、制御工学科																																													
(6) 教職員数	87名 (令和2年度学校要覧より)																																													
(7) 生徒数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1学年</th> <th>2学年</th> <th>3学年</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全系列</td> <td>161</td> <td></td> <td></td> <td>161</td> </tr> <tr> <td>機械系</td> <td></td> <td>32</td> <td></td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>電気系</td> <td></td> <td>22</td> <td></td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>情報系</td> <td></td> <td>31</td> <td></td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>環境化学系</td> <td></td> <td>25</td> <td></td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>システム系</td> <td></td> <td>32</td> <td></td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>制御系</td> <td></td> <td>25</td> <td></td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>161</td> <td>167</td> <td>165</td> <td>493</td> </tr> </tbody> </table>		1学年	2学年	3学年	合計	全系列	161			161	機械系		32		32	電気系		22		29	情報系		31		29	環境化学系		25		21	システム系		32		29	制御系		25		25	合計	161	167	165	493
	1学年	2学年	3学年	合計																																										
全系列	161			161																																										
機械系		32		32																																										
電気系		22		29																																										
情報系		31		29																																										
環境化学系		25		21																																										
システム系		32		29																																										
制御系		25		25																																										
合計	161	167	165	493																																										

##### 【指摘事項又は意見事項】(その1)

71 指摘事項：毒劇物の管理のための受払簿の残高が実数と相違しており、購入時及び使用時において適時の受払簿への記入及び定期的な残数の現物確認を徹底すること、及び当該手順を定めたルールの規程化を検討されたい。(韭崎工業高等学校)

##### 【現状】

学校は薬品庫において、学科授業等にて使用する薬品類を保管している。危険物や毒物、劇物については、毒劇物法により管理簿(受払簿)の整備が求められているが、監査人がサンプルで3品目について、現物と管理簿における残数との突合を実施した結

果、不一致となっていた。

#### 【問題点及び改善策】

毒劇物を取り扱う場合、毒物及び劇物取締法において、盗難・紛失防止のための保管・管理方法

の徹底を求められており、毒物劇物専用の堅固な設備に保管することや保管庫への施錠などとともに、「管理簿」を作成し、定期的に在庫量を確認することが必要となっている。薬品庫への往査を実施した結果、保管庫の施錠状況や鍵の保管状況等について特に問題ないものと判断されるが、サンゾルで3品目について現物と管理簿の残数について突合を実施した結果、差異があった。

受払簿での管理手順を含めた薬品の取扱いを定めている明文化されたルール等は特にないとのことであり、購入時及び使用時において適時の受払簿への記入及び定期的な残数の現物確認を徹底し、当該手順を定めたルールの文書化を検討する必要がある。

#### 【指摘事項又は意見事項】(その2)

72 意見事項：物品台帳の登録単位としては、現物との照合が可能な単位であることや取替や更新を行う単位であることを考慮して登録すること・物品台帳で除却処理としたものは、適時に廃棄処分を行うべきである。(蘆崎工業高等学校)

#### 【現状】

監査人がサンゾルベースで、台帳に登録されている物品の現物の実査、現物から物品台帳への登録状況について確認を実施した。その結果、以下の状況が判明した。

①パーソナルコンピュータ・IBM10台について、既に廃棄されているが、本体のルーターは現在も使用している状況(試験計測室にてその所在は確認済)であり、備品シールも適切に添付されていた。ただし、ルーター及びパソコン10台については、備品台帳では「一式」として登録されているため、備品台帳上残っている状態となっている。

②教室の隅に積み上げてあったパソコン(本体)9台に備品シールが貼っていないかつた。当該パソコンについて備品台帳を確認したところ当該備品は既に棄却することとして台帳から削除されている。しかし、現物は廃棄されずに試験計測室で一時的に保管し

ているが、今後廃棄予定であるとのことである。

#### 【問題点及び改善策】

①について

「一式」として台帳登録した場合、そのうち一部を除却する際に台帳に適切に反映できないことが考えられるため、例えば現物確認の際などに支障をきたすこととなる。従って、台帳は資産管理に役立つものでなければならず、そのためにも、記載単位としては、i) 現物との照合が可能な単位であること、ii) 取替や更新を行う単位であることが必要であると考えられ、当該原則に照らして判断し、記載することが適当である。

②について

除却処理をした備品については、適時に現物を廃棄処理すべきである。これは、台帳上除却処理されているため、現物管理の意識があいまいになってしまい、例えば紛失や盗難によりなくなってしまうとしても気づかないことも考えられるため、廃棄ルールについては再確認が必要であると考える。

5) 【山梨県立笛吹高等学校】

【概要】

(1) 設立年月日	平成 22 年 4 月																								
(2) 所在地	(前身校：山梨県立石和高等学校、山梨県立山梨園芸高等学校) 山梨県笛吹市石和町市部 3 番地																								
(3) 校訓	責任と信頼 (All for one One for all)																								
(4) 重点目標	i) 魅力ある授業の工夫をとおして、学習意欲の向上と確かな学力の定着を図ります。 ii) 日々の教育活動をとおして、良好な人間関係と規範の醸成をはかります。 iii) 笛吹市と包括連携等を活かして、地域課題に取り組む意識と行動力を育てます。																								
(5) 設置学科	普通科、食品化学科、果樹園芸科、総合学科 (国際文化系列、情報・観光系列、環境・緑地系列、人間科学系列)																								
(6) 教職員数	114 名 (令和 2 年度学校要覧より)																								
(7) 生徒数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>コース\学年</th> <th>1 学年</th> <th>2 学年</th> <th>3 学年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通科</td> <td>114</td> <td>118</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>食品化学科</td> <td>29</td> <td>28</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>果樹園芸科</td> <td>27</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>総合学科</td> <td>89</td> <td>91</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>259</td> <td>267</td> <td>256</td> </tr> </tbody> </table>	コース\学年	1 学年	2 学年	3 学年	普通科	114	118	111	食品化学科	29	28	31	果樹園芸科	27	30	30	総合学科	89	91	84	合計	259	267	256
コース\学年	1 学年	2 学年	3 学年																						
普通科	114	118	111																						
食品化学科	29	28	31																						
果樹園芸科	27	30	30																						
総合学科	89	91	84																						
合計	259	267	256																						

笛吹高等学校は、県内の公立高校で 3 番目の大規模校であり、令和 2 年度の生徒募集定員は 270 名となっている。普通科・総合学科の他、農業科が設置され食品化学や果樹園芸を行い、菓子類の製造販売や、園芸・果樹・野菜の生産販売の他、ワインも研究醸造して販売していることが特色の一つである。

生産物は、学校の購買での販売を始め、フェスタを実施し一般客に生徒自ら販売している他、グリーンフレームム八代など直売所に販売委託をしている。

同校は平成 22 年に旧石和高校と旧園芸高校が統合されて、旧石和高校の校舎に総合高校として設置されたものである。

なお、旧園芸高校の校舎は現在の支援学校桃花台学園の校舎となっている。この経緯もあり、笛吹高等学校の農場は桃花台学園の近隣にある。このため、農場が校舎から離れていることが同校の難点の一つであり、農場での実習のための移動用バスを 2 台所有して対応している。

農場での実習も含め、高速 Wi-Fi を整備し国の進めるギガスクール構想を実現することが現在の目標の一つである。

【指摘事項又は意見事項】(その 1)

73 指摘事項：包丁類の管理について(笛吹高等学校)

【現状、問題点及び改善策】

笛吹高等学校では食品加工など各種の実習を行っているが、実習用の包丁の丁数管理はしておらず、保管場所についても決まった場所がなく、複数の実習教室間で移動することもあるとのことである。また、正確な現有数が不明となっている。帳簿上も、金額基準から消耗品として扱われるため、備品管理簿では管理されていない。

学校規模や設置学科の特色上、学校における丁数が相当数にのぼることが予想される。危険物であるため、早急に管理方法の改善と棚卸の定期的な実施が求められる。

**【指摘事項又は意見事項】(その2)**

74 指摘事項：危険性がある機械装置について（笛吹高等学校）

**【現状、問題点及び改善策】**

食品加工準備室の燻製用の機械について、予算の関係で購入ができず、田園芸高校で廃棄処分されたものを引き取り、実習担当教職員が自ら修繕をして使用しているものがある(写真1)。

この機械は木製で老朽化も見受けられ、実際に使用状況によっては火災事故発生のおそれもあることである。生徒のみで使用することはないというのだが、危機管理の観点から廃棄を含めた何らかの状況改善が求められる。

また、購入品でないことから備品台帳に登載されていないが、上記の理由からも棚卸の対象として備品台帳管理する必要性がある。



写真 1

**【指摘事項又は意見事項】(その3)**

75 指摘事項：購買における販売日報の運用方法について（笛吹高等学校）

**【現状、問題点及び改善策】**

生産物の売払収入に関して、販売委託を受けた高校購買における販売日報である「生



622.65円であるため、粗利益率はおよそ17%ということになる。

販売本数を考えても、上記の利益率が「多額の収益を得るような営利性がある場合」とまでは判断できない。

ただし、上記の学校試算数値は平成20年度のものであり、物価や各種税率が現状と異なるため、正確な利益率とは言えない。

現状に即したより正確な原価計算をすることで、営利性のないものである疎明資料を整備しておくべきであると考える。

また、ワゴン保管庫や機械等の堅固な修繕等の維持コストは上記の原価には含まれていないが、これを販売価格に反映させた場合、粗利益率が上がることになってしまう。

ただし、試験醸造を続ける以上保管コストも不可避であることから、このような価格に上乗せできない保管コストは、販売収入を特定財源とするのではなく、一般財源の活用も検討するべきではないだろうか。

#### 【指摘事項又は意見事項】(その6)

#### 78 意見事項：予算執行時期による経済性の確保について(笛吹高等学校)

##### 【現状、問題点及び改善策】

笛吹高等学校における備品購入費のタブレットセット599,940円については、当初予算に組み込まれている備品であり、農場での無線LAN設備を用いた学習のために使用する目的で購入している。

購入(納品)日が令和元年11月6日であるため、購入価格に含まれる消費税率は10%となっているが、当初より本事業での購入が予想されているものであれば、令和元年10月1日以前に購入することで適用税率は8%となっていたため、経済性の観点からは結果的に合理的ではなかったと考えられる。

令和元年10月1日以降の消費税率の変更は、予算策定時から国の方針として明確になっっていたはずであり、取えてこの日以降に購入したことに特別な理由は見受けられない。

財務事務における経済性確保の観点からは、税制改正も踏まえた判断が必要であったと思われる。

#### 【指摘事項又は意見事項】(その7)

#### 79 意見事項：農業設備の請負修繕情報の公有財産台帳への登録について(笛吹高等学校)

##### 【現状、問題点及び改善策】

令和元年度に工事請負費で農場において取り替えをしたビニールハウス温水設備および農場に導入したボイラー3機について、公有財産台帳への記載がされていない。ビニールハウスの設備の物理的な附帯について、台帳管理されていないことになっている。

6) 【山梨県立高等支援学校桃花台学園】

【概要】

(1) 設立年月日	平成27年4月																				
(2) 所在地	山梨県笛吹市石和町中川1400																				
(3) 校訓	挑戦 克己 自立 一日一日を大切に																				
(4) 重点目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>i) 全ての生徒に目標を持たせ、自己実現及び社会的自立を促す指導と支援を行う。</li> <li>ii) 職業教育・キャリア教育の観点に立って、働く意欲・態度・能力・コミュニケーション力を育成する。</li> <li>iii) 軽度知的障害生徒の特性を理解し、「規範意識」や「自他を尊重する力」を育成する。</li> <li>iv) 「わかる授業づくり」や「シラバス検討」を行い、「確かな学力」を育む指導を行う。</li> </ul>																				
(5) 設置学科	産業技術科（2学年から農業生産コース、食品加工コース、環境マネジメントコースのいずれかを選択）																				
(6) 教職員数	74名（令和2年度学校要覧より）																				
(7) 生徒数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>コース\学年</th> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品加工</td> <td></td> <td>9</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>農業生産</td> <td></td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>環境マネジメント</td> <td></td> <td>11</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>33</td> <td>30</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table>	コース\学年	1年	2年	3年	食品加工		9	14	農業生産		10	10	環境マネジメント		11	12	合計	33	30	36
コース\学年	1年	2年	3年																		
食品加工		9	14																		
農業生産		10	10																		
環境マネジメント		11	12																		
合計	33	30	36																		

※：コースは2学年から

高等支援学校桃花台学園は、軽度の知的障害のある生徒を対象にした特別支援学校であり、産業技術科において食品加工（パンや製菓等）、農業生産（野菜や果樹等）の授業を設ける他、清掃活動等の環境マネジメントをはじめとした流通・サービスの授業があるのが特色である。

月に1回程度「桃花ダイナスキーマーケット」を開催する他、学内に「桃カフェ」を設けて、生産物や製品を地域や保護者等に販売している。生徒は販売等を通じて接客を行う機会を増やし実践的な学びができる。

農業生産に関してはビニールハウス栽培のための施設を計画検討していたが、公費予算を得るのが難しいことから、近年は水耕栽培に切り替えている。

一般的にビニールハウス栽培は、建設コストや維持コストがかかるのが難点であるが、年間を通して安定的で比較的高品質の生産が可能である。生徒の年間を通じた継続的な

実習には水耕栽培よりも適しているものと推測される。

特別支援学校の生徒の就労先として受け入れる企業側からも、農業従事者のニーズがあるのが現状であり、企業ニーズとマッチした生徒を育て、就労支援につながるものであれば、その実現に向けて当初より企図した栽培の方法に沿って予算をあてがうのが本来である。

上記の点、県の子算に限りがある中、限定的ではあるが実習収入の増収をはかり、財源確保の方策を検討する事に留意されたい。

平成31年度の桃花台実習収入

(円)

平成31年度	2,239,328
--------	-----------

**【指摘事項又は意見事項】（その1）**

80 **意見事項：寄宿舎の収容人数に関して（高等支援学校桃花台学園）**

**【現状、問題点及び改善策】**

通学が困難な在籍生徒を受け入れ通学を保障するための寄宿舎が設置されている。高等支援学校桃花台学園は全県一学区の支援学校であることから、県内各地からの入学希望者があり、寄宿舎は18人（男子12人・女子6人）の収容室数に対して、常に満室となっている。

今後は南アルプス市等峡西地域からのスクールバスを増やして通学者の利便性を確保する対応をしているが、寄宿舎に入れないことから入学を断念する生徒が何人もいるとのことである。

現在のスクールバスの運行は石和温泉駅から朝2便、夕2〜3便のみである。

同校は最寄り駅である石和温泉駅から5キロメートル弱の距離があり、市街地域から離れているため、公共交通機関等の交通の便が良い立地ではないのが難点と言える。

解決のためには寄宿舎の増設が最も利便性はあるが、コストがかかるのも事実であり、長期的な観点での検討に留まるのが現実である。

現状では駅からの送迎バスの増設や近隣の施設賃貸等も検討し、県の高校改革・特別支援教育課と十分に連携し、通学事情を理由に入学を断念する生徒がゼロになるよう努めるべきである。

**【指摘事項又は意見事項】（その2）**

81 **意見事項：笛吹高等学校との連携について（笛吹高等学校、高等支援学校桃花台学園）**

**【現状、問題点及び改善策】**

同校の裏には笛吹高等学校の農場があり、笛吹高等学校では学校と農場間（約2キロメートル）を移動するバスを2台所有している。バスは農場での実習をする時間の送迎でのみ使用しているので、朝夕の時間帯は使用していないとのことである。このバスを利用してスケジュールを工夫して高等支援学校桃花台学園の生徒の石和温泉駅からの通学送迎に活用する方法を、両校で協議検討する余地があると考ええる。

また、上記の通りヒニールハウス栽培に関しては高等支援学校桃花台学園単独予算で

事業遂行が困難なことから、桃花台学園から徒歩圏内にある笛吹高等学校の農場におけるヒニールハウスの部分的な共有を協議する余地があると考ええる。

**【指摘事項又は意見事項】（その3）**

82 **意見事項：販売価格の決定プロセスの明確化について（高等支援学校桃花台学園）**

**【現状、問題点及び改善策】**

製品や農業生産物については、学校内で開催するマーケットにおいて来場者に販売するほか、「里の駅いちのみや」などに卸販売をしている。

実習収入にかかる各生産物の販売価格については市場の価格動向を調査して学校独自で決定していることだが、その算定プロセスに関する資料は作成していない。このため販売価格がその時の実勢価格と比較してどの程度の水準であるかを客観的にはかり知ることができないのが現状である。

実習による売払収入に関して、山梨県では販売価格の基準を定めたルールはなく各学校の判断に委ねられているが、品質によって価格の幅を定めるなど、一定の基準を定めることが透明性と経済性を確保する一助となると考える。

すなわち、高等支援学校桃花台学園においては一般販売可能な一定品質を満たす生産物について、教職員含め学校関係者も購入する他、給食にも利用していることを考慮すると、販売価格が著しく有利な程度ではないという透明性が疎明できるような資料が必要になるのではないだろうか。

また、厳しい予算状況において少しでも実習収入を財源として学校予算を維持するためにも、販売価格を一般市場価格と比較して合理的な範囲内の価格とすることが有用である。

修繕や実習資材の購入を適切に行い、生徒の充実した実習を可能にすることより将来の就労支援に役立てることが同校の一義的な役割と考えれば、販売価格にかかる経済性を考慮して、そのための財源確保にベクトルを向けるべきであると考ええる。

**【指摘事項又は意見事項】（その4）**

83 指摘事項：農業の管理について（高等支援学校桃花台学園）

**【現状、問題点及び改善策】**

農業生産コースで使用する農業の管理に関しては、鍵のかかる棚で保管されていたもの、棚の鍵は棚のそばの机に置いてあり、すぐ薬品を取り出せる状態であった。紛失事故を未然防止する観点から、鍵は常に担当職員が管理できる状態にしておくべきである。

**【指摘事項又は意見事項】（その5）**

84 意見事項：実習に関する科目について（高等支援学校桃花台学園）

**【現状、問題点及び改善策】**

種苗、小麦粉等については、実習用の経費として一括で甲府支援学校等学校運営費事業費の「需用費」に含まれているが、それらを原料あるいは材料として製品や生産物の売私収入があるため、「原材料費」の科目で計上することが性質上より適切であり、売私収入との対応の観点から予算管理上も有用性があると考えらる。

**【指摘事項又は意見事項】（その6）**

85 意見事項：無線 LAN 設備の有効活用と台帳記載について（高等支援学校桃花台学園）

**【現状、問題点及び改善策】**

同校の校舎は、旧園芸高校（平成 22 年度に笛吹高等学校に移管）の校舎であり、旧園芸高校時代から校舎内には無線 LAN 装置が設置されているが、現在は稼働していない。

インターネットの利用は PC 室において有線 LAN を利用しているが、無線 LAN 設備を有効利用して、実習での学習等、校舎内で有効な利用できる方策を検討されたい。

また、無線 LAN 設置の有無が公有財産台帳に登録されていないが、建物の付加価値として建物注記情報に登録が必要と思われる。

## 7) 【山梨県立都留興譲館高等学校】

## 【概要】

(1) 設立年月日	平成 26 年 4 月																				
(2) 所在地	山梨県都留市上谷 5-7-1 (前身校：谷村工業高等学校、桂高等学校)																				
(3) 校訓	興譲 他人を思いやる心を持ち、謙虚な気持ちで学業に励む																				
(4) 重点目標	i) 基本的生活習慣の確立と規範意識の向上を図ると共に、健全で活力ある生徒の育成に努める。 ii) 学習や部活動等に積極的に取り組み、その両立に努力する生徒の育成に努める。 iii) 望ましい勤労観・職業観を育てると共に、地域産業を支え、地域に貢献できる人材の育成に努める。 iv) 地元大学等との連携により、大学等の進学に対応した応用的学力を育み、国際社会で活躍できる人材の育成に努める。																				
(5) 設置学科	普通科・機械工学科・電子工学科・制御工学科・環境工学科・英語理数科																				
(6) 教職員数	97 名 (令和 2 年度学校要覧より)																				
(7) 生徒数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>コース\学年</th> <th>1 学年</th> <th>2 学年</th> <th>3 学年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>英語理数科</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>普通科</td> <td>98</td> <td>72</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>工業科</td> <td>67</td> <td>74</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>189</td> <td>171</td> <td>215</td> </tr> </tbody> </table>	コース\学年	1 学年	2 学年	3 学年	英語理数科	24	25	20	普通科	98	72	105	工業科	67	74	90	合計	189	171	215
コース\学年	1 学年	2 学年	3 学年																		
英語理数科	24	25	20																		
普通科	98	72	105																		
工業科	67	74	90																		
合計	189	171	215																		

## 【指摘事項又は意見事項】(その1)

86 指摘事項：備品原簿と現物の実合を行った結果、次の受払処理漏れの備品および備品シールの貼付がない備品がともに存在した。(都留興譲館高等学校)

## 【現状、問題点及び改善策】

物品番号	品名	不一致内容
63000047	立フライヌ盤	現品確認では存在していなかったが、棄却手続きが行われておらず備品台帳に登録されたままになっている。

不明	立フライヌ盤	現品確認では存在したが、受入手続きが行われておらず、備品台帳に登録されていないままになっている。また、備品シールの貼付がないため物品番号は不明である。
不明	立フライヌ盤	現品確認では存在したが、受入手続きが行われておらず、備品台帳に登録されていないままになっている。また、備品シールの貼付がないため物品番号は不明である。
50010103	脇机 (計数管理物品)	現品確認では存在したが、備品原簿上、数量がフライヌとなっており現況と相違が生じている。

日々の受払処理(備品台帳への登録と備品シールの貼付)および年に一度の現品確認に関する規程の運用が適切に行われていない。なお、上記、物件番号不明の備品に関し、学校往査時には、速やかに備品原簿の特定ができなかったが、後々、備品原簿上に掲載されていたことが、学校により確認されたことを付記しておく。

## 【指摘事項又は意見事項】(その2)

87 指摘事項：往査の際に、備品の管理を遂行すべき立場の事務長が開けることができない金庫が存在した。(都留興譲館高等学校)

後日中身を確認することができたが、「常に供用又は処分をすることができるよう保管しなければならない」と定める山梨県財務規則 151 条からすれば、鍵の所在等を把握していないことが問題である。

8) 【山梨県立青洲高等学校】

【概要】

(1) 設立年月日	令和2年4月 (前身校：市川高等学校、峡南高等学校、増穂商業高等学校)																				
(2) 所在地	山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 1733-2																				
(3) 校訓	進取 敬愛 共創																				
(4) 重点目標	<p>i) 確かな学力の定着を図るとともに、主体的に社会を生き抜いていく力を育てます。</p> <p>ii) 多様性を認め合い、協働しながら学び活動し続ける人材を育てます。</p> <p>iii) 地域・社会とのつながりを通じて、社会に貢献できる人材を育てます。</p>																				
(5) 設置学科	普通科・工業科・商業科																				
(6) 教職員数	46名 (令和2年度学校要覧より)																				
(7) 生徒数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>コース\学年</th> <th>1学年</th> <th>2学年</th> <th>3学年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商業科</td> <td>75</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通科</td> <td>140</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工業科</td> <td>60</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>275</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	コース\学年	1学年	2学年	3学年	商業科	75			普通科	140			工業科	60			合計	275		
コース\学年	1学年	2学年	3学年																		
商業科	75																				
普通科	140																				
工業科	60																				
合計	275																				

【指摘事項又は意見事項】

88 意見事項：図書システムと備品原簿による図書在庫の管理について（青洲高等学校）

【現状、問題点及び改善策】

図書については高校教育課が管理する独自のシステムにより1冊ごと管理している。備品原簿への反映については、すべての納品が完了した時点で、物品管理システムにより備品原簿の計数へ冊数を計上して管理する形となっている。  
ヒアリングによれば、次のように2つのシステムの取得の計上基準が異なるため、現品確認の時点で冊数に相違が生じる結果となってしまう。

・ 図書を10冊発注した場合

項目	取得のタイムズ
図書	納品ごとに受入の処理を行っている。
備品	10冊すべてが納品した際に、10冊の受入の処理を一度に行っている。

本来であれば、冊数ごとに管理している図書システムに合わせることで正確であると考えられる。しかし、当該相違を前提としたうえで、現品確認の際に差分の認識ができていたのであれば、金額的にも多額でないと考えられることや、経済性から計数管理としている趣旨を鑑み、指摘事項とはしなかった。

9) 【山梨県立甲府南高等学校】

【概要】

(1) 設立年月日	昭和 38 年 4 月																
(2) 所在地	山梨県 甲府市 中小河原町 222 番地																
(3) 校訓	開拓者精神																
(4) 重点目標 (教育目標)	i) 真理を求め、高き理想を掲げ、真摯に学ぶ生徒を育てる。 ii) 善なるものを求め、自他を敬愛し、品性を磨く生徒を育てる。 iii) 美しきものを愛し、心身を鍛錬し、新たな自己を拓く生徒を育てる。																
(5) 設置学科	普通科・理数科																
(6) 教職員数	85 名 (令和 2 年度学校要覧より)																
(7) 生徒数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>コース\学年</th> <th>1 学年</th> <th>2 学年</th> <th>3 学年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通科</td> <td>201</td> <td>221</td> <td>209</td> </tr> <tr> <td>理数科</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>241</td> <td>261</td> <td>248</td> </tr> </tbody> </table>	コース\学年	1 学年	2 学年	3 学年	普通科	201	221	209	理数科	40	40	39	合計	241	261	248
コース\学年	1 学年	2 学年	3 学年														
普通科	201	221	209														
理数科	40	40	39														
合計	241	261	248														

【指摘事項又は意見事項】(その1)

89 意見事項：個人情報取り扱いを厳重に行うことが望まれる。(甲府南高等学校)

【現状、問題点及び改善策】

奨学給付金の申請書類がフナイリソングされずに箱に入り、事務消耗品の倉庫として使われている部屋に保管されていた。本来ならばフナイリソングされて同部屋の棚に保管されるものであった。倉庫内の箱は処理中の書類を仮置きするためのものであり、当該書類は、奨学給付金申請書類のうち、認定後の支払いに関するもので支払処理後にフナイリソングを行う予定であり、当日業務終了時に箱内の書類はクリアフナイルへ入れて棚へ納めているということであった。事務消耗品庫(勤務時間外は施錠)は、事務室職員以外立ち入り禁止であり、同書類を函入して短時間、仮置きするのはやむを得ないとも思えるが、たとえ短時間であっても、人の管理下に置かない場合には、厳格な取り扱いをすることが望ましい。

【指摘事項又は意見事項】(その2)

90 指摘事項：薬品(危険物)の受払記録の方法の改善を要望する。(甲府南高等学校)

【現状】

現状の薬品の受払の記録は、保管室内にある受払シートに持ち出しの際に、使用年月日、薬品 ID、棚番号、薬品名を記載し、返還する際に残量を計測し、受払シートにその残量を記録している。また薬品ごとの ID、保管場所は PC 上で管理していて、年に 1 度棚卸を行って、残量を確定させ、薬品管理台帳としている。

【問題点及び改善策】

現状の管理の問題点としては、受払の記録からどの薬品が現時点でいくらあるべきかが明らかにならないため、直近で使用したものを以外は、棚卸をするまで残量がわからない。紛失や盗難があった場合に迅速な対応ができない可能性がある。また棚卸を効率的に行うことができない可能性がある。

山梨県教育委員会の理科薬品管理及び取り扱いの手引(平成 20 年 3 月改訂)第 3 章薬品管理と保管 2 薬品在庫の把握(薬品台帳)において例示されている薬品台帳の運用が望まれる。具体的には以下のようなインデックスを薬品ごとに作成し活用することや、受払シートに試薬瓶毎、返却日・残量を記録し、台帳に転記する方法などが考えられる。

薬品名	棚番号	ID	購入量 (本又は g)	使用量 (g)	在庫量 (g)	備考	
			令和 2 年 11 月 3 日	600	200	400	
			令和 2 年 11 月 12 日		150	250	
			令和 2 年 11 月 30 日	600		850	1 本購入 定期点検

101 【山梨県立甲府工業高等学校】

【概要】

(1) 設立年月日	大正6年4月			
(2) 所在地	山梨県甲府市塩部二丁目7番1号			
(3) 校訓	質実剛健 「技術者となる前に人間となれ」			
(4) 重点目標	新時代を主体的・創造的に生き、知徳体をそなえ、地域の希望となり未来となり光となり、山梨や日本を支え、世界に羽ばたくエンジニアを育成する			
(5) 設置学科	・機械化・電気科・電子科・建築科・土木科			
(6) 教職員数	105名（令和2年度学校要覧より）			
(7) 生徒数	コース\学年	1学年	2学年	3学年
	機械科	74	79	79
	電気科	76	74	74
	電子科	40	40	38
	建築科	34	40	36
	土木科	30	39	37
	合計	254	272	264

【指摘事項又は意見事項】

91 指摘事項：備品シールの整備を定期的に行うべきである。（甲府工業高等学校）

【現状】

備品リストに基づき校内の備品の確認をしたところ、備品シールが読み取れなくなっているものがあつた。確認した備品についてはもれなく備品シールが貼り付けられていたものの、工場にある工作機械の備品シールにいくつかに印字が薄れているのが見受けられた。油によって記載内容が消えてしまったとのことである。備品の種類と台数から備品リストとの照合は可能ではあつたが、備品に関する知識がない者では、台帳と理物の照合が困難な状況であつた。

【問題点及び改善策】

備品シールは現品と台帳を効率的につなぐために必要なものであるため、確実に整

備すべきである。貼り濡れはなかったものの、設置場所の性質や使用状況、使用頻度によっては剥がれたり文字が消えてしまつたりすることがある。定期的な備品チェックの際に、理物の状況だけでなく、備品シールの不備の有無などの管理状況についても確認するべきである。

## 11) 【山梨県立日川高等学校】

## 【概要】

(1) 設立年月日	明治 39 年 6 月												
(2) 所在地	山梨県山梨市一町田中 1 0 6 2												
(3) 校訓	實美剛毅												
(4) 重点目標 (教育方針)	文武両道 “To Cultivate Your Own Mind” の精神のもと、 1. 文武両道の実践を軸に心身を錬磨し、高い知性と教養、たくましい身体と精神力、人を思いやる豊かな感性を あわせ持つ生徒を育成する。 2. 基礎的な学力を基盤とした学力の向上を図り、望ましい職業観・勤労観を育み、自ら学び主体的に進路を選択する能力を育成する。 3. 自由を尊び、規律と責任を重んじ、豊かな想像力と進取の気性を備えた社会の有為な形成者となる人材を育成する。												
(5) 設置学科	・ 普通科												
(6) 教職員数	71 名 (令和 2 年度学校要覧より)												
(7) 生徒数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>コース\学年</th> <th>1 学年</th> <th>2 学年</th> <th>3 学年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通科</td> <td>220</td> <td>221</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>220</td> <td>221</td> <td>240</td> </tr> </tbody> </table>	コース\学年	1 学年	2 学年	3 学年	普通科	220	221	240	合計	220	221	240
コース\学年	1 学年	2 学年	3 学年										
普通科	220	221	240										
合計	220	221	240										

## 【指摘事項又は意見事項】(その 1)

92 指摘事項：日川高等学校において物品調達管理システムから印刷した台帳と現物との間の数量や備品の有無などの差異について調査がなされていなかった。差異については、調査を実施し廃棄等の適切な処理を行う必要がある。(日川高等学校)

## 【現状】

各高等学校に存在する備品は、山梨財務規則運用通知で定義が行われ、物品調達管理

システムに登録されている。山梨県財務規則運用通知 151 条において毎年帳簿と現物との照合を実施することとなっている。帳簿は、物品調達管理システムから印刷した台帳を使用している。

第三百九十九条関係・・・備品について

1 備品とは、財務規則第三百九十九条第一項第一号の規定によるが、特に指定するものを除きその取得価格又は評価額が三万円（平成二十八年度から五万円とする。平成二十七年度については、従前のおり三万円）以上の物品で、一年以上にわたり通常の使用に耐えたと認められる物品をいう。

第五百十一条関係・・・備品の現品確認について

備品が良好な状態で使用されていること及び適切に管理していることを確認するため、課長及びかい長は毎年七月三十一日を基準日として別に示す方法により帳簿に登録されているものと現物を照合し、九月三十日までに本庁においては出納局管理課長（車両にあっては財産管理課長）の職にある物品出納員、かいにおいて物品出納員等に報告すること。（平成十二年四月一日）

(出典：「山梨県財務規則運用通知」より)

日川高等学校では、当該規則に準拠し物品調達管理システムから台帳を印刷し現物との照合を実施している。台帳に記載されている備品は約 2,000 点を超える。台帳に記載の備品について設置場所ごとに各教員に分担して照合を実施している。照合の結果、存在しない備品については、各教員がその旨を台帳に記載し、事務局に報告が行われている。

現物との照合確認を行った結果を閲覧したが、存在しない旨の記載がある物品について物品調達管理システムに、除却の登録が行われていなかった。また、差異が発生した要因について調査が行われていなかった。

## 【問題点及び改善事項】

備品を廃棄する際には、廃棄理由などを記載した起案を事務局に提出し承認を得る必要がある。事務局では、備品の廃棄を確認し、物品調達管理システムに登録を実施する。今回、現物が存在しない備品が、台帳に記載されていたが、当該備品については廃棄した際の手続きを省略したか、何らかの理由で紛失したことが要因と思われる。

台帳と現物との差異については、発生原因の調査を行うとともに、備品の廃棄について適切な手続きの周知を行うべきである。

### 【指摘事項又は意見事項】（その2）

#### 93 指摘事項：各県立高校、支援学校に存在するすべての私費会計について収支の記録、会計報告、会計監査を実施されたい(各県立学校)

##### 【現状】

県立高校及び支援学校では、生徒の自費で負担すべき修学旅行や模擬試験の受験料、PTA会費、部活動の旅費や用具に充てるための費用等、生徒、保護者、同窓会等から集金を行い、必要な支出を実施している。一般に私費会計と呼ばれ、用途ごとに学校名の銀行口座を開設し資金の出し入れを行っている。私費会計の種類や管理方法は、県立高校や支援学校ごとに多様であり、山梨県教育委員会として統一された管理方法は存在しない。

現場往査を実施した日川高等学校では、私費会計の管理は、事務局長、各学年主任、PTA担当職員等が行っている。PTAや部活動、生徒会など収支について帳簿による記録を行い、会計報告等を実施している口座もあれば、実施していない口座もあった。現場往査後に全ての県立高校及び支援学校の私費会計の状況について調査書を送付して状況の把握を実施した。調査書は、監査人が作成したもので学校が管理するすべての銀行口座の残高や内容、帳簿の有無、収入支出を記録した帳簿等の資料の提出を求めるものである。学校によっては、調査対象に関する理解の相違があり、口座に関して網羅的な記載となっていないと思われるものがあったが、各県立高校及び支援高校とも多数の口座を管理していることを確認した。

調査の結果、日川高等学校と同様に収支を記録した帳簿等を作成していない口座が多くの学校に存在することを確認した。こうした私費会計は、帳簿と預金残高の照合のできない状態であり、会計報告、会計監査を行っていない状態であることが推定される。

##### 【問題点及び改善策】

日川高等学校への現地視察と各学校への調査書の回答結果、全体の傾向としてPTA、同窓会といった組織が整備され金額が大きくなる会計については、会計報告や会計監査が実施されている反面、資金の出入りが頻繁ではない会計や、少額を取扱う会計については、収入支出を記録した帳簿等の作成や会計報告、会計監査が省略されているものが

あることを確認した。

資金を管理する以上は、不正な支出が行われていないこと、管理者として適切に管理を行っていることを証明するために、すべての会計において毎年会計報告を行い、当該会計に関与する者の監査を受けるべきである。収支については、証拠書類を保管するとともに、監査において閲覧可能な状態に整理しておく必要がある。会計監査では、通帳残高と会計報告の残高又は帳簿残高が一致していることについて必ず確認を行う必要がある。各県立高校及び支援学校においては、すべての私費会計について収支の記録を行い、会計報告、会計監査を実施することを徹底されたい。

また、手続の実施において資産の流用等の事項は検出されなかったが、長年におたり多数の通帳を管理してきた経緯からすると、人事異動の際に引き継がれず休眠状態となったものや、忘れ去られてしまった口座などが存在する可能性がある。金融機関に対して学校名義の口座の残高証明を求め、管理口座に漏れがないことを確認されたい。

12) 【山梨県立ろう学校】

【概要】

(1) 設立年月日	昭和23年4月																																				
(2) 所在地	山梨県山梨市大野1009番地																																				
(3) 校訓	己に克つ																																				
(4) 重点目標 (教育目標)	こどものたくましく生きる力と豊かな言語力を育む																																				
(5) 設置学科等	・幼稚部・小学部・中学部・高等部 (知的代替)																																				
(6) 教職員数	58名 (令和2年度学校要覧より)																																				
(7) 生徒数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学部\学年</th> <th>1学年</th> <th>2学年</th> <th>3学年</th> <th>4学年</th> <th>5学年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚部</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>小学部</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>中学部</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>高等部</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	学部\学年	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	幼稚部	3	2	1	/	/	小学部	2	1	4	2	2	中学部	3	3	1	/	/	高等部	1	1	2	/	/	合計	9	7	8	2	2
学部\学年	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年																																
幼稚部	3	2	1	/	/																																
小学部	2	1	4	2	2																																
中学部	3	3	1	/	/																																
高等部	1	1	2	/	/																																
合計	9	7	8	2	2																																

【指摘事項又は意見事項】

該当事項なし

IV. 利害関係について

包括外部監査の対象としての特定の事件につき地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。